

医療介護総合確保促進法に基づく 神奈川県計画（令和２年度分）

**令和３年１月
令和３年３月改定
神奈川県**

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

本県における平成 27 年の 65 歳以上の高齢者数は 215.8 万人（高齢化率は 23.9%）、75 歳以上の高齢者数は 98.4 万人（対人口比は 10.9%）であったが、団塊の世代が後期高齢者となる 2025（令和 7）年には、65 歳以上の高齢者数は 242.4 万人（高齢化率は 26.7%）で平成 27 年の 1.12 倍、75 歳以上の高齢者数は 146.7 万人（対人口比は 16.2%）で平成 27 年の 1.49 倍（伸び率は埼玉県、千葉県に次ぐ全国 3 位）となることを見込まれている。

また、要支援・要介護認定者数についても、平成 26 年度は 33.5 万人であったものが令和 7 年度は 51.0 万人となり、1.5 倍に増加することが見込まれている。

こうした状況を踏まえ、本県は、超高齢社会の課題を克服し、高齢になっても誰もが健康に暮らすことができ、長生きして幸せな社会を実現することを目指し、市町村、県民、企業、関係団体等と協力し、「未病を改善する」取組みを推進している。

一方で、高齢化の進展に伴い、慢性疾患や複数の疾病を抱えるなどの特徴を持つ患者が増えるとともに、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加することが予想され、医療や介護が必要となった場合に、地域で安心して療養しながら生活できる体制の整備が必要となる。

そこで、急性期から在宅医療・介護まで一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ、病床の機能分化・連携や在宅医療・介護サービスの充実の推進など、効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築するための取組みを進めるとともに、その担い手となる医療・介護従事者等の確保・養成のために必要な取組みを行う。

■ 令和 2 年度計画における取組みの方向性

【医療分野】

高齢化の進展に伴い、医療ニーズが増大する中において、地域の限られた資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、令和 7 年（2025 年）のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示すものとして、平成 28 年 10 月に神奈川県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）を策定した。

この地域医療構想で示す、将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すため、将来において不足する病床機能の確保及び連携を推進し、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実を図るとともに、将来の医療提供体制を支える医療従事者を確保・養成していく。

(医療分野の施策体系)

I 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築

1 病床機能の確保

- ① 不足する病床機能への転換・整備の推進(★)
- ② 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成
- ③ 病床稼働率向上のための取組の推進

2 病床機能等の連携体制構築(★)

- ① 地域の医療・介護の連携体制構築
- ② 主要な疾患等の医療提供体制の強化

3 県民の適切な医療機関の選択や受療の促進に向けた普及啓発

II 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実に係る取組み

1 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の基盤整備

- ① 在宅医療の体制構築
- ② 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化
- ③ 薬剤師の医薬品等の適切な取扱いや在宅医療の知識向上
- ④ 小児の在宅医療の連携体制構築
- ⑤ 地域で支える認知症支援及び精神疾患ネットワークの構築

2 在宅医療を担う人材の確保・育成(★)

- ① 在宅医療を担う医療従事者の確保
- ② 在宅医療の多様なニーズに対応した質の高い人材の育成

3 県民に向けた在宅医療の普及啓発及び患者・家族の負担軽減

IV 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取組み

1 医師の確保・養成(★)

- ① 医師の確保・養成
- ② 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組み

2 看護職員の確保・養成(★)

- ① 看護職員の養成確保
- ② 定着対策
- ③ 再就業の促進

3 歯科関係職種の確保・養成(★)

4 薬剤師の確保・養成

5 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成(再掲)

6 在宅医療を担う人材の確保・育成(再掲)

VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する取組み

1 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備(★)

※ 令和2年度計画は、★印の施策に係る事業を中心に位置づけている。
これ以外の施策に係る事業については、平成26年度計画・平成27年度計画・平成28年度計画・平成29年度計画・平成30年度計画・令和元年度計画にも位置づけて実施している。

【介護分野】

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

地域密着型
サービス等
整備助成事業

1 地域密着型サービス施設等の整備支援

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設等の整備に対して支援を行う。

2 介護施設等の合築支援

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な福祉サービスを提供するため、合築・併設整備に対して支援を行う。

3 空き家を活用した整備への支援

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備に対して支援を行う。

施設開設
準備経費等
支援事業

1 介護施設等の開設準備経費等への支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。

2 介護療養型医療施設の転換整備への支援

介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備で開設準備に要する経費について支援を行う。

定期借地権
設定のための
一時金支援事業

1 定期借地権設定のための一時金への支援

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたもの）について支援を行う。

既存の特別養護
老人ホーム等の
ユニット化改修等
支援事業

1 既存施設へのユニット化改修への支援

特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。

2 特養多床室のプライバシー保護のための改修支援

特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。

3 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備支援

介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備について支援を行う。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

本県における医療介護総合確保区域については、

- 横浜（18 区）
- 川崎（7 区）
- 相模原（3 区）
- 横須賀・三浦（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）
- 湘南東部（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）
- 湘南西部（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町）
- 県央（厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）
- 県西（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

の地域とする。

- ☒ 2 次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
- ☐ 2 次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

(3) 計画の目標の設定等

■神奈川県全体

1. 目標

令和 7 年（2025 年）に向けて、各地域における課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

神奈川県における回復期病床は、令和 7 年（2025 年）の必要病床数が、現状に比べ約 1 万 6 千床不足すると見込まれていることから、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。

- ・ 27～29 年度基金を活用して整備を行う回復期等の病床数：293 床（令和 2 年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

神奈川県においては、令和 7 年（2025 年）に向けて、在宅医療等の患者数が大幅に増加（約 1.6 倍）すると推計されており、在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させることを目指す。

- ・ 訪問診療を実施している診療所・病院数
1,455（平成 27 年度）→ 2,139（令和 5 年度）
- ・ 在宅療養支援診療所・病院数
930（平成 29 年）→ 1,302（令和 5 年度）
- ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数
694（平成 27 年度）→ 1,020（令和 5 年度）
- ・ 訪問歯科診療を実施している歯科診療所数
725 機関（平成 26 年度）→ 982 機関（令和 5 年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して、支援を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A) (定員数／施設数)	令和 2 年度(B) (定員数／施設数)	増減(B)－(A) (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	37,314 床/392 ヶ所	38,089 床/399 ヶ所	775 床/ 7 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	725 床/26 ヶ所	851 床/30 ヶ所	126 床/ 4 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,350 床／18 ヶ所	1,350 床／18 ヶ所	-床/-ヶ所

養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20, 129 床/191 ケ所	20, 329 床/193 ケ所	200 床/ 2 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	144 床／ 6 ケ所	144 床／ 6 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1, 310 床／25 ケ所	1, 310 床／25 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ケ所	191 床／10 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	97 ケ所	108 ケ所	11 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2, 236 床/324 ケ所	2, 398 床/342 ケ所	162 床/18 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	2, 645 床/266 ケ所	2, 645 床/266 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	13, 347 床/783 ケ所	13, 807 床/806 ケ所	460 床/23 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	435 床/58 ケ所	544 床/71 ケ所	109 床/13 ケ所
介護予防拠点	121 ケ所	121 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	370 ケ所	370 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所
施設内保育施設	34 ケ所	38 ケ所	4 ケ所
訪問看護ステーション	752 ケ所	752 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	221 床／57 ケ所	221 床／57 ケ所	-床／-ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すためには、医療従事者の確保・養成が重要である。

神奈川県においては、医療従事者数が概ね全国平均を下回っているため、不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

ア 医師の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回り、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を有しており、これらの課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）
212.4 人(平成 30 年 12 月)→ 227.9 人(令和 4 年 12 月)

- ・ 産科医・産婦人科医師数
763 人（平成 30 年）→ 783 人（令和 4 年度）
- ・ 休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができているブロック数
現行 14 ブロックの維持

イ 看護職員の確保

神奈川県の人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。

- ・ 県内の就業看護職員数
80,815 人（平成 30 年 12 月末）→ 89,000 人（令和 2 年度）
- ・ 看護職員等修学資金借受者の県内就業率
90.8%（平成 30 年度）→ 91.4%（令和 3 年度）
- ・ 県内院内保育施設数
120 施設以上の維持
- ・ 届出登録者の増加
3850 件（平成 30 年度）→ 4550 件（令和 2 年度）
- ・ 届出登録者の応募就職率のアップ
81.0%（令和元年度）→ 85.8%（令和 2 年度）
- ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者
20 人（令和 2 年度）
- ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数
新人看護職員対象研修受講者 250 名（令和 2 年度）
中堅看護職員対象研修受講者 432 名（令和 2 年度）

ウ 歯科関係人材の確保

神奈川県 の 1 診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。

- ・ 県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加
642 施設（令和 2 年度）→ 660 施設（令和 3 年度）
- ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数
歯科衛生士 250 人の増（令和 2 年度）
歯科技工士 25 人の増（令和 2 年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

神奈川県においては、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年(2025 年)までに、さらなる人材確保対策を講じなければ、県内で約 21,000 人の介護人材が不足する見通

しとなっているため、介護人材の量的確保を図ることを目標とする。

あわせて、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応することができるよう介護職員の資質向上への具体的な方策を講じることで、介護人材の質的確保も図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 来日する外国人留学生数 年間 80 人
- ・ 経営アドバイザー派遣事業者数 年間 30 事業者

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

医師の時間外労働時間上限規制における「地域医療確保暫定特例水準」の適用が見込まれる、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関を対象とし、勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援することで、勤務医の労働時間の短縮し、勤務医の働き方改革の推進を図ることを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加
53%（令和元年）→ 目標 100%（令和 6 年）

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

■横浜

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A)	令和2年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	16,346 床／155 ケ所	16,806 床／159 ケ所	460 床／4 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床／2 ケ所	94 床／3 ケ所	39 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	498 床／6 ケ所	498 床／6 ケ所	-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,501 床／84 ケ所	9,501 床／84 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	70 床／3 ケ所	70 床／3 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床／5 ケ所	378 床／5 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床／1 ケ所	16 床／1 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	45 ケ所	48 ケ所	3 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	929 床／137 ケ所	947 床／139 ケ所	18 床／2 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,339 人／129 ケ所	1,339 人／129 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	5,701 床／327 ケ所	5,899 床／336 ケ所	198 床／9 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	133 床／18 ケ所	152 床／21 ケ所	19 床／3 ケ所
介護予防拠点	2 ケ所	2 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	142 ケ所	142 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	10 ケ所	10 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	325 ケ所	325 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	15 床／15 ケ所	15 床／15 ケ所	-床／-ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

■川崎

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A)	令和2年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	4,651床／48ヶ所	4,766床／49ヶ所	115床／1ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250床／9ヶ所	250床／9ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員30人以上)	190床／2ヶ所	190床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員29人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員30人以上)	2,281床／21ヶ所	2,281床／21ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設(定員29人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス(定員30人以上)	264床／3ヶ所	264床／3ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス(定員29人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	23ヶ所	27ヶ所	4ヶ所

小規模多機能型居宅介護事業所	338 床／47 ケ所	410 床／55 ケ所	72 床／8 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	578 人／61 ケ所	578 人／61 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	2,223 床／129 ケ所	2,349 床／134 ケ所	126 床／5 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	108 床／14 ケ所	144 床／18 ケ所	36 床／4 ケ所
介護予防拠点	55 ケ所	55 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	49 ケ所	49 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ケ所	4 ケ所	2 ケ所
訪問看護ステーション	93 ケ所	93 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	205 床／15 ケ所	205 床／15 ケ所	-床／-ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

■相模原

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A)	令和2年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,127 床／37 ケ所	3,227 床／38 ケ所	100 床／1 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床／2 ケ所	58 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム(定員 30 人以上)	80 床／1 ケ所	80 床／1 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員 30 人以上)	1,231 床／13 ケ所	1,231 床／13 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス(定員 30 人以上)	122 床／4 ケ所	122 床／4 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス(定員 29 人以下)	96 床／5 ケ所	96 床／5 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所	6 ケ所	-ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	192 床／31 ケ所	192 床／31 ケ所	-床／-ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	94 人／12 ケ所	94 人／12 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,319 床／75 ケ所	1,337 床／76 ケ所	18 床／1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18 床／2 ケ所	36 床／4 ケ所	18 床／2 ケ所
介護予防拠点	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	29 ケ所	29 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	10 ケ所	10 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	60 ケ所	60 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊

定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

■横須賀・三浦

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A)	令和2年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,751床／39ヶ所	3,751床／39ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員30人以上)	152床／3ヶ所	152床／3ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員29人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員30人以上)	1,781床／19ヶ所	1,781床／19ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設(定員29人以	16床／1ヶ所	16床／1ヶ所	-床／-ヶ所

下)			
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床／ 2 ヶ所	150 床／ 2 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床／ 1 ヶ所	20 床／ 1 ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ヶ所	6 ヶ所	1 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	159 床／25 ヶ所	168 床／26 ヶ所	9 床／ 1 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	280 人／28 ヶ所	280 人／28 ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,167 床／78 ヶ所	1,204 床／81 ヶ所	37 床／ 3 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	30 床／ 4 ヶ所	48 床／ 6 ヶ所	18 床／ 2 ヶ所
介護予防拠点	3 ヶ所	3 ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	30 ヶ所	30 ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	1 ヶ所	1 ヶ所	-ヶ所
施設内保育施設	8 ヶ所	9 ヶ所	1 ヶ所
訪問看護ステーション	58 ヶ所	58 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

■湘南東部

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A)	令和2年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,343 床／29 ケ所	2,443 床／30 ケ所	100 床／1 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床／3 ケ所	74 床／3 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム(定員 30 人以上)	200 床／2 ケ所	200 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員 30 人以上)	1,416 床／14 ケ所	1,416 床／14 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス(定員 30 人以上)	80 床／2 ケ所	80 床／2 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4 ケ所	4 ケ所	-ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	227 床／30 ケ所	236 床／31 ケ所	9 床／1 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	68 人／6 ケ所	68 人／6 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	753 床／44 ケ所	771 床／45 ケ所	18 床／1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	57 床／7 ケ所	75 床／9 ケ所	18 床／2 ケ所
介護予防拠点	26 ケ所	26 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	31 ケ所	31 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ケ所	2 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	57 ケ所	57 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	16 ケ所	16 ケ所	-ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

■湘南西部

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A)	令和2年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,361床／26ヶ所	2,361床／26ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85床／3ヶ所	143床／5ヶ所	58床／2ヶ所
養護老人ホーム(定員30人以上)	120床／2ヶ所	120床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員29人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員30人以上)	1,287床／13ヶ所	1,387床／14ヶ所	100床／1ヶ所
介護老人保健施設(定員29人以下)	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス(定員30人以上)	226床／6ヶ所	226床／6ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス(定員29人以下)	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6ヶ所	7ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	162床／22ヶ所	189床／25ヶ所	27床／3ヶ所
認知症対応型デイサービスセン	112人／11ヶ所	112人／11ヶ所	-人／-ヶ所

ター			
認知症高齢者グループホーム	693 床／43 ヶ所	711 床／44 ヶ所	18 床／1 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	35 床／5 ヶ所	35 床／5 ヶ所	- 床／- ヶ所
介護予防拠点	2 ヶ所	2 ヶ所	- ヶ所
地域包括支援センター	27 ヶ所	27 ヶ所	- ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	52 ヶ所	52 ヶ所	- ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

■県央

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A)	令和2年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,154 床／41 ケ所	3,154 床／41 ケ所	-床／-ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	116 床／4 ケ所	116 床／4 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム(定員 30 人以上)	110 床／2 ケ所	110 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員 30 人以上)	1,576 床／17 ケ所	1,676 床／18 ケ所	100 床／1 ケ所
介護老人保健施設(定員 29 人以下)	29 床／1 ケ所	29 床／1 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス(定員 30 人以上)	60 床／2 ケ所	60 床／2 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス(定員 29 人以下)	30 床／2 ケ所	30 床／2 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ケ所	5 ケ所	2 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	130 床／19 ケ所	140 床／20 ケ所	10 床／1 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	95 人／9 ケ所	95 人／9 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	900 床／53 ケ所	945 床／56 ケ所	45 床／3 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	30 床／4 ケ所	30 床／4 ケ所	-床／-ケ所
介護予防拠点	28 ケ所	28 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	39 ケ所	39 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ケ所	2 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	71 ケ所	71 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	1 床／11 ケ所	1 床／11 ケ所	-床／-ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

■県西

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	令和元年度(A)	令和2年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	1,581床／17ヶ所	1,581床／17ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58床／2ヶ所	87床／3ヶ所	29床／1ヶ所
養護老人ホーム(定員30人以上)	対象施設なし	対象施設なし	
養護老人ホーム(定員29人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員30人以上)	1,056床／10ヶ所	1,056床／10ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設(定員29人以下)	対象施設なし	対象施設なし	

ケアハウス（定員 30 人以上）	30 床／1 ヶ所	30 床／1 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ヶ所	5 ヶ所	-ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	99 床／13 ヶ所	116 床／15 ヶ所	17 床／2 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	79 人／10 ヶ所	79 人／10 ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	591 床／34 ヶ所	591 床／34 ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	24 床／4 ヶ所	24 床／4 ヶ所	-床／-ヶ所
介護予防拠点	4 ヶ所	4 ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	23 ヶ所	23 ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	36 ヶ所	36 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

（注）目標の設定に当たっては、医療計画、介護保険事業支援計画等を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目したできる限り定量的な視点による目標設定を行うこと。

(4) 目標の達成状況

別紙「事後評価」のとおり。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

令和元年	5月	【医療分・介護分】令和2年度計画の意見募集にあたって、県医師会等との事前調整、実施について関係団体等への連絡
	5月28日～7月31日	【医療分】ホームページにおいて、市町村、関係団体、県民、福祉関係者等から提案募集
	5月28日～7月31日	【介護分】介護従事者確保事業について、ホームページにおいて、市町村、関係団体、県民、福祉関係者等から提案募集
	9月～12月	【医療分・介護分】県医師会、県歯科医師会等の関係団体と個別調整
令和2年	3月6日	【医療分】保健医療計画推進会議 (令和2年度計画策定に向けた調査票等の内容について意見聴取)
	3月24日	【介護分】かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会 (令和2年度計画策定に向けて意見聴取)
	3月	【介護分】神奈川県在宅医療推進協議会及び地域包括ケア会議 (令和2年度計画策定に向けて意見聴取) * 書面開催
	3月～7月	【医療分・介護分】関係団体、市町村等と実施内容の個別調整
	9月30日	【医療分】保健医療計画推進会議 (令和2年度計画についての意見聴取)
	10月	【介護分】神奈川県在宅医療推進協議会及び地域包括ケア会議 (令和2年度計画についての意見聴取) * 書面開催

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、取組みの推進状況を検証し、県医師会ほか関係団体、市町村、医療介護関係事業者や、保健医療計画推進会議、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うなどにより、計画を推進していく。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 病床機能分化・連携推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 24,576 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県医師会、神奈川県病院協会ほか	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	本県においては、地域医療構想の必要病床数推計において、令和7年（2025年）に向けて、病床全体では約1万床が不足すると推計され、特に回復期病床の不足が見込まれている。増加する医療需要に対応するためには、 ・医療機関や県民に対して、地域医療構想についての理解を促す ・構想区域内での病床機能の分化・連携や、病床利用率の向上などのための、医療機関や関係団体の自主的な取組みを促し、限りある医療資源を有効活用できるようにする ・病床機能の転換等に要する費用への支援を行いながら、不足する病床機能への医療機関の自主的な転換を促す ・病院間、病院・診療所間、医療機関・介護保険事業所間等で緊密な連携体制の構築に向けた取組みを推進すること、同時に、同時並行で取り組んでいく必要がある。	
	アウトカム指標： ・27～29年度基金を活用して整備を行う回復期等の病床数：293床（令和2年度）	
事業の内容	ア 医療機関に対するセミナー・相談会の開催や、個別相談等により、地域医療構想の理解促進を図るとともに、医療機関が不足する病床機能への転換を検討する際に相談支援を行い、転換を促す。 イ 医療関係団体と連携しながら、構想区域内の病床機能の分化・連携に向けて、医療関係団体や医療機関による会議や検討会等の開催や、その他の自主的な取組みを促すための支援を行う。 ウ 高齢化の進展により医療需要が増加する糖尿病などの主要な疾患に関して、モデル地域における協議会や、医療機関等への研修会など、かかりつけ医と専門医など複数の医療機関や職種による連携を推進する。これにより、地域の医療機関が連携・役割分担し、急性期における早期の適切な治療の開始、回復期から維持期における再発予防の取組み、再発や増悪を繰り返す患者に対する適切な介入などを、疾患の特徴や患者の	

	状態に応じて行うことで、急性期から維持期（在宅医療）まで、切れ目のない医療が受けられる体制を構築する。 エ 高齢化の進展により医療需要が増加する心血管疾患について、地域の中核となる特定の医療機関が中心となり、今後必要とされる外来心臓リハビリテーションや地域連携を推進する体制の強化を行う。あわせて、不足と推計されている回復期について、地域での普及活動を行う。					
アウトプット指標	ア、イ 医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施（医療機関向けセミナー・相談会：2回、転換検討に対する相談支援：3医療機関） イ 各構想区域の医療機関の参加するワーキンググループや検討会等の実施（9構想区域で開催） ウ 広く医療資源として活躍できる歯科医療人材を養成する研修会の参加人数：150名 多職種向け研修会の参加人数:100名 エ 特定の医療機関における外来リハ件数の増加： 平成30年度166件→令和3年度365件					
アウトカムとアウトプットの関連	医療機関へのセミナー等や、地域医療の連携を促進する事業の実施により、2025年の病床の必要量に対して不足する病床機能への転換や、構想区域内の医療機関間の役割分担・連携が推進される。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 24,576	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 8,945
		基金	国(A)	(千円) 13,340		
			都道府県 (B)	(千円) 6,669	民	(千円) 4,395
			計(A+B)	(千円) 20,009		うち受託事業等 (再掲)(注2)
			その他(C)	(千円) 4,567		(千円)
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	【No. 2（医療分）】 緩和ケア推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 115,566 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	本県にあっては、緩和ケアを提供する緩和ケア病棟が少なく、病棟の整備を促進する必要がある。						
	アウトカム指標：10万人当たりの病床数の増加 （現状：R1年度4.61床 予定：R2年度5.06床）						
事業の内容	緩和ケア病棟の整備を行う医療機関に対して支援することにより、県内の病棟を拡充し、更なる緩和ケアの充実を図る。						
アウトプット指標	増加病床数 年30床以上（参考：現状 R1年度423床）						
アウトカムとアウトプットの関連	県内の緩和ケア病床数を増やし、緩和ケア体制を整備する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		（千円） 115,566	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円）
		基金	国（A）	（千円） 51,362		民	（千円） 51,362
			都道府県 （B）	（千円） 25,682			うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
			計（A＋ B）	（千円） 77,044			
		その他（C）		（千円） 38,522			
		備考（注3）					

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	【No. 3（医療分）】 在宅医療施策推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 4,081 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県、（社福）神奈川県総合リハビリテーション事業団					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅医療にかかる提供体制の強化、在宅人材の確保・育成等が必要。 アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成27 年度）→2,139（令和5年度） ・ 在宅療養支援診療所・病院数 930（平成29 年）→1,302（令和5年度） ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数 694（平成27 年度）→1,020（令和5年度） ・ フォーラムに参加した地域住民・リハ従事者等の人数150名 ・ 研修を受講したリハ従事者数 100 名					
事業の内容	ア）在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有等を行う。 イ）広域自治体として、在宅医療の推進のため、県全域または保健福祉事務所単位での研修、普及啓発事業などを実施する。 ウ）在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師における看取りと検案についての研修会を開催する。 エ）地域住民も対象としたリハビリテーションフォーラムの実施及びリハ従事者向けの研修を開催する。 地域リハビリテーションを推進するための協議会を開催する。					
アウトプット指標	ア）在宅医療推進協議会の開催（県全域対象及び県内8地域） イ）研修会・普及啓発活動等の実施（県全域対象及び県内8地域） ウ）研修会参加医師数（660名（累計）） エ）フォーラムの開催（1回）研修の実施（2回）協議会の開催（1回）					
アウトカムとアウトプットの関連	在宅医療推進のため、研修や普及啓発、課題やノウハウの共有などの取り組みを行うことで、県内全市町村における在宅医療連携拠点の整備を進めるとともに、県内の在宅医療の推進を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）	（千円） 4,081	基金充当額 （国費） における 公民の別	公	（千円） 2,720
		基金 国（A）	（千円） 2,720			

			都道府県 (B)	(千円) 1,361	(注1)	民	(千円)
			計 (A + B)	(千円) 4,081			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)		(千円)			(千円)
備考 (注3)							

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業			
事業名	【No. 4（医療分）】 訪問看護推進支援事業		【総事業費 （計画期間の総額）】 13,605 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域			
事業の実施主体	神奈川県			
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化の進展により、地域包括ケアにおいて、訪問看護のニーズは今後更に増加すると予測される。多様化するニーズに対応する訪問看護人材の養成（育成）・確保は喫緊の課題である。			
	アウトカム指標：－ 訪問看護の知識や技術を有する看護職員の増加			
		H30	R1	R2
	訪問看護師養成講習会及び 訪問看護導入研修参加者	140 人	140 人	140 人
		H30	R1	R2
	訪問看護管理者研修参加者の満足度 （「研修受講が役に立つ」と回答した割合）	70%	70%	70%
事業の内容	在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護推進協議会において訪問看護に関する課題や対策を検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の確保・定着及び、育成のための研修等を実施する。			
	ア 神奈川県在宅医療推進協議会 訪問看護部会の開催 イ 研修等の実施 ・訪問看護ステーション・医療機関等の看護職員相互研修 ・訪問看護管理者研修 ・訪問看護師養成講習会 ・訪問看護導入研修 ・新任訪問看護師育成事業			
アウトプット指標	ア：訪問看護ステーション・医療機関等の看護職員相互研修：2回（100人） イ：訪問看護師養成講習会：1回（50人） ウ：訪問看護管理者研修：5回（290人） エ：訪問看護導入研修：3回（90人） オ：各研修の満足度：（70%）			
	ア～エの研修受講者数			
		H30	R1	R2
	受講者数（人）	530	530	530

アウトカムとアウトプットの関連	・訪問看護に必要な各種研修を実施し、訪問看護に従事する看護職員の増加をはかる。 ・研修回数に加え、参加者の満足度や、研修後の実践状況をアンケートし、よりよい研修の開催につなげることで、訪問看護師の離職防止（訪問看護師の増加）を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 13,605	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 9,070		民	(千円) 9,070 うち受託事業等（再掲）(注2) (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 4,535			
			計 (A + B)	(千円) 13,605			
		その他 (C)		(千円) 0			
		備考（注3）					

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	【No. 5（医療分）】 在宅歯科医療連携拠点運営事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 129,717 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県歯科医師会					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化や、医科や介護との連携の強化が必要となる					
	アウトカム指標：訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 箇所（平成26年）→982 箇所（令和5年度）					
事業の内容	ア 在宅歯科医療中央連携室において、県民や歯科医療機関への情報提供、広報活動等の事業を行う。 イ 在宅歯科医療地域連携室において、情報提供、広報活動、地域の在宅歯科人材の育成や医科・介護との連携のための研修、高度な歯科医療機器の貸出等の事業を行う。 ウ 在宅歯科医療地域連携室と連携する休日急患歯科診療所等において、訪問歯科を受けている在宅要介護者等で一般歯科では対応できない重度な口腔内疾患等への治療機会を確保するために実施する歯科診療に係る経費の一部を補助する。					
アウトプット指標	・在宅歯科医療連携室（中央連携室1箇所、地域連携室25箇所）における医科・介護との連携に向けた会議（推進協議会1回開催、担当者連絡会議2回開催）や相談業務（約5,000件）の実施 ・在宅歯科医療地域連携室において、地域の在宅歯科人材の育成や医科・介護との連携のための研修を各地域で3回（1回：20人）開催 ・休日急患歯科診療所等における取扱患者数に占める要介護3以上の割合及び歯科麻酔医立会件数等の割合 ①要介護3以上の割合 28.4%（平成27年度）→35.0%（令和2年度） ②歯科麻酔医立会件数の割合 21.0%（平成30年度）→22.0%（令和2年度） ③歯科麻酔医立会件数に占める全麻・精神鎮静法の実施割合 15.8%（平成30年度）→30.0%（令和2年度）					
アウトカムとアウトプットの関連	在宅歯科診療参入等への支援体制を整備し、さらに訪問診療の受け皿を確保することにより、在宅歯科医療を行う歯科診療所の増、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）	（千円） 129,717	基金充当額 （国費）	公	（千円）

		基金	国（A）	（千円） 84,017	における 公民の別 （注１）		
			都道府県 （B）	（千円） 42,008			（千円） 84,017
			計（A＋ B）	（千円） 126,025			うち受託事業等 （再掲）（注２）
		その他（C）		（千円） 3,692		（千円） 76,633	
備考（注３）							

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6（医療分）】 口腔ケアによる健康寿命延伸事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 7,966 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県 神奈川県歯科医師会	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	・近年の研究成果から、高齢者の加齢に伴う機能低下・衰弱（「フレイル」）の初期の兆候は、歯と口腔の機能低下（オーラルフレイル）から始まり、これを放置すると要介護や死亡のリスクが高まることが示されている。このため、高齢者における健康寿命の延伸、在宅療養者における介護重度化や全身疾患重症化の予防には、歯と口腔機能低下の予防・早期把握・維持・改善（オーラルフレイル対策）を適切に行い、最終的には、在宅療養者における摂食嚥下機能障害を軽減することが必要である。 ・地域におけるオーラルフレイル対策の普及定着に向けて、かかりつけ歯科医は、通院患者及び在宅患者の両者を対象に、継続的にオーラルフレイル対策に取り組む必要がある。	
	アウトカム指標： かかりつけ歯科医を決めている県民の割合の増加 49.5%（令和元年度）→60%（令和2年度）	
事業の内容	・本事業を円滑に運営するため、行政・大学・歯科医師会・関係機関等の有識者で構成する検討会を開催し、事業の企画、調整、結果の分析等を行う。 ・歯科診療所に勤務する歯科医師、歯科衛生士を対象として、高齢者が摂食嚥下機能障害に至るオーラルフレイルや口腔機能低下症といった一連の過程において必要な基礎知識、予防・改善方法、在宅歯科医療を含む医療・介護保険制度の活用等において、研修を行う。 ・研修を受講した歯科医師、歯科衛生士が勤務する歯科診療所において在宅療養者を含む高齢者を対象に口腔機能低下症及びオーラルフレイルに係る検査を実施する。さらに検査結果に応じた口腔機能低下症及びオーラルフレイル改善プログラムの指導及び口腔機能の再評価を行うことを契機に、かかりつけ歯科医として、継続的に地域における高齢者のオーラルフレイル対策に取り組むとともに、在宅歯科医療における介護重度化や全身疾患重症化の予防に取り組むことができるよう体制整備を全県的に行う。	
アウトプット指標	研修を受講した歯科診療所において、口腔機能低下症及びオーラルフレイルに係る検査を受けた 65 歳以上の高齢者数 （令和2年度目標：研修を受講した歯科診療所を受診する 65 歳以上の高齢者の 5%）	

アウトカムとアウトプットの関連	地域の歯科医院における、オーラルフレイルに係る検査を契機に、かかりつけ歯科医を持つことにつなげる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 7,966	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 (千円)
		基金	国 (A)	(千円) 5,311		民 (千円) 5,311
			都道府県 (B)	(千円) 2,655		
			計 (A+B)	(千円) 7,966		
		その他 (C)		(千円) 0		うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円) 5,311
		備考 (注3)				

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No. 7（医療分）】 在宅医療多職種連携推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 1,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	公益社団法人相模原市薬剤師会及び一般社団法人横須賀市薬剤師会を予定						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	県民に対して「入院→退院→在宅」の継続的で切れ目のない医療提供体制を確保するために、医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の、薬局の取組み実績を増加する必要がある。						
	アウトカム指標：「かながわ医療情報検索サービス」で報告※されている「医療機関と連携した在宅医療の取組み実績がある薬局」を50 薬局増加させる。※医薬品医療機器等法第8条の2第1項に基づく報告						
事業の内容	・薬剤師の関わりが必要な在宅医療患者や介護利用者の情報を収集した上で、訪問服薬指導を実施する薬局の選定を行う。 ・医療機関と連携して在宅医療に取り組んでいる薬局の薬剤師が患者宅を訪問し服薬指導を行う際に、医療機関と連携した在宅医療の取組みを行ったことがない薬局の薬剤師が同行させる。 ・多職種を交えて、実際の患者を基にした、事例検討を行うことで、薬剤師が積極的に在宅医療・介護の場に介入する。						
アウトプット指標	医療機関等多職種と連携した在宅医療の取組みを実施した件数：50 件						
アウトカムとアウトプットの関連	本事業に参加した薬局、薬剤師が、医師をはじめとする多職種と連携して在宅医療に取り組み、多職種との関係を醸成することで、医療機関と連携した在宅医療の取組み実績がある薬局が増加する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		1,000(千円)	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円）
		基金	国（A）	666(千円)			民
			都道府県 （B）	334(千円)		うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円） 666	
			計（A＋ B）	1,000(千円)			
		その他（C）		0(千円)			
備考（注3）							

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業							
事業名	【No. 8（医療分）】 小児等在宅医療連携拠点事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 8,552 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県、（地独）神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター							
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	NICU（新生児集中治療管理室）等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養することができるよう、地域の医療者等の在宅療養のスキル向上や地域の関係機関の連携構築を図り小児等の在宅療養を支える体制を構築する。							
	アウトカム指標： 小児患者に対応できる訪問看護事業所数 410 件（平成29 年）→457 件（令和2年）							
事業の内容	ア）『神奈川県小児等在宅医療推進会議』の開催 イ）モデル事業として選定した地域での医療的ケア児等コーディネーターに関する検討（1 地域） ウ）小児等在宅医療に携わる人材の育成及び普及啓発のための研修 小児等在宅医療支援者向けの相談窓口の開設							
アウトプット指標	ア）会議開催：1 回 イ）会議等の開催：6 回 ウ）研修開催回数：12回 窓口開設：1 箇所							
アウトカムとアウトプットの関連	小児等在宅医療推進のため、各種会議で課題の洗い出しを行うとともに、研修や相談窓口で技術的な支援を行うことで、県内の小児患者受け入れ体制の構築を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
		(A+B+C)		8,552			5,702	
		基金	国 (A)	(千円)				
			都道府県 (B)	(千円)			民	(千円)
			計 (A+B)	(千円)				うち受託事業等 (再掲) (注2)
		8,552				(千円)		
		その他 (C)		(千円)				
備考 (注3)								

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業																
事業名	【No. 9（医療分）】 訪問看護ステーション研修事業費補助事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 20,027 千円															
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域																
事業の実施主体	県内の訪問看護事業者、または訪問看護事業者の団体等																
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化の進展により、地域包括ケアにおいて、訪問看護のニーズは今後更に増加すると予測される。多様化するニーズに対応する訪問看護人材の養成（育成）・確保は喫緊の課題である。 また、在宅医療を受ける人々に対し、適時適切なサービスが提供できるよう、医師の指示書のもとで医療行為を実施できる、特定行為研修修了者（特定看護師）の増加・活躍も求められている。 アウトカム指標： 【教育支援ステーション事業費補助】 教育支援ステーション事業における各研修受講者のうち、研修が役に立ったとする割合を90%以上とする。 【特定行為研修受講促進事業費補助】 県内訪問看護ステーションのうち10%（64事業所、平成30年度時点）の事業所に特定行為研修修了者を置く。（令和5年度）																
事業の内容	県内各地域において、人材育成の経験が豊富な訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、訪問看護実践に必要な知識・技術の向上を目的とした研修や同行訪問を実施することで、新設や小規模な訪問看護ステーションの訪問看護師の育成を支援する。 また、訪問看護ステーションに勤務する看護職員が特定行為研修を受講する際、代替の看護職員の雇用経費を補助する。																
アウトプット指標	活動目標（アウトプット） 【教育支援ステーション事業費補助】 <table border="1"> <tr> <td></td><td>R1</td><td>R2</td></tr> <tr> <td>研修受講者</td><td>675 人</td><td>720</td></tr> <tr> <td>同行訪問実施者数</td><td>60 人</td><td>50</td></tr> </table> 【特定行為研修受講促進事業費補助】 <table border="1"> <tr> <td></td><td>R1</td><td>R2</td></tr> <tr> <td>看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数</td><td>12 件</td><td>12 件</td></tr> </table>			R1	R2	研修受講者	675 人	720	同行訪問実施者数	60 人	50		R1	R2	看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数	12 件	12 件
	R1	R2															
研修受講者	675 人	720															
同行訪問実施者数	60 人	50															
	R1	R2															
看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数	12 件	12 件															
アウトカムとアウトプットの関連	各地域に「教育支援ステーション」を設置することで、身近で学べる環境を提供し、地域の訪問看護師を育成する。また、地域の状況を踏まえた																

	研修を実施することで、受講者が日々の実践に生かすことが定着・離職防止・訪問看護師の増加をはかる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 20,027	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 (千円)
		基金	国 (A)	(千円) 10,013		民 (千円) 10,013
			都道府県 (B)	(千円) 5,007		
			計 (A+B)	(千円) 15,020		
		その他 (C)		(千円) 5,007		うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
		備考 (注3)				

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																							
事業名	【No. 10（介護分）】 介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,875,434 千円																						
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域																							
事業の実施主体	神奈川県、市町村																							
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																							
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケア提供体制の構築に向けて、地域密着型サービスや介護予防拠点などのサービス基盤の整備を進める。																							
	アウトカム指標：適切な介護サービスの提供を通じて、介護を必要とする高齢者の状態の悪化を防ぎ、維持・改善を図ることにより重度化を予防することにつながる。																							
事業の内容	① 地域密着型サービス施設等の整備に対する支援を行う。																							
	<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>243 床</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>8 ヶ所</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>12 ヶ所</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>15 ヶ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>11 ヶ所</td></tr><tr><td>介護予防拠点</td><td>3 ヶ所</td></tr><tr><td>施設内保育施設</td><td>2 ヶ所</td></tr></table>		整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	243 床	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8 ヶ所	小規模多機能型居宅介護事業所	12 ヶ所	認知症高齢者グループホーム	15 ヶ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	11 ヶ所	介護予防拠点	3 ヶ所	施設内保育施設	2 ヶ所						
	整備予定施設等																							
	地域密着型特別養護老人ホーム	243 床																						
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8 ヶ所																						
	小規模多機能型居宅介護事業所	12 ヶ所																						
	認知症高齢者グループホーム	15 ヶ所																						
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	11 ヶ所																						
	介護予防拠点	3 ヶ所																						
	施設内保育施設	2 ヶ所																						
	② 介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。																							
	<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）</td><td>775 床【定員数】</td></tr><tr><td>介護老人保健施設(定員 30 人以上)</td><td>200 床【定員数】</td></tr><tr><td>訪問介護ステーション(定員 30 人以上)</td><td>1 ヶ所【施設数】</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>126 床【定員数】</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>11 ヶ所【施設数】</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>162 床【宿泊定員数】</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>460 床【定員数】</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>109 床【宿泊定員数】</td></tr><tr><td>施設内保育施設</td><td>4 ヶ所【施設数】</td></tr><tr><td>介護医療院等（転換整備）</td><td>191 床【定員数】</td></tr></table>		整備予定施設等		特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	775 床【定員数】	介護老人保健施設(定員 30 人以上)	200 床【定員数】	訪問介護ステーション(定員 30 人以上)	1 ヶ所【施設数】	地域密着型特別養護老人ホーム	126 床【定員数】	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	11 ヶ所【施設数】	小規模多機能型居宅介護事業所	162 床【宿泊定員数】	認知症高齢者グループホーム	460 床【定員数】	看護小規模多機能型居宅介護事業所	109 床【宿泊定員数】	施設内保育施設	4 ヶ所【施設数】	介護医療院等（転換整備）	191 床【定員数】
	整備予定施設等																							
	特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	775 床【定員数】																						
	介護老人保健施設(定員 30 人以上)	200 床【定員数】																						
	訪問介護ステーション(定員 30 人以上)	1 ヶ所【施設数】																						
	地域密着型特別養護老人ホーム	126 床【定員数】																						
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	11 ヶ所【施設数】																						
	小規模多機能型居宅介護事業所	162 床【宿泊定員数】																						
	認知症高齢者グループホーム	460 床【定員数】																						
看護小規模多機能型居宅介護事業所	109 床【宿泊定員数】																							
施設内保育施設	4 ヶ所【施設数】																							
介護医療院等（転換整備）	191 床【定員数】																							

	③特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権を設定して用地確保を行う経費に対して支援を行う。																																																																												
	整備予定施設等																																																																												
	特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）1 か所【施設数】																																																																												
	特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）2 か所【施設数】																																																																												
	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。																																																																												
	整備予定施設等																																																																												
	既存の特養多床室プライバシー保護のための改修574 床（6 施設）																																																																												
	介護療養型医療施設等の転換整備80 床（1 施設）																																																																												
アウトプット指標	地域密着型サービスや介護予防拠点等のサービスの基盤の整備を進める。																																																																												
	<table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度 (A) (定員数／施設数)</th><th>令和 2 年度 (B) (定員数／施設数)</th><th>増減 (B)－(A) (定員数／施設数)</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>37,314 床/392 ケ所</td><td>38,089 床/399 ケ所</td><td>775 床/7 ケ所</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>725 床/26 ケ所</td><td>851 床/30 ケ所</td><td>126 床/4 ケ所</td></tr><tr><td>養護老人ホーム（定員 30 人以上）</td><td>1,350 床/18 ケ所</td><td>1,350 床/18 ケ所</td><td>-床/-ケ所</td></tr><tr><td>養護老人ホーム（定員 29 人以下）</td><td>対象施設なし</td><td>対象施設なし</td><td></td></tr><tr><td>介護老人保健施設（定員 30 人以上）</td><td>20,129 床/191 ケ所</td><td>20,329 床/193 ケ所</td><td>200 床/2 ケ所</td></tr><tr><td>介護老人保健施設（定員 29 人以下）</td><td>144 床/6 ケ所</td><td>144 床/6 ケ所</td><td>-床/-ケ所</td></tr><tr><td>ケアハウス（定員 30 人以上）</td><td>1,310 床/25 ケ所</td><td>1,310 床/25 ケ所</td><td>-床/-ケ所</td></tr><tr><td>ケアハウス（定員 29 人以下）</td><td>191 床/10 ケ所</td><td>191 床/10 ケ所</td><td>-床/-ケ所</td></tr><tr><td>都市型軽費老人ホーム</td><td>対象施設なし</td><td>対象施設なし</td><td></td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>97 ケ所</td><td>108 ケ所</td><td>11 ケ所</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>2,236 床/324 ケ所</td><td>2,398 床/342 ケ所</td><td>162 床/18 ケ所</td></tr><tr><td>認知症対応型デイサービスセンター</td><td>2,645 床/266 ケ所</td><td>2,645 床/266 ケ所</td><td>-床/-ケ所</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>13,347 床/783 ケ所</td><td>13,807 床/806 ケ所</td><td>460 床/23 ケ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>435 床/58 ケ所</td><td>544 床/71 ケ所</td><td>109 床/13 ケ所</td></tr><tr><td>介護予防拠点</td><td>121 ケ所</td><td>121 ケ所</td><td>-ケ所</td></tr><tr><td>地域包括支援センター</td><td>370 ケ所</td><td>370 ケ所</td><td>-ケ所</td></tr><tr><td>生活支援ハウス</td><td>1 ケ所</td><td>1 ケ所</td><td>-ケ所</td></tr><tr><td>施設内保育施設</td><td>34 ケ所</td><td>38 ケ所</td><td>4 ケ所</td></tr></table>	区 分	令和元年度 (A) (定員数／施設数)	令和 2 年度 (B) (定員数／施設数)	増減 (B)－(A) (定員数／施設数)	特別養護老人ホーム	37,314 床/392 ケ所	38,089 床/399 ケ所	775 床/7 ケ所	地域密着型特別養護老人ホーム	725 床/26 ケ所	851 床/30 ケ所	126 床/4 ケ所	養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,350 床/18 ケ所	1,350 床/18 ケ所	-床/-ケ所	養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし		介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,129 床/191 ケ所	20,329 床/193 ケ所	200 床/2 ケ所	介護老人保健施設（定員 29 人以下）	144 床/6 ケ所	144 床/6 ケ所	-床/-ケ所	ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床/25 ケ所	1,310 床/25 ケ所	-床/-ケ所	ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床/10 ケ所	191 床/10 ケ所	-床/-ケ所	都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	97 ケ所	108 ケ所	11 ケ所	小規模多機能型居宅介護事業所	2,236 床/324 ケ所	2,398 床/342 ケ所	162 床/18 ケ所	認知症対応型デイサービスセンター	2,645 床/266 ケ所	2,645 床/266 ケ所	-床/-ケ所	認知症高齢者グループホーム	13,347 床/783 ケ所	13,807 床/806 ケ所	460 床/23 ケ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	435 床/58 ケ所	544 床/71 ケ所	109 床/13 ケ所	介護予防拠点	121 ケ所	121 ケ所	-ケ所	地域包括支援センター	370 ケ所	370 ケ所	-ケ所	生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所	施設内保育施設	34 ケ所	38 ケ所	4 ケ所
区 分	令和元年度 (A) (定員数／施設数)	令和 2 年度 (B) (定員数／施設数)	増減 (B)－(A) (定員数／施設数)																																																																										
特別養護老人ホーム	37,314 床/392 ケ所	38,089 床/399 ケ所	775 床/7 ケ所																																																																										
地域密着型特別養護老人ホーム	725 床/26 ケ所	851 床/30 ケ所	126 床/4 ケ所																																																																										
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,350 床/18 ケ所	1,350 床/18 ケ所	-床/-ケ所																																																																										
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし																																																																											
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,129 床/191 ケ所	20,329 床/193 ケ所	200 床/2 ケ所																																																																										
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	144 床/6 ケ所	144 床/6 ケ所	-床/-ケ所																																																																										
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床/25 ケ所	1,310 床/25 ケ所	-床/-ケ所																																																																										
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床/10 ケ所	191 床/10 ケ所	-床/-ケ所																																																																										
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし																																																																											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	97 ケ所	108 ケ所	11 ケ所																																																																										
小規模多機能型居宅介護事業所	2,236 床/324 ケ所	2,398 床/342 ケ所	162 床/18 ケ所																																																																										
認知症対応型デイサービスセンター	2,645 床/266 ケ所	2,645 床/266 ケ所	-床/-ケ所																																																																										
認知症高齢者グループホーム	13,347 床/783 ケ所	13,807 床/806 ケ所	460 床/23 ケ所																																																																										
看護小規模多機能型居宅介護事業所	435 床/58 ケ所	544 床/71 ケ所	109 床/13 ケ所																																																																										
介護予防拠点	121 ケ所	121 ケ所	-ケ所																																																																										
地域包括支援センター	370 ケ所	370 ケ所	-ケ所																																																																										
生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所																																																																										
施設内保育施設	34 ケ所	38 ケ所	4 ケ所																																																																										

	訪問看護ステーション	752 ケ所	753 ケ所	1 ケ所			
	緊急ショートステイ	221 床/57 ケ所	221 床/57 ケ所	-床/-ヶ所			
アウトカムとアウトプットの関連	県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することで、地域包括ケアシステムの構築が図られる						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 1,875,434	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 1,250,289			民
			都道府県 (B)	(千円) 625,145		(千円) 1,250,289	
			計 (A+B)	(千円) 1,875,434		うち受託事業等 (再掲) (注2)	
			その他 (C)			(千円)	
		備考 (注3)					

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 11（医療分）】 医師等確保体制整備事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 148,139 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	医師数(医療施設従事医師数)は年々増加しているものの、人口 10 万人 当たり医師数は全国平均を下回っているうえ、二次医療圏、診療科の偏在 があり、医師確保の取り組みが必要である。						
	アウトカム指標：・人口 10 万人当たり医師数(医療施設従事医師数)212.4 人(平成 30 年 12 月)→227.9 人(令和4年12月)						
事業の内容	ア 地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターを運営し、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援及び医療従事者の勤務環境の改善に主体的に取り組む医療機関への支援を行い、医師不足及び地域偏在の解消を図る。 イ 北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後9年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付を行う。						
アウトプット指標	ア 人口 10 万人当たりの医師数 212.4 人（平成 30 年 12 月）→227.9 人（令和4年12月） イ 修学資金を貸付けた学生数（年間 103 名）						
アウトカムとアウトプットの関連	県内において将来の地域医療を担う人材を育成することと、地域医療支援センターが支援を行うことで、地域における医師不足解消を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		(A+B+C)		148,139			94,867
		基金	国 (A)	(千円)			
				97,420			
			都道府県 (B)	(千円)			民
		48,710			2,553		
		計 (A+B)	(千円)				うち受託事業等 (再掲) (注2)
			146,130				(千円)
		その他 (C)		(千円)			
				2,009			
備考 (注3)							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No. 12（医療分）】 産科等医師確保対策推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 236,058 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県							
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31 日							
背景にある医療・介護ニーズ	産科等を担当する周産期医療に必要な医師が不足し、分娩取扱施設も減少傾向にあることから、安心安全な分娩提供体制の確保を図るための対策が必要である。							
	アウトカム指標：産科医・産婦人科医師数 763 人（平成30年12月）→ 783 人（令和4年12月）							
事業の内容	現職の勤務医等の継続的就労の促進に資するため、産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して補助する。							
アウトプット指標	産科医師等分娩手当の補助対象施設数（年間 68 施設） 産科医師等分娩手当の補助対象分娩件数（年間 26,500 件）							
アウトカムとアウトプットの関連	将来県内において産科等に従事する医師を育成するほか、産科勤務医等の処遇を改善することで、県内で従事する産科医・産婦人科医師数の増加を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
		(A+B+C)		236,058			42,222	
		基金	国 (A)			(千円)	民	(千円)
						52,457		
			都道府県 (B)			(千円)		10,235
						26,229		
計 (A+B)		(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)				
		78,686		(千円)				
その他 (C)		(千円)						
			157,372					
備考 (注3)								

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 13（医療分）】 病院群輪番制運営費事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 244,889 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	小児二次輪番病院、小児拠点病院						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	休日、夜間における小児二次救急（緊急手術や入院を必要とする小児救急患者の医療）について、市町村単位では対応が難しいため、県内でブロック制を構成し、安定的な確保、充実を図る必要がある。						
	アウトカム指標：当事業にて補助対象とした医師・看護師数 医師 14 名・看護師 14 名（現状）の維持						
事業の内容	市町村域を越えた広域ブロック内で病院が協同で輪番方式により（拠点病院は拠点方式により）休日・夜間の入院加療を必要とする中等症または重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療を確保するため、小児救急医療に必要な医師、看護師等の確保に必要な経費を補助する。						
アウトプット指標	休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができていないブロック数 14 ブロック（現状体制）の維持						
アウトカムとアウトプットの関連	小児二次救急医療の体制を維持することで、小児救急患者の受入の円滑化を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		（千円） 244,889	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円） 163,260
		基金	国（A）	（千円） 163,260		民	（千円）
			都道府県（B）	（千円） 81,629			うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
			計（A＋B）	（千円） 244,889			
		その他（C）		（千円）			
備考（注3）							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 14（医療分）】 小児救急医療相談事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 36,992 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	小児救急患者の多くが軽症患者であることから、不要不急な受診を減らし、小児救急医療体制の確保と医療従事者の負担軽減を図る必要がある。 アウトカム指標：小児救急医療機関における小児軽症患者数 50,227 人（平成30年度）→1％減（令和2年度）						
事業の内容	夜間等における子どもの体調や病状に関し、保護者等がすぐに医療機関を受診させたほうがよいか判断に迷った場合に、電話により看護師等が必要な助言や医療機関等の案内を行う。						
アウトプット指標	総相談件数 42,060 件（令和2年度）						
アウトカムとアウトプットの関連	電話相談により必要な助言を行うことで、小児救急患者の適正受診を促す。不要不急の受診及び軽症患者の二次・三次救急医療機関への流入を減少することで、小児救急医療機関の負担軽減に資する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		（千円） 36,992	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公 民	（千円） 10,849
	基金	国（A）		（千円） 24,661		民	（千円） 13,812
		都道府県 （B）		（千円） 12,331			
		計（A＋B）		（千円） 36,992			うち受託事業等 （再掲）（注2）
	その他（C）		（千円）			（千円） 13,812	
備考（注3）							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 15（医療分）】 看護師等養成支援事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 5,799,982 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	ア 民間立看護師等養成所等 イ 神奈川県 ウ 県内の病院（産科小児科病棟を設置の施設、中小規模病院（199 床以下））、助産所、訪問看護ステーション、老人保健施設及び特別養護老人ホーム エ、オ 神奈川県、神奈川県看護協会、神奈川県助産師会等 カ 新人看護職員研修を実施する病院及び団体等	
事業の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護人材の確保のためには、安定した看護職員の新規養成が求められている。	
	アウトカム指標：県内の就業看護職員数の増 80,815 人（平成 30 年 12 月末）→ 89,000 人（令和 2 年度）	
事業の内容	ア 民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 イ 看護教育の経験豊富な教育指導者を実習受入施設に派遣し、受入体制を整備するとともに実習指導者を育成する。 ウ 看護実習の受入体制の充実化を促し、学生の受入拡充を図る施設に対し、補助する。 エ 看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護職の専門性を高める研修等を実施する。 オ 関係団体が行う看護教育事業を支援し、看護職員の確保及び育成を図る。 カ 新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、病院が実施する研修に対して、必要な経費を補助する 採用が少なく、独自に研修が実施できない病院等の新人看護職員を受入れて研修を実施する病院や団体に対して、必要な経費を補助する。	
アウトプット指標	ア 運営費の補助対象数 19 施設 イ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 6 施設 ウ 看護実習施設受入拡充箇所数 30 箇所 エ ・看護研修（准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修、実地指導者研修、保健師研修 5 研修）	

	・周産期医療従事看護職員資質向上研修 ・理学療法士等生涯研修 オ 看護師等養成機関連絡協議会が実施する専任教員研修：3回 カ ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への 補助対象数：133 病院 ・自施設での研修実施が困難な病院等の新人看護職員で、研修受入 病院や団体での研修受講者数：200 人（1 団体（40 人）× 5 回）					
アウトカムとアウトプットの関連	看護師等養成所への運営費等の補助を行うことにより、看護教育の充実が図られ、安定的に看護職員を養成し、就業する看護職員数の増加の増加を図る。 看護師養成に必須である、実習指導者の育成や看護教員の研修を実施することにより、看護教育の質を高めるとともに、専門性の高い看護職員の育成・確保を図る。 病院に就業する全ての新人看護職員が必要とする研修を受ける機会を確保し、基本的な実践能力を向上させることにより、定着の促進を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 5,799,982	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 民 うち受託事業等 (再掲) (注2)
		基金	国 (A)	(千円) 448,068		
			都道府県 (B)	(千円) 224,034		(千円) 448,068
			計 (A + B)	(千円) 672,102		
			その他 (C)	(千円) 5,127,880		(千円) 20,155
備考 (注3)						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 16（医療分）】 院内保育所支援事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 830,061 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	院内保育所を運営する病院等					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 看護人材の確保に向けては、離職防止及び再就業支援などに着実に取り組むことが求められている。 アウトカム指標： ・ 県内院内保育施設 120 施設以上の維持 ・ 県内の院内保育所の定員数 3,600 人の維持 ※（院内保育所の県内平均定員）30 名×120 件＝3,600 人					
事業の内容	ア 保育室を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24 時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。 イ 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。					
アウトプット指標	・ 運営費の補助対象数 121 施設 ・ 病院内保育施設の新築等整備数 1 施設					
アウトカムとアウトプットの関連	子どもを持つ看護師等が子育てしながら働き続けることができる環境を充実させ離職防止・再就業支援を図り、就業する看護職員の増加を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		（千円） 830,061	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公 民 （千円） 141,842 うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
		基金	国（A）	（千円） 141,842		
			都道府県 （B）	（千円） 70,921		
			計（A＋ B）	（千円） 212,763		
			その他（C）	（千円） 617,298		
備考（注3）						

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 17（医療分）】 看護実習指導者等研修事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 42,059 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県及び公立大学法人神奈川県立保健福祉大学					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 近年の看護師養成数の増加に対応するため、専任教員、実習指導者等を養成するとともに、看護師の資質向上のため、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成が求められている。 ・ 近年の看護師養成数の増加に伴い、看護専任教員や看護学生の臨地実習等、看護教育に携わる人材の資質向上が求められている。 アウトカム指標： 受講者数 497 人以上 （ アウトプット指標で掲げた講座等定員の 70%以上の受講者数 ） ※総定員 710 人×70%＝ 497 人					
事業の内容	ア 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学実践教育センターにおいて、専任教員、実習指導者等を養成する講座を開講するとともに、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成講座を実施する。 イ 看護教育に興味のある看護師等を対象に、看護専任教員として働く動機付けの研修等を実施し、看護専任教員の成り手の増加を図る。 ウ 「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（厚生労働省医政局長通知）」に沿った講習会を実施する。					
アウトプット指標	ア・認定看護師教育課程（感染管理） 1回 30人 ・がん患者支援講座 5回 200人 ・看護教育継続研修 1回 15人 ・医療安全管理者養成研修 1回 35人 ・専任教員養成講習会 1回 40人 ・実習指導者講習会（病院等） 1回 70人 ・実習指導者講習会（特定分野）1回 50人 ・看護実習指導に携わっている人への研修 1回 40人 イ 看護専任教員として働く動機付けの研修 1回 30人 ウ 実習指導者講習会（病院等） 5回 200人					
アウトカムとアウトプットの関連	専任教員や実習指導者等を育成するための講座等を開催することにより、専門性の高い看護職員を確保する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）	（千円） 42,059	基金充当額 （国費）	公	（千円） 19,360

		基金	国（A）	（千円） 26,339	における 公民の別 （注1）		
			都道府県 （B）	（千円） 13,170			（千円） 6,979
			計（A＋ B）	（千円） 39,509			うち受託事業等 （再掲）（注2）
		その他（C）		（千円） 2,550		（千円）	
備考（注3）							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 18（医療分）】 潜在看護職員再就業支援事業 （ナースセンター事業費）				【総事業費 （計画期間の総額）】 16,542 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	・看護職員の確保には、離職した看護職員を積極的に復職させる対策を講ずることが求められている。 ・離職した看護師等の届出制度の促進や届出者への情報発信など、県ナースセンターの利便性を向上させ、就業看護職員の定着促進を図る必要がある。 アウトカム指標： ・届出登録者の増加 3,850 件（R1 年度）→ 4,550 件（R2 年度） ・届出登録者の応募就職率のアップ 81.0%（R1 年度）→85.8%（R2 年度）						
事業の内容	・届出制度及び県ナースセンターの普及啓発活動を実施する。 ・求職中の看護師等と、雇用を検討している施設に向け、県ナースセンターの活用について、情報発信を強化する。 ・県内ハローワークと県ナースセンターの連携による機能強化を図り、離職看護職員の再就業を促進する。 ・離職した看護職員の再就業を促すため、復職支援研修等を実施する。						
アウトプット指標	復職支援研修等の開催 6 回（300 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	届出登録者の応募就職率が高いため、届出者を増やすために、研修や会議の機会を使って広く周知を行う。復職支援研修受講者はナースセンターとのつながりを持ちやすく、届出登録に繋がりがやすいため、就職に不安を持ちやすい技術について、就職決定者を対象にした研修を新たに企画することで、就職を後押しし、就職率を上げる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		（千円） 16,542	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円）
	基金	国（A）	（千円） 11,028	民		（千円） 11,028	
		都道府県（B）	（千円） 5,514				
		計（A + B）	（千円） 16,542			うち受託事業等 （再掲）（注2）	
		その他（C）	（千円） 0			（千円） 11,028	
備考（注3）							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業							
事業名	【No. 19（医療分）】 看護職員等修学資金貸付金				【総事業費 （計画期間の総額）】 41,980 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県							
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	・少子高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護職員、理学及び作業療法士を目指す学生を支援していくことが必要である。							
	アウトカム指標：借受者県内就業率 90.8%（平成30年度）→91.4%（令和3年度）							
事業の内容	養成施設卒業後、県内で看護職員、理学又は作業療法士として従事する意思のある学生を対象に修学資金を貸し付ける（看護職員については、経済的に著しく学業生活が困難な学生を対象としている）。							
アウトプット指標	借受者数 30 人							
アウトカムとアウトプットの関連	養成施設卒業後、県内で看護職員、理学又は作業療法士として従事する意思のある学生を対象に修学資金を貸し付けることにより、県内就業を促進する。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
		(A+B+C)		41,980			27,520	
		基金	国 (A)	(千円)			民	
				27,520				
			都道府県 (B)	(千円)				(千円)
				13,760				
計 (A+B)	(千円)							
		41,280		うち受託事業等 (再掲) (注2)				
	その他 (C)		(千円)			(千円)		
			700					
備考 (注3)								

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 20（医療分）】 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 1,559 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西					
事業の実施主体	神奈川県、（公社）神奈川県看護協会					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	障害福祉サービス事業所等において、医療ケアが必要な重度重複障害児者等への支援のニーズが増加しているが、障害福祉分野における看護に対する低い認知度や、重度重複障害者等に対するケアの特殊性などにより、慢性的に看護職員が不足している。 アウトカム指標： ・医療型短期入所の利用者数 664人（令和元年度）→687人（令和2年度） ※640人（平成30年度）					
事業の内容	看護師を対象として、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護について、福祉現場での実習や特定の専門分野に関する知識と技術を習得する研修を実施することで、障害福祉サービス事業所等や入所施設において必要な重度重複障害者等のケアを行う専門的な技術を有する看護職員の養成確保、人材の定着を図る。また、あわせて福祉現場の第一線における看護の必要性について普及啓発を図る。					
アウトプット指標	・養成研修修了者20人 ・普及啓発研修障害保健福祉圏域を基本とし、500人程度の研修参加					
アウトカムとアウトプットの関連	専門知識を有する看護師を育成し、地域の事業所等への看護師の配置が進むことで、障害児者が安心して施設を利用し、又は地域で生活できることにつながる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）	（千円） 1,559	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円） -
		基金	国（A）			
			都道府県 （B）		民	（千円） 1,040
			計（A+B）			うち受託事業等 （再掲）（注2）
			（千円） 1,559			（千円）
		その他（C）	（千円） 0			（千円） 1,040
備考（注3）						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 21（医療分）】 精神疾患に対応する医療従事者確保事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 934 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	一般社団法人神奈川県精神科病院協会					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	・近年、統合失調症は減少する一方で、認知症、うつ病の罹患者が増加する等、精神科領域の疾病構造が変化し多様化している。 ・精神科医療機関の医師や看護職員が、この変化に対応するため精神疾患についてより専門性の高い知識の習得が必要である。 アウトカム指標： アンケートで「これからの看護に役に立つか」という問いに「非常に役に立つ」「役に立つ」と回答した割合 新人：99% 中堅：98%					
事業の内容	認知行動療法等について、基礎知識に加えて、グループワーク中心とする「看護場面に合わせた、実践的な支援技術の習得を図る研修」を実施することにより、神奈川県全域の精神科病床を有する各病院（69 か所）において、認知行動療法を実践し、精神疾患のある患者の回復や再発予防の促進を支援する看護職員の養成を図る。					
アウトプット指標	新人看護職員対象研修受講者 250 名 中堅看護職員対象研修受講者 432 名					
アウトカムとアウトプットの関連	H29 年度及びH30 年度の実績を元に、高い水準を維持する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		（千円） 934	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公 民 うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
		基金	国（A）	（千円） 466		
			都道府県 （B）	（千円） 234		（千円） 466
			計（A + B）	（千円） 700		
			その他（C）	（千円） 234		
備考（注3）						

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 22（医療分）】 がん診療医科歯科連携事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 1,554 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	一般社団法人神奈川県歯科医師会						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	医療従事者への口腔ケアの必要性についての理解や知識の習得が不十分であることにより、医科歯科連携が進んでいない病院がある。 医科歯科連携が進んでいる病院においても診療科によって温度差がある。						
	アウトカム指標：医科歯科連携の必要性が認識できた者の割合：90% 医科歯科連携に取り組み始めた割合：80%						
事業の内容	がん診療連携拠点病院・神奈川県がん診療連携指定病院の医療従事者を主に対象とした医科歯科連携に関する研修会を実施する。 がん診療における医科歯科連携の現状を分析し、医科歯科連携の推進を図るための検討会を開催する。						
アウトプット指標	医科歯科連携研修会参加者数：2,000 人 がん医科歯科連携検討会回数：2 回						
アウトカムとアウトプットの関連	1,800 人÷2,000 人（参加者全体）＝90% 16/20 病院＝80%（現状：6/20 病院＝30%）						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		（千円） 1,554	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円）
		基金	国（A）	（千円） 777		民	（千円） 777 うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
			都道府県 （B）	（千円） 389			
			計（A＋B）	（千円） 1,166			
		その他（C）		（千円） 388			
備考（注3）							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 23（医療分）】 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 1,972 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県歯科医師会						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	・県内で就業している歯科衛生士・歯科技工士は、歯科医師一人あたりの人数で、不足が深刻化している。 ・また、今後在宅歯科医療を推進するにあたり、現在のカリキュラムでは養成段階では在宅歯科に向けての教育が不十分であるため、養成校における教育内容の充実が必要である。						
	アウトカム指標： 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数 歯科衛生士 250 人（令和2年度） 歯科技工士 25 人（令和2年度）						
事業の内容	気管内吸引及び生体モニターを活用した研修会の実施及び高校生等を対象とした仕事内容PRイベントの開催等に要する費用に対し補助する。						
アウトプット指標	・気管内吸引等を活用した研修受講者数 100 人 ・高校生等を対象とした仕事内容PRイベントの開催等						
アウトカムとアウトプットの関連	在宅歯科医療に対応できるよう教育内容の充実を図り、質の高い歯科衛生士、歯科技工士の養成及び就業につなげる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		（千円） 1,972	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円）
		基金	国（A）	（千円） 986		民	（千円） 986 うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
			都道府県 （B）	（千円） 493			
			計（A＋B）	（千円） 1,479			
		その他（C）		（千円） 493			
備考（注3）							

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No. 24（医療分）】 歯科衛生士確保・育成事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 530 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県歯科衛生士会						
事業の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内において、新規に要介護認定される者の約半数は入浴や排泄、立ち上がりや歩行などに全面的な介助が必要な要介護 3 以上である。 また、要介護者の約 9 割は、何らかの歯科的サービスが必要との報告もあり、医療が入院から在宅へシフトする中、在宅療養者に対する歯科医療体制の資質向上のために、歯科衛生士が歯科口腔咽頭吸引の技術を習得することが求められている。						
	アウトカム指標：県内の在宅療養支援歯科診療所の届出数の増加 642 施設（令和 2 年度）→ 660 施設（令和 3 年度）						
事業の内容	在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、県全域の歯科衛生士を対象に、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施する。						
アウトプット指標	在宅歯科治療及び口腔ケア実施時に口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士の育成数 （平成 30 年度末育成数：251 名→令和 2 年度末目標：279 名）						
アウトカムとアウトプットの関連	在宅歯科診療に対応できる歯科衛生士の増加とともに、「在宅療養支援歯科診療所」の増加が見込まれる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		（千円） 530	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注 1）	公	（千円）
		基金	国（A）	（千円） 266		民	（千円） 266
			都道府県 （B）	（千円） 132			うち受託事業等 （再掲）（注 2） （千円）
			計（A＋B）	（千円） 398			
		その他（C）		（千円） 132			
備考（注 3）							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進に資する事業 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業					
事業名	【No. 25 (介護分)】 介護人材確保促進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 25,240 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が75 歳以上となる2025年（令和7年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約2万1,000人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。					
	アウトカム指標：「かながわ認証」 認証率 70.0%					
事業の内容	様々な機会を通じて介護職の魅力を発信し、広く県民に対して介護の仕事のプラス面をアピールし、地域の若者や就業していない女性、中高年齢者などに「介護」への理解・関心を高めるため、11月11日の介護の日にあわせて、「介護フェア in かながわ」を開催するほか、要介護度の維持・改善、人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証するとともに、顕著な成果を上げた介護サービス事業所等を対象とした表彰を実施する。なお、認証基準を満たさなかった事業所等に対しては、認証基準を満たせるよう必要な支援を行う。 ※ 令和2年度は、コロナウイルスの影響のため、「介護フェア」「顕著な成果を上げた介護サービス事業所等を対象とした表彰」についてはイベント中止する。					
アウトプット指標	認証事業所累計 250 か所					
アウトカムとアウトプットの関連	認証によって、事業所等において資質向上等への機運が更に高まり、従事者の参入促進と定着が図られると期待される。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 25,240	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 16,827		(千円) 16,827
			都道府県 (B)	(千円) 8,413		
			計 (A + B)	(千円) 25,240		

		その他（c）	（千円）			（千円） 16,827
備考（注3）						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業						
事業名	【No.26 (介護分)】 かながわ感動介護大賞表彰事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 4,158 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	急速に高齢化が進む中で、ますます介護ニーズが増加する一方、 介護従事者の人材確保が厳しい状況にある。						
	アウトカム指標：イベント参加者のうち、介護従事者以外の方から イメージが「良くなった」、「やや良くなった」を合わせた数値 80%(令和元年度)→85%(令和2年度) ※コロナによりイベント中止予定						
事業の内容	介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを 募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者 や、対象となった介護職員等を表彰する取組等を実施する。						
アウトプット指標	感動介護エピソードの応募件数：80件						
アウトカムとアウトプットの 関連	「かながわ感動介護大賞」の取組みを通じて、介護の仕事の素晴 らしさをアピールすることにより、介護現場のイメージの向上が 図られ、介護従事者の確保や定着につなげることが可能となる。						
事業に要する費用の額	金 額	総事業費		(千円)	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		(A+B+C)		4,158		民	(千円) 713 うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円) 713
		基金	国(A)	(千円) 713			
			都道府県 (B)	(千円) 357			
			計(A+B)	(千円) 1,070			
その他(C)		(千円) 3,088					
備考(注3)							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業							
	事業名			【No.27 (介護分)】 職業高校教育指導事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 20,166 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域			県全域					
事業の実施主体			神奈川県					
事業の期間			令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ			少子高齢化社会で必要とされる人材育成のため、福祉施設での実習を行い、専門的な技術や知識を学び、福祉の心を育むとともに、実技・技術に裏打ちされた実践力を身につける。					
			アウトカム指標：必要な知識、技術を持った人材の育成					
事業の内容			福祉系の県立高校において、「介護福祉士」の国家試験受験資格を取得するための実習や「介護職員初任者研修」の実習を福祉施設で行い、当該福祉施設に謝礼を支払う。 また、就業を見据えた指導や資格取得を踏まえ、事業所等で一般的に使用されている備品等を扱えるように福祉系の県立高校に福祉機器の導入を図る。					
アウトプット指標			津久井高校における福祉施設での実習日数：在学中に 50 日の実施 福祉機器の導入校数：3 校					
アウトカムとアウトプットの 関連			介護・福祉における人材育成として、介護福祉士養成に係る指定規則上の単位数を満たした実習日数とする。 県立高校において福祉科を設置する学校に導入する。					
事業に要する費用の額			金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 20,166	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円)
			基金	国 (A)	(千円) 11,385		民	(千円)
				都道府県 (B)	(千円) 5,693			11,385
				計 (A+B)	(千円) 17,078			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			その他 (C)		(千円) 3,088		(千円)	
備考 (注3)								
事業の区分			5. 介護従事者の確保に関する事業					

	(大項目) 参入促進に資する事業 (小項目) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業						
事業名	【No.28 (介護分)】 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 151,881 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県、指定都市						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	新たな介護人材の参入促進を図るため、未経験であるが、就労意欲のある中高年齢者等や、言葉や文化の違い等から就労に生じる障壁を取り除く必要がある外国籍県民を対象に、資格取得からマッチングまでを支援する必要がある。また、介護職員が質の高い介護サービスを提供できるよう必要な研修の受講機会を用意するとともに、身体介助などの専門的な業務に専念させることができるよう介護助手の導入を促進することで、職員の負担軽減及び高度化・専門化を図る必要がある。						
	アウトカム指標： 介護分野への就労者 年間 350 人 介護助手導入施設 20 施設						
事業の内容	介護分野での就労未経験者を対象に、介護職員初任者研修や生活援助従事者研修、入門的研修を実施し、介護サービス事業所等への就労までを一貫して支援する。 介護職員の業務について、専門性を要する介護業務と専門性を要しない介護周辺業務に切り分け、介護業務経験のない中高年齢者等を介護助手として導入する施設等を支援する。						
アウトプット指標	研修受講者数 年間 500 人						
アウトカムとアウトプットの関連	介護分野への就労あつ旋から資格取得までを総合的に支援することにより、介護人材の確保や介護の周辺業務を担うことができる人材の養成が可能になる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 151,881	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 101,254		民	(千円) 101,254
			都道府県 (B)	(千円) 50,627			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			計 (A+B)	(千円) 151,881			
			その他 (C)				(千円)

備考（注3）	
--------	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進に資する事業 (小項目) 多様な人材層 (若者、女性、高齢者) に応じたマッチング機能強化事業						
事業名	【No.29 (介護分)】 介護人材マッチング機能強化事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 110,603 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が75 歳以上となる2025年 (令和7年) までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万1,000人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。						
	アウトカム指標： ・福祉・介護分野への就労マッチング数 670 人 ・復職した潜在介護福祉士の数 30 人 ・国家試験対策講座合格率 80%以上 ・外国籍県民等の就労者数 75 人						
事業の内容	ア かながわ福祉人材センターにおける福祉介護人材キャリア支援専門員の配置 イ 結婚や出産等により離職した潜在介護福祉士等に対して研修等を実施 ウ 経済連携協定 (EPA) に基づき入国した外国人介護福祉士等候補者へ、国家試験対策講座等を実施 エ 外国籍県民等を対象とした就労・定着支援相談事業を実施						
アウトプット指標	・キャリア支援専門員による紹介者数 1,000 人 ・外国籍県民向け福祉施設就職相談会 参加者 250 人						
アウトカムとアウトプットの関連	福祉・介護に関心のある者、就労を希望する者に対し、福祉の職場体験や就労相談等を実施し、福祉・介護分野への就労につなげ、人材の確保と定着を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 110,603	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円) 73,735		民	(千円) 73,735 うち受託事業等
			都道府県 (B)	(千円) 36,868			
			計 (A +	(千円)			

		B)	110,603			(再掲) (注2)
		その他 (C)	(千円)			(千円) 73,735
備考 (注3)						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 参入促進に資する事業							
	(中項目) 外国人留学生及び特定技能 1 号外国人の受入環境整備事業							
	(小項目) 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 ・外国人留学生及び特定技能 1 号外国人のマッチング支援事業							
事業名	【No.30 (介護分)】 外国人留学生受入施設マッチング事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 28,619 千円			
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県、横浜市							
事業の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニーズ	平成 29 年 9 月より在留資格「介護」が創設されたことに伴い、介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の増加が見込まれる。							
	アウトカム指標：来日した留学生が 4 年間の就学期間を経て、令和 6 年に介護福祉士合格者 42 人を目指す。							
事業の内容	介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等を円滑にマッチングするため、日本と送り出し国の双方から情報収集、情報提供、現地合同説明会の開催などのコーディネート業務等を行う。また、留学生に対して奨学金等の支給を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を補助する。横浜市域については横浜市が行う同事業に補助する。							
アウトプット指標	来日する留学生数 60 人							
アウトカムとアウトプットの 関連	来日する留学生数 60 人×介護福祉士国家試験合格率 70%=42 人							
事業に要する費用の額	金 額	総事業費		(千円)	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)	
		(A+B+C)		28,619				
		基金	国 (A)			(千円)	民	(千円) 19,080 うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円) 19,080
			都道府県 (B)			(千円) 9,539		
			計 (A+B)			(千円) 28,619		
その他 (C)		(千円)						
備考 (注 3)								

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業						
事業名	【No.31 (介護分)】 喀痰吸引等研修支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 6,386 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	今後見込まれる医療的ケアが必要な高齢者の増加に対応するため、医療的ケアを実施することができる介護職員の増加を図る。						
	アウトカム指標: 医療的ケアを実施することができる介護職員を養成する。(450人/年)						
事業の内容	・ 喀痰吸引等研修の実地研修受入事業所に対する協力金の支給 ・ 実地研修における指導看護師に対する謝金の支給						
アウトプット指標	・ 実地研修受入事業所に対する協力金の支給 218 件 ・ 実地研修における指導看護師に対する謝金の支給 231 件						
アウトカムとアウトプットの関連	喀痰吸引等研修において、実地研修の行為対象者や指導看護師の不在により、実地研修を受けることができない受講者がいることから、本事業による支援を行い、研修修了者の増加を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 6,386	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 4,257		民	(千円) 4,257 うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 2,129			
			計 (A+B)	(千円) 6,386			
		その他 (C)		(千円) 0			
備考 (注3)							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 介護従事者の確保のための事業 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業					
事業名	【No.32 (介護分)】 喀痰吸引介護職員等研修事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 10,997 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者・障がい者施設等において喀痰吸引等の医療的ケアが可能な介護職員を増やし、介護等の質を高めることが求められている。					
	アウトカム指標：喀痰吸引等ができる介護人材の増 (認定特定行為業務従事者認定証 交付通数 令和元年度時点累計 11,842 通 → 令和2年度 13,342 通 1,500 通/年 増加見込み)					
事業の内容	特定の者を対象に喀痰吸引ができる第三号研修を介護職員等に対して実施する。					
アウトプット指標	特定の者を対象に喀痰吸引ができる知識・技術を備えた人材を養成する。(第三号研修 210 名以上受講)					
アウトカムとアウトプットの関連	高齢者・障がい者施設等において喀痰吸引等の医療的ケアが可能な介護職員のニーズが充足され、介護等の質の向上が図られる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)
		基金	国(A)	(千円)		
			都道府県(B)	(千円)		(千円)
			計(A+B)	(千円)		5,665
		その他(C)		(千円)		
		2,500		5,665		
備考(注3)						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上に資する事業 (中項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.33 (介護分)】 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 32,599 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	介護職は職場によっては無資格でも従事できるが、段階的に資格を取得しキャリアアップしていくことは、介護職のモチベーションアップと定着に繋がるものであるが、現状ではこうした資格取得は個人の努力に任せられている。 離職者のうち3年未満で辞める職員が約6割を占めているなど早期離職への対策が必要である。併せて、職員の定着のために、意欲をもって働き続けられるキャリアパスを示すことが必要である。	
	アウトカム指標： 現在の仕事の満足度（キャリアアップの機会）25.2% ファーストステップ研修受講者の所属する事業所の離職率15.4%以下	
事業の内容	介護サービス事業所が、所属する介護職員に研修を受講させるため受講料を負担した場合、その経費の一部を補助する。また、補助対象となる研修を従業者が受講している期間の代替職員の確保に係る費用を補助する。 新人介護職員等を対象に交流会を行う。 介護現場で中心的な役割を担うチームリーダーの育成などを促進するファーストステップ研修を実施する。	
アウトプット指標	研修受講料補助 280 人 研修代替職員補助 140 人 介護人材認定研修受講者 100 人	
アウトカムとアウトプットの関連	介護職が段階的に資格を取得しキャリアアップしていくことは、介護職のモチベーションアップにつながる。 将来に向けたキャリアパスを示すことで、意欲を持って働き続けることが可能となるため、職員の定着に繋がる。	

事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 32, 599	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 21, 733		民	(千円)
			都道府県 (B)	(千円) 10, 866			21, 733
			計 (A + B)	(千円) 32, 599			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)		(千円)		(千円) 9, 076	
備考 (注3)							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 資質の向上に資する事業							
	(中項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業							
	(小項目) 介護支援専門員資質向上事業							
事業名	【No.34 (介護分)】 介護支援専門員資質向上事業					【総事業費 (計画期間の総額)】 55,173 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県							
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	・ 高齢者数の増加に伴い、介護サービスの利用者ニーズの更なる多様化・複雑化が予想される中、地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の資質向上を図る必要がある。							
	アウトカム指標： ・ 法定研修受講者アンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合の増加（比較年度：平成29年度） 医療との連携に関する項目 43.4% → 47.4% 社会資源に関する項目 29.0% → 33.0%							
事業の内容	・ 多種多様な利用者ニーズに対応できる介護支援専門員を育成するため、介護支援専門員業務に特化した研修を実施する。 ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、法定研修等の実施に係る衛生対策を行う。							
アウトプット指標	多職種連携研修受講者数 400 人							
アウトカムとアウトプットの関連	・ 各事業所等における介護支援専門員のケアマネジメント力が強化されることにより、地域包括ケアシステムの推進を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 55,173	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円) 36,782			民	(千円) 36,782
			都道府県 (B)	(千円) 18,391		うち受託事業等 (再掲) (注2)		(千円) 11,189
			計 (A+B)	(千円) 55,173				
			その他 (C)			(千円)		
		備考 (注3)						

事業の区分	5. 介護従事者の確保のための事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業	
事業名	【No.35 (介護分)】 地域密着型サービス関係研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 7,890 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症等の高齢者が住み慣れた地域において、安心して介護を受けられる体制の構築を図る	
	アウトカム指標： 地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担う小規模多機能型居宅介護事業所に及び認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。 【セミナー参加者】 小規模多機能及び看護小規模多機能型居介護施設 377 施設のう、80%以上の参加を想定し、300 名以上が研修に参加すること。 【認知症研修参加率】 神奈川県内の認知症グループホーム 258 施設のうち各施設最低 2 人に参加してもらうことを想定し、研修参加者合計を 516 名とする。	
事業の内容	小規模多機能型居宅介護等の普及啓発、質の向上及び地域密着型サービス事業所における介護人材不足への対応を目的として、以下の事業を実施する。 ア 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護に関するセミナー事業。 イ 認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修。	
アウトプット指標	ア セミナー 一般向けに 3 回 (定員 30 名～40 名程度) 実務者向けに 7 回 (定員 30 名～40 名程度) 実施する。 イ 次の研修を開催する。 認知症対応型サービス事業開設者研修 1 回 計 40 名 認知症対応型サービス事業管理者研修 4 回 計 400 名 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 3 回 計 120	

	名 ア及びイいずれも、募集開始前に指定権者である市町村を通じて周知を行い、積極的な参加につなげる。 ※令和2年度については、コロナウイルス感染予防の観点から、セミナー事業及び認知症関係研修の中止又は回数削減を検討中である。					
アウトカムとアウトプットの関連	市町村を通じた周知を行った場合、セミナー参加率は概ね 80%、認知症研修の参加率は概ね 90%であるため、アウトカム指標の規定した参加者数を達成するために必要な研修実施回数をアウトプット指標として設定した。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 7,890	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	(千円) 5,260			
		都道府県 (B)	(千円) 2,630		民	(千円) 5,260
		計 (A+B)	(千円) 7,890			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)	(千円)			(千円) 5,260
備考 (注3)						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業	
事業名	【No.36 (介護分)】 認知症ケア人材育成推進事業	【総事業費】 (計画期間の総額) <u>32,042</u> 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	ア 認知症医療支援事業費 横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西 イ 認知症介護研修事業費 横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西 ウ 認知症医療支援事業費補助 横浜、川崎、相模原 エ 認知症地域支援等研修事業費 県全域 オ コグニサイズ推進員養成研修 県全域 カ チームオレンジ・コーディネーター研修等事業 県全域 キ 高齢者施設等職員研修事業 県全域	
事業の実施主体	ア 神奈川県 イ 神奈川県 ウ 横浜市、川崎市、相模原市 エ 神奈川県 オ 神奈川県 カ 神奈川県 キ 神奈川県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が大幅に見込まれており、認知症の人や家族が暮らしやすい社会を実現するためには、認知症に関する適切な知識や理解が今後より一層求められる。 また、併せて、高齢者が住み慣れた地域において、安心して介護を受けられる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標： ア～エ ○ かかりつけ医、歯科医師、看護職員、介護職員等に認知症対応力向上研修を実施し、認知症に関する理解を深め、認知症の早期発見や質の高い適切な医療・介護の提供を促進させる。 ○ 認知症初期集中支援チーム員研修へ市町村職員等を派遣し、市町村の認知症初期集中支援チームの設置を促進させる。 ○ 指定都市による認知症サポート医の増加や、かかりつけ医、歯科医師、看護職員、介護職員等に対する認知症対応力向上研修の実施を促進させる。 オ コグニサイズ推進員養成研修を実施し、認知機能の維持・向上が期待される運動であるコグニサイズを、地域で実践・指導できる人材を養成する。 カ チームオレンジのコーディネーター・メンバー等に対して研修を実施する等市町村に対する広域的な支援を行うことで、チームオレンジの整備を推進する。	

	キ 高齢者施設等において、「地域包括ケアシステム」の担い手として果たすべき役割を理解するとともに、サービス提供に関わる各職種の専門的な技術や知識の向上及び多職種の連携を図る。 ※参加率（全6回開催予定の平均）定員の70%以上
事業の内容	ア 認知症医療支援事業費（年間） （１）認知症サポート医養成研修事業・認知症サポート医フォローアップ研修 認知症の診療に習熟した医師を「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成する。また、認知症サポート医を対象としたフォローアップ研修を実施する。 （２）かかりつけ医認知症対応力向上研修事業 かかりつけ医を対象とし、認知症対応力の向上を図るための研修を実施する。 （３）病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 病院勤務の医師、看護師等の医療従事者を対象とし、認知症対応力向上を図るための研修を実施する。 （４）歯科医師認知症対応力向上研修事業 歯科医師を対象とし、認知症対応力向上を図るための研修を実施する。 （５）薬剤師認知症対応力向上研修事業 薬剤師を対象とし、認知症対応力向上を図るための研修を実施する。 （６）看護職員認知症対応力向上研修事業 看護職員を対象とし、認知症対応力向上を図るための研修を実施する。 イ 認知症介護研修事業費（年間） （１）認知症介護指導者フォローアップ研修 認知症介護指導者として、認知症介護実践研修に講師として参画している者等を「認知症介護指導者フォローアップ研修」に派遣する。 （２）認知症介護基礎研修 介護保険施設等の職員を対象とし、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。 ウ 認知症医療支援事業費補助（年間） 指定都市が実施する各認知症ケア人材育成研修事業に対し補助する。 （１）認知症サポート医養成研修事業・認知症サポート医フォローアップ研修 認知症の診療に習熟した医師を「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成する。また、認知症サポート医を対象としたフォローアップ研修を実施する。 （２）かかりつけ医認知症対応力向上研修事業 かかりつけ医を対象とし、認知症対応力の向上を図るための研修を実施する。 （３）病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 病院勤務の医師、看護師等の医療従事者を対象とした認知症対応力向上を図るための研修を実施する。 （４）認知症介護指導者フォローアップ研修 認知症介護指導者として、認知症介護実践研修に講師として参画している者等を「認知症介護指導者フォローアップ研修」に派遣する。 （５）歯科医師認知症対応力向上研修事業 歯科医師を対象とし、認知症対応力の向上を図るための研修を実施する。 （６）薬剤師認知症対応力向上研修事業 薬剤師を対象とし、認知症対応力の向上を図るための研修を実施する。 （７）看護職員認知症対応力向上研修事業 看護職員を対象とし、認知症対応力向上を図るための研修を実施する。 （８）認知症介護基礎研修

	介護保険施設等の職員を対象とし、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。 エ 認知症地域支援等研修事業費（年間） 県内市町村で配置している認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に対し、次の事業を行う。 （１）認知症初期集中支援チーム員研修・認知症初期集中支援チーム員フォローアップ研修 「認知症初期集中支援チーム」に携わる専門職を対象として、「認知症初期集中支援チーム員研修」に派遣し、チーム員を養成する。 また、チーム員を対象としたフォローアップ研修を実施する。 （２）認知症地域支援推進員研修事業 認知症地域支援推進員の資質向上に向けた研修を実施する。 オ コグニサイズ推進員養成研修 認知機能の維持・向上が期待される運動であるコグニサイズを地域で実践指導できる人材を養成するための研修を実施する。 カ チームオレンジ・コーディネーター研修等事業 市町村が整備するチームオレンジのコーディネーター及びメンバー等を対象とし、必要な知識や技術を習得するための研修等を行う。 キ 高齢者施設等職員研修事業 （１）部会研修 職種別に分かれ、各職種において求められる専門的な技術や知識等を習得する研修を実施する。 （２）合同シンポジウム 地域包括ケアシステム」において担う役割について、多職種と質疑応答等をしながら検討し、多職種連携の意識付けを行うとともに、必要な知識等を習得する研修を実施する。
アウトプット指標	ア 認知症医療支援事業費（年間） （１）認知症サポート医養成研修… 6 名養成 認知症サポート医フォローアップ研修… 1 回実施（100名養成） （２）かかりつけ医認知症対応力向上研修… 1 回実施（100名養成） （３）病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修… 3 回実施（300名養成） （４）歯科医師認知症対応力向上研修… 1 回実施（100名養成） （５）薬剤師認知症対応力向上研修… 1 回実施（100名養成） （６）看護職員認知症対応力向上研修… 1 回実施（200名養成） イ 認知症介護研修事業費（年間） （１）認知症介護指導者フォローアップ研修… 1 回実施（2 名養成） （２）認知症介護基礎研修… 4 回実施（200名養成） ウ 認知症医療支援事業費補助（年間） （１）認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修 ・横浜市…（養成研修）6 名養成 （フォローアップ研修）1 回実施（30名養成） ・川崎市…（養成研修）3 名養成 （フォローアップ研修）1 回実施（30名養成） ・相模原市…（養成研修）3 名養成 （フォローアップ研修）1 回実施（20名養成） （２）かかりつけ医認知症対応力向上研修 ・横浜市… 1 回実施（50名養成） ・川崎市… 1 回実施（50名養成） ・相模原市… 1 回実施（20名養成）

	(3) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 ・川崎市… 2 回実施 (150名養成) ・相模原市… 3 回実施 (100名養成) (4) 認知症介護指導者フォローアップ研修 ・横浜市… 2 名養成 ・川崎市… 1 名養成 ・相模原市… 1 名養成 (5) 歯科医師認知症対応力向上研修 ・横浜市… 1 回実施 (50名養成) ・川崎市… 1 回実施 (100名養成) ・相模原市… 1 回実施 (30名養成) (6) 薬剤師認知症対応力向上研修 ・横浜市… 1 回実施 (70名養成) ・川崎市… 1 回実施 (100名養成) ・相模原市… 1 回実施 (30名養成) (7) 看護職員認知症対応力向上研修 ・横浜市… 1 回実施 (200名養成) (8) 認知症介護基礎研修 ・川崎市… 5 回実施 (200名養成) ・相模原市… 2 回実施 (160名養成) エ 認知症地域支援等研修事業費 (年間) (1) 認知症初期集中支援チーム員研修…120名養成 認知症初期集中支援チーム員フォローアップ研修… 1 回実施 (100名養成) (2) 認知症地域支援推進員研修…初任者研修 1 回実施 (50 名養成) 現任者研修 3 回実施 (250 名養成) オ コグニサイズ推進員養成研修 (年間) 5 回実施 (350 名養成) カ チームオレンジ・コーディネーター研修等事業 (年間) チームオレンジ・コーディネーター等研修… 1 回実施 (80 名養成) キ 部会研修 (年間) 5 回実施 (定員 360 名) 合同シンポジウム (年間) 1 回実施 (定員 300 名)					
アウトカムとアウトプットの関連	ア～カ 認知症ケアに携わる人材育成に係る各種研修等を実施することで、認知症等に関する支援を必要とする方の早期発見が可能となり、的確な診断に基づいた適切な医療、必要に応じた介護サービスの提供や、地域で認知症の人や家族を支える仕組みづくりの推進につながる。 キ 高齢者施設等職員の資質向上を図り、「地域包括ケアシステム」の担い手として果たすべき役割を果たせるようにするため、県内の施設の約 7 割に受講者が 1 名は配置されるように当該研修を実施する。 そのため、約460人の受講が必要になることから、受講率を 7 割とみなし、合計660人の定員となるよう研修回数及び定員をアウトプットに設定する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	32,042 (千円)	基金充当額 (国費)	公	(千円)
		基金 国 (A)	21,361 (千円)	における 公民の別	民	21,361 (千円)

		都道府県 (B)	<u>10,681</u> (千円)	(注1)		うち受託事業等(再掲) (注2)
			<u>32,042</u> (千円)			
		計(A+B)	<u>32,042</u> (千円)			
		その他(C)	0 (千円)			<u>14,471</u> (千円)
備考(注3)	「オ コグニサイズ推進員養成研修」については中止を予定。 その他研修事業については、開催時期の延期・縮小を検討中。					

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No.37 (介護分)】 地域包括ケア人材育成推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 13,950 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムを深化・推進するために、その中核的機関である地域包括支援センターの機能強化や生活支援体制整備事業及び総合事業の推進が求められている。	
	アウトカム指標： ① 地域ケア会議の開催を定着させ、ネットワークの充実、地域課題の抽出及び解決、在宅医療との連携の促進、包括的支援の充実など、地域包括支援センターの機能強化をする。 ② 県内全ての市町村における生活支援コーディネーター等の配置及び活動の促進	
事業の内容	ア 地域ケア多職種協働推進事業費 (1) 地域包括ケア会議の設置・運営：市町村や地域包括支援センターの地域ケア会議の取組や地域における医療と介護の連携に関する課題等の情報交換と検討を行う。 (2) 専門職員派遣事業：市町村単独では確保が困難な専門職を派遣し、地域ケア会議等における助言を行い、地域包括支援センター等を支援する。 (3) 地域包括ケア多職種協働推進事業：地域包括支援センター職員を中心とした多職種を対象に、終末期の多職種協働について必要な知識を習得する研修を実施する。 イ 地域包括支援センター職員等養成研修事業費 地域包括支援センター職員等を対象に、同センターの役割をはじめ包括的支援事業等の業務の理解を深めるための研修を実施する。 ウ 生活支援コーディネーター養成研修事業費 生活支援コーディネーターとして配置されている者又は配置予定の者に対し、養成研修とフォローアップ研修を実施する。	

	また、地域にある多様な生活支援サービスの主体の発掘や、住民を含めた本事業の啓発のために、モデル市町村において、地域支え合いフォーラムを実施する。						
アウトプット指標	・ 県の地域包括ケア会議及び市町村（地域包括支援センター）の地域ケア会議の開催回数 2,586 回 ・ 地域ケア多職種協働推進研修事業受講者 200 人 ・ 地域包括支援センター職員等養成研修の受講者数 初任者 90 人、現任者 160 人、管理者 120 人 ・ 生活支援コーディネーター養成研修の受講者数 養成 150 人、フォローアップ 180 人 ※コロナで中止・延期・規模縮小予定						
アウトカムとアウトプットの関連	市町村や、地域包括支援センターが行う地域ケア会議等への専門職員派遣、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター職員等への研修等の実施することで、地域包括ケアシステムの深化・推進に資する人材育成及び資質向上が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 13,950	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)		(千円) 9,300		民	(千円)
		都道府県 (B)		(千円) 4,650			9,300
		計 (A+B)		(千円) 13,950			うち受託事業等 (再掲) (注2)
	その他 (C)		(千円) 0	(千円) 9,300			
備考 (注3)							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上に資する事業						
	(中項目) 権利擁護人材育成事業						
	(小項目) 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業						
事業名	【No. 38 (介護分)】 権利擁護人材育成事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 78,272 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県、市町村						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	成年後見制度の利用者数が増加している中、専門職後見人の受任に限界があり、法人後見や市民後見の必要性が高まっている。						
	アウトカム指標： 認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、本県の法人後見及び市民後見の受任割合を令和3年に 6.8%とする。						
事業の内容	ア 法人後見担当者の人材育成支援 (法人後見担当者基礎研修、困難事例相談事業等) イ 市町村における市民後見人養成事業等に対する補助						
アウトプット指標	法人後見担当者養成研修(基礎・現任) 4回 参加者 200 人/年 市民後見人養成事業に取り組む市町村数を令和3年に 19 市町村とする。						
アウトカムとアウトプットの 関連	研修参加者が増加することで、法人後見及び市民後見の受任が増加する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 78,272	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 52,181		民	(千円) 52,181 うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円) 52.181
			都道府県 (B)	(千円) 26,091			
			計 (A+B)	(千円) 78,272			
			その他 (C)				
		備考 (注3)					

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 労働環境・処遇の改善に資する事業 (中項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業					
事業名	【No.39 (介護分)】 介護事業経営マネジメント支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 13,100 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	介護事業を行う中小規模の事業所経営者層には経営マネジメントについてほとんど経験がない者も多く、給与や職員教育などの面で大規模事業所と中小事業所では対応に差が生じている。 そのため、大規模事業所に比べ中小事業所での離職率が高くなっていることから、マネジメント支援を必要である。					
	アウトカム指標：対象事業所の離職率 14.6%					
事業の内容	中小規模の介護サービス事業経営者向けのセミナーを開催し、意識改革の契機とするとともに、マネジメントが必要な事業者に対して、経営アドバイザー（社労士、税理士、経営コンサルタント）を派遣し、指導・助言を行う					
アウトプット指標	・マネジメントセミナー受講事業者数 140 事業者 ・経営アドバイザー派遣回数 30 事業者					
アウトカムとアウトプットの 関連	マネジメントセミナーや経営アドバイザー派遣事業の実施により、経営マネジメントの改善が図られ、離職率が低下する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	(千円)
		(A+B+C)		13,100		
		基金	国(A)	(千円)		
				8,733		
			都道府県(B)	(千円)		(千円)
			4,367	8,733		
計(A+B)		(千円)				
		13,100				
その他(C)		(千円)				
					うち受託事業等 (再掲)(注2)	
					(千円)	
					8,733	
備考(注3)						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及促進事業						
事業名	【No.40 (介護分)】 介護ロボット導入支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 64,075 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	急速に進む高齢化を踏まえ、今後ますます重要性が増す介護・医療分野の従事者の負担軽減、人材の安定的確保、介護・医療サービスの質の向上につなげるため、介護ロボットの普及が必要。						
	アウトカム指標:介護ロボット導入支援事業費補助金の実績報告による介護従事者の負担軽減及びサービスの質の向上(目標達成率・効果等)						
事業の内容	介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットについて導入支援の補助を行う。						
アウトプット指標	介護ロボットの補助台数 令和2年度 400 台						
アウトカムとアウトプットの 関連	介護ロボット導入に係る経費を補助することで、介護従事者の負担軽減及びサービスの質の向上につなげる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 124,075	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円) 42,717		民	42,717 (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 21,358			
			計 (A+B)	(千円) 64,075			
		その他 (C)		(千円) 0			うち受託事業等 (再掲) (注2)
備考 (注3)							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及促進事業						
事業名	【No.41 (介護分)】 ICT 導入支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 31,672 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	急速に進む高齢化を踏まえ、今後ますます重要性が増す介護・医療分野の従事者の負担軽減、人材の安定的確保、介護・医療サービスの質の向上につなげるため、ICTの普及が必要。						
	アウトカム指標：介護従事者の負担軽減及びサービスの向上 (目標達成率・効果等)						
事業の内容	介護業務の負担軽減や効率化に資する ICT について導入支援の補助を行う。						
アウトプット指標	ICTを導入した介護事業所数 令和2年度 150 事業所						
アウトカムとアウトプットの 関連	ICT導入に係る経費の補助を行うことでICTの普及を行い、従事者の負担軽減及びサービス向上を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 31,672	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国(A)	(千円) 21,115		民	(千円) 21,115
			都道府県 (B)	(千円) 10,557			うち受託事業等 (再掲)(注2)
			計(A+B)	(千円) 31,672			(千円) 21,115
		その他(C)		(千円)			
備考(注3)							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 労働環境等の改善 (中項目) 介護職員長期定着支援事業 (小項目) 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業							
事業名	【No.42 (介護分)】 介護保険事業者ハラスメント対策推進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 261 千円			
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域							
事業の実施主体	神奈川県							
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	介護現場では利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが数多く発生しており、介護職員の離職等を招く一因となっている。							
	アウトカム指標：介護職員の離職率の減少							
事業の内容	介護事業所の職員をマネジメントする立場にある事業所・施設管理者等を対象に、利用者や家族等からのハラスメントが発生した場合の対応や、再発防止の取組方法等について研修を実施する。							
アウトプット指標	研修実施回数7回							
アウトカムとアウトプットの 関連	施設・事業所管理者のハラスメントに係るマネジメント能力が向上することで、介護現場で働く職員の環境が改善され、離職率を減少させる。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 261	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円) 174			民	174(千円)
			都道府県 (B)	(千円) 87				
			計 (A+B)	(千円) 261				
		その他 (C)		(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注2) 174(千円)	
備考 (注3)								

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善に資する事業 (小項目) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業						
事業名	【No.43 (介護分)】 介護従事者子育て支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 8,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	神奈川県						
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	平成30年度介護労働者の就業実態と就業意識調査によると、離職者のうち「結婚・妊娠・出産・育児」を理由に介護の仕事を辞めた者の割合は20.3%となっており、仕事を続ける上で「出産・育児」は大きな壁になっているため、子育てのために離職する介護職員を減らし、定着を促進する必要がある。						
	アウトカム指標:「結婚・妊娠・出産・育児」を理由とした者の割合 20.0%以内						
事業の内容	出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を利用する際に、介護サービス事業所が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助する。						
アウトプット指標	補助対象人数 55人						
アウトカムとアウトプットの関連	補助を行うことにより、子育てのために離職する介護職員が減り、介護人材の定着が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 8,000	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	(千円)	
		基金	国(A)	(千円) 5,333		民	(千円)
			都道府県(B)	(千円) 2,667			(千円) 5,333
			計(A+B)	(千円) 8,000			うち受託事業等 (再掲)(注2)
		その他(C)	(千円)	(千円)			
備考(注3)							

事業の区分	6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業					
事業名	【No.44（医療分）】 地域医療勤務環境改善体制整備事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 399,000 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	地域医療確保暫定特例水準適用が見込まれる医療機関					
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	令和6年4月からの医師に対する時間外労働時間上限規制の適用開始に向け、医療機関において適切な労働環境整備及び労働時間短縮を進める必要がある。					
	アウトカム指標：客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加 53%（令和元年）→ 目標 100%（令和6年）					
事業の内容	医療機関が医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に対し必要な費用を支援する。					
アウトプット指標	対象となる施設数 16 病院					
アウトカムとアウトプットの関連	医師の時間外労働時間上限規制における「地域医療確保暫定特例水準」の適用が見込まれる、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関を対象とし、勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援することで、勤務医の労働時間の短縮し、勤務医の働き方改革の推進を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		（千円） 399,000	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公 （千円） 42,471
		基金	国（A）	（千円） 266,000		民 （千円） 223,529
			都道府県 （B）	（千円） 133,000		
			計（A＋ B）	（千円） 399,000		うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
		その他（C）		（千円）		
備考（注3）						

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

事業担当課一覧

No.	事業名	担当課
1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業		
1	病床機能分化・連携推進基盤事業	医療課
2	緩和ケア推進事業	がん・疾病対策課
2 居宅等における医療の提供に関する事業		
3	在宅医療施策推進事業	医療課
4	訪問看護推進支援事業	医療課
5	在宅歯科医療連携拠点運営事業	医療課
6	口腔ケアによる健康寿命延伸事業	健康増進課
7	在宅医療多職種連携推進事業	薬務課
8	小児等在宅医療連携拠点事業	医療課
9	訪問看護ステーション研修事業	医療課
3 介護施設等の整備に関する事業		
10	介護施設等整備事業	高齢福祉課
4 医療従事者の確保に関する事業		
11	医師等確保体制整備事業	医療課
12	産科等医師確保対策推進事業	医療課
13	病院群輪番制運営費事業	医療課
14	小児救急医療相談事業	医療課
15	看護師等養成支援事業	医療課、県立病院課
16	院内保育所支援事業	医療課
17	看護実習指導者等研修事業	医療課
18	潜在看護職員再就業支援事業	医療課
19	看護職員等修学資金貸付金	医療課
20	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	障害サービス課
21	精神疾患に対応する医療従事者確保事業	がん・疾病対策課
22	がん診療医科歯科連携事業	がん・疾病対策課
23	歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業	医療課
24	歯科衛生士確保・育成事業	健康増進課
5 介護従事者の確保に関する事業		
25	介護人材確保促進事業	地域福祉課
26	かながわ感動介護大賞表彰事業	高齢福祉課
27	職業高校教育指導事業	高校教育課
28	介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業	地域福祉課
29	介護人材マッチング機能強化事業	地域福祉課
30	外国人留学生受入施設マッチング事業	地域福祉課
31	喀痰吸引等研修支援事業	高齢福祉課
32	喀痰吸引介護職員等研修事業	障害サービス課

33	介護人材キャリアアップ研修受講促進事業	地域福祉課
34	介護支援専門員資質向上事業	地域福祉課
35	介護ロボット普及推進事業	高齢福祉課
36	認知症ケア人材育成推進事業	高齢福祉課
37	地域包括ケア人材育成推進事業	高齢福祉課
38	権利擁護人材育成事業	地域福祉課
39	介護事業経営マネジメント支援事業	地域福祉課
40	介護ロボット導入支援事業	高齢福祉課
41	ICT 導入支援事業	高齢福祉課
42	介護保険事業者ハラスメント対策推進事業	高齢福祉課
43	介護従事者子育て支援事業	地域福祉課
6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業		
44	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療課

令和元年度神奈川県計画に関する 事後評価

**令和 3 年 1 月
神奈川県**

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

- ☒ 行った
(実施状況)

 - ・令和2年9月30日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

☐ 行わなかった
(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし

(令和2年9月30日 神奈川県保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

令和元年度神奈川県計画に規定した目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体

1. 目標

令和7年（2025年）に向けて、各地域における課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

神奈川県における回復期病床は、令和7年（2025年）の必要病床数が、現状に比べ約1万6千床不足すると見込まれていることから、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。

・27～29年度基金を活用して整備を行う回復期等の病床数：364床（令和元年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

神奈川県においては、令和7年（2025年）に向けて、在宅医療等の患者数が大幅に増加（約1.6倍）すると推計されており、在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させることを目指す。

・訪問診療を実施している診療所・病院数

1,455（平成27年度） → 2,139（令和5年度）

・在宅療養支援診療所・病院数

930（平成29年） → 1,302（令和5年度）

・在宅看取りを実施している診療所・病院数

694（平成27年度） → 1,020（令和5年度）

・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数

725機関（平成26年度） → 982機関（令和5年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して、支援を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 30 年度 (A) (定員数／施設数)	令和元年度 (B) (定員数／施設数)	増減 (B) - (A) (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	36,421 床／385 ケ所	37,099 床／391 ケ所	678 床／6 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	638 床／23 ケ所	783 床／28 ケ所	145 床／5 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,400 床／18 ケ所	1,400 床／18 ケ所	- ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,229 床／192 ケ所	20,229 床／192 ケ所	- 床／- ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	144 床／6 ケ所	144 床／6 ケ所	- 床／- ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床／25 ケ所	1,310 床／25 ケ所	- 床／- ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ケ所	191 床／10 ケ所	- 床／- ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	93 ケ所	103 ケ所	10 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2,146 床／314 ケ所	2,438 床／347 ケ所	292 床／33 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	2,789 人／282 ケ所	2,789 人／282 ケ所	- 人／- ケ所
認知症高齢者グループホーム	12,978 床／765 ケ所	13,662 床／802 ケ所	684 床／37 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	366 床／50 ケ所	470 床／62 ケ所	104 床／12 ケ所
介護予防拠点	122 ケ所	122 ケ所	- ケ所
地域包括支援センター	368 ケ所	368 ケ所	- ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	- ケ所
施設内保育施設	31 ケ所	33 ケ所	2 ケ所
訪問看護ステーション	708 ケ所	708 ケ所	- ケ所
緊急ショートステイ	235 床／59 ケ所	235 床／59 ケ所	- 床／- ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すためには、医療従事者の確保・養成が重要である。

神奈川県においては、医療従事者数が概ね全国平均を下回っているため、不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

ア 医師の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回り、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を有しており、これらの課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）
205.4 人（平成 28 年）→215 人（令和 2 年度）
- ・ 産科医・産婦人科医師数
772 人（平成 28 年）→ 800 人（令和 2 年度）
- ・ 休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができていないブロック数
14 ブロック（平成 29 年度）→現状体制の維持

イ 看護職員の確保

神奈川県の人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。

- ・ 県内の就業看護職員数
80,815 人（平成 30 年 12 月末）→89,000 人（令和 2 年度）
- ・ 看護職員等修学資金借受者の県内就業率
90.8%（平成 30 年度）→91.4%（令和 3 年度）
- ・ 県内院内保育施設数
120 施設の維持（令和元年度）
- ・ 届出登録者の増加
3150 件（平成 30 年度）→4000 件（令和 2 年度）
- ・ 届出登録者の応募就職率のアップ
78.0%（平成 30 年度）→83.0%（令和 2 年度）
- ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者
20 人（令和元年度）
- ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数
新人看護職員対象研修受講者 181 名（令和元年度）
中堅看護職員対象研修受講者 297 名（令和元年度）

ウ 歯科関係人材の確保

神奈川県の 1 診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。

- ・ 県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加
662 施設（平成 29 年度）→ 755 施設（令和 2 年度目標）
- ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数の増
歯科衛生士 695 人の増（令和 2 年度）
歯科技工士 平成 30 年度 1,729 人からの増加（令和 2 年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

神奈川県においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)までに、さらなる人材確保対策を講じなければ、県内で約21,000人の介護人材が不足する見通しとなっているため、介護人材の量的確保を図ることを目標とする。

あわせて、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応することができるよう介護職員の資質向上への具体的な方策を講じることで、介護人材の質的確保も図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 来日する外国人留学生数 年間 60 人
- ・ 経営アドバイザー派遣事業者数 年間 30 事業者

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 医療機関に対して回復期病床への転換を促すためのセミナーを開催した。
- ・ 回復期病床数 6,952 床（平成30年度） → 7,705 床（令和元年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を実施している診療所・病院数
1,455（平成27年度） → 1,400（平成30年度）
- ・ 在宅療養支援診療所・病院数
930（平成29年） → 919（令和元年度）
- ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数
694（平成27年度） → 683（平成29年度）
- ・ 訪問歯科診療を実施している歯科診療所数
725 機関（平成26年度） → 1,285 機関（平成29年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績 (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	37,314 床/392 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	725 床/26 ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	1,350 床／18 ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員30人以上）	20,129 床/191 ヶ所

介護老人保健施設（定員 29 人以下）	144 床／6 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床／25 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	97 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2,236 床/324 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	2,645 床/266 ケ所
認知症高齢者グループホーム	13,347 床/783 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	435 床/58 ケ所
介護予防拠点	121 ケ所
地域包括支援センター	370 ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所
施設内保育施設	34 ケ所
訪問看護ステーション	752 ケ所
緊急ショートステイ	221 床／57 ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）
205.4 人(平成 28 年)→212.4 人(平成 30 年度)
- ・ 産科医・産婦人科医師数
772 人（平成 28 年）→ 763 人（平成 30 年度）
- ・ 休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができているブロック数
14 ブロック（平成 29 年度）→現状体制の維持

イ 看護職員の確保

- ・ 県内の就業看護職員数
令和 2 年度の調査結果を見て評価する。
- ・ 看護職員等修学資金借受者の県内就業率
90.8%（平成 30 年度）→95.0%（令和 2 年度）
- ・ 県内院内保育施設数
120 施設の維持（令和元年度）
- ・ 届出登録者の増加
3150 件（平成 30 年度）→4248 件（令和 2 年度）
- ・ 届出登録者の応募就職率のアップ
78.0%（平成 30 年度）→72.7%（令和 2 年度）
- ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者
20 人（令和元年度）
- ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数

新人看護職員対象研修受講者 35 名（令和元年度）

中堅看護職員対象研修受講者 30 名（令和元年度）

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加
新型コロナウイルスの影響により事業実施できなかったことから、事業実施による達成状況を測定できない。
- ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数の増
令和 2 年度の実績を見て評価する。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の不足の解消に向けて

- ・ 介護未経験者への研修や市町村が行う介護に対する普及啓発に対する補助等による参入促進
- ・ 介護支援専門員の多職種連携を目的とした研修の実施による資質の向上
（個別の取組の達成状況は個票参照）

2）見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問看護のニーズに対応できる看護職員や訪問歯科診療を実施する診療所数が着実に増加しており、在宅医療提供体制等の充実に向けた取組みが進んでいる。
- ・ 研修の実施により、訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成を推進し、目標を達成した。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・ 現時点では目標の達成状況を確認できない。

イ 看護職員の確保

- ・ 看護師等養成所への運営費補助や各種修学資金貸付金を通じて、看護師等の養成に取り組むとともに、県ナースセンターで無料職業紹介や復職支援研修を実施した。
- ・ 県ナースセンターにおいて未就業看護師等の復職支援に取り組んでいるが、同センターを活用した届出登録者の応募就職率は、伸び悩んでいる。
- ・ また、認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数は目標に達することができなかった。

- ・一方で県内の就業看護職員数が増加するとともに、看護職員の離職率は低下するなど看護職員の確保は着実に進んでいる。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・未就業歯科衛生士復職支援講習会により、歯科衛生士の長期的なキャリア形成を支援し、復職への意欲の向上を促すことができた。
- ・在宅歯科口腔咽頭吸引実習は新型コロナウイルスの感染拡大により、実施できなかった。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

④ 医療従事者の確保に関する目標

イ 看護職員の確保

- ・届出登録者の応募就職率が目標値を下回った主な要因は、下記のことが考えられる。
 - ① 現役看護職員への周知・広報が不十分
 - ② 潜在看護職員の掘り起こしが不十分
- ・そのため令和2年度以降は以下の工夫を行うことで、目標達成を図る。
 - ①無料職業紹介の「相談件数」が減少しているため（H30:11,455件、R1:10,055件）、相談員による出張相談などを増やし、相談件数の増加に力を入れる。
 - ②周知・広報を積極的に行うことによって、求人、求職登録者を増やすとともに、マッチングを促進し、就業者数を増やす。
- ・また、精神疾患に対応できる看護職員の養成にあっては、病院への周知等が十分にできなかった等の理由から、参加者が予定を満たなかった。
- ・そのため、令和2年度については認知行動療法等を実践できる看護職員を育成するため、早めの周知等を心掛ける。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横浜

1. 目標

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において
 予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	15,662 床／149 ケ所	16,012 床／152 ケ所	350 床／3 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床／2 ケ所	55 床／2 ケ所	- 床／- ケ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	548 床／6 ケ所	548 床／6 ケ所	- ケ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	9,501 床／84 ケ所	9,501 床／84 ケ所	- 床／- ケ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	70 床／3 ケ所	70 床／3 ケ所	- 床／- ケ所
ケアハウス（定員30人以上）	378 床／5 ケ所	378 床／5 ケ所	- 床／- ケ所
ケアハウス（定員29人以下）	16 床／1 ケ所	16 床／1 ケ所	- 床／- ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	45 ケ所	48 ケ所	3 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	901 床／134 ケ所	960 床／141 ケ所	59 床／7 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,420 人／136 ケ所	1,420 人／136 ケ所	- 人／- ケ所
認知症高齢者グループホーム	5,592 床／321 ケ所	5,898 床／336 ケ所	306 床／15 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	116 床／16 ケ所	134 床／18 ケ所	18 床／2 ケ所
介護予防拠点	1 ケ所	1 ケ所	- ケ所
地域包括支援センター	141 ケ所	141 ケ所	- ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	8 ケ所	8 ケ所	- ケ所
訪問看護ステーション	320 ケ所	320 ケ所	- ケ所
緊急ショートステイ	15 床／15 ケ所	15 床／15 ケ所	- 床／- ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

□横浜（達成状況）

1）目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績
特別養護老人ホーム	16,346 床／155 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床／2 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	498 床／6 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,501 床／84 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	70 床／3 ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床／5 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床／1 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	45 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	929 床／137 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,339 人／129 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	5,701 床／327 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	133 床／18 ヶ所
介護予防拠点	2 ヶ所
地域包括支援センター	142 ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	10 ヶ所
訪問看護ステーション	325 ヶ所
緊急ショートステイ	15 床／15 ヶ所

2）見解

県計画と同じ

3）改善の方向性

県計画と同じ

4）目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■川崎

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において
予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	4,523床／47ヶ所	4,651床／48ヶ所	128床／1ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250床／9ヶ所	250床／9ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	190床／2ヶ所	190床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	2,281床／21ヶ所	2,281床／21ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	264床／3ヶ所	264床／3ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	21ヶ所	24ヶ所	3ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	343床／48ヶ所	379床／52ヶ所	36床／4ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	585人／61ヶ所	585人／61ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	2,170床／127ヶ所	2,170床／127ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	111床／15ヶ所	138床／18ヶ所	27床／3ヶ所
介護予防拠点	55ヶ所	55ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	49ヶ所	49ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2ヶ所	2ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	83ヶ所	83ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	215床／16ヶ所	215床／16ヶ所	-床／-ヶ所

④ 医療従事者の確保に関する目標
県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

□川崎（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績
特別養護老人ホーム	4,651 床／48 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250 床／9 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	190 床／2 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	2,281 床／21 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	264 床／3 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	23 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	338 床／47 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	578 人／61 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	2,223 床／129 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	108 床／14 ヶ所
介護予防拠点	55 ヶ所
地域包括支援センター	49 ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2 ヶ所
訪問看護ステーション	93 ヶ所
緊急ショートステイ	205 床／15 ヶ所

2) 見解

県計画と同じ

3) 改善の方向性

県計画と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■相模原

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
 県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標
 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において
 予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,127床／37ヶ所	3,127床／37ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	58床／2ヶ所	29床／1ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	80床／1ヶ所	80床／1ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,231床／13ヶ所	1,231床／13ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	122床／4ヶ所	122床／4ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	96床／5ヶ所	96床／5ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5ヶ所	6ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	175床／29ヶ所	265床／39ヶ所	90床／10ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	116人／14ヶ所	116人／14ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,229床／70所	1,319床／75ヶ所	90床／5ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	9床／1ヶ所	18床／2ヶ所	9床／1ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	-ヶ所
地域包括支援センター	29ヶ所	29ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	10ヶ所	11ヶ所	1ヶ所
訪問看護ステーション	52ヶ所	52ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

□相模原（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績
特別養護老人ホーム	3,127 床／37 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	80 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,231 床／13 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	122 床／4 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床／5 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	192 床／31 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	94 人／12 ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,319 床／75 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18 床／2 ケ所
介護予防拠点	1 ケ所
地域包括支援センター	29 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	10 ケ所
訪問看護ステーション	60 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

2) 見解

県計画と同じ

3) 改善の方向性

県計画と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横須賀・三浦

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において
予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,751床／39ヶ所	3,751床／39ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	152床／3ヶ所	152床／3ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,881床／20ヶ所	1,881床／20ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	16床／1ヶ所	16床／1ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員30人以上）	150床／2ヶ所	150床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	20床／1ヶ所	20床／1ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6ヶ所	7ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	156床／24ヶ所	165床／25ヶ所	9人／1ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	291人／30ヶ所	291人／30ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,146床／78ヶ所	1,218床／82ヶ所	72床／4ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	30床／4ヶ所	39床／5ヶ所	9床／1ヶ所
介護予防拠点	3ヶ所	3ヶ所	-ヶ所

地域包括支援センター	30 ヶ所	30 ヶ所	- ヶ所
生活支援ハウス	1 ヶ所	1 ヶ所	- ヶ所
施設内保育施設	7 ヶ所	7 ヶ所	- ヶ所
訪問看護ステーション	56 ヶ所	56 ヶ所	- ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

□横須賀・三浦（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績
特別養護老人ホーム	3,751 床／39 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床／3 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,781 床／19 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床／1 ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床／2 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床／1 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	159 床／25 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	280 人／28 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,167 床／78 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	30 床／4 ヶ所
介護予防拠点	3 ヶ所
地域包括支援センター	30 ヶ所
生活支援ハウス	1 ヶ所

施設内保育施設	8ヶ所		
訪問看護ステーション	58ヶ所		
緊急ショートステイ	対象施設なし		

2) 見解
県計画と同じ

3) 改善の方向性
県計画と同じ

4) 目標の継続状況

☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■湘南東部

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標
地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において
予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,343床／29ヶ所	2,343床／29ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74床／3ヶ所	74床／3ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	200床／2ヶ所	200床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,416床／14ヶ所	1,416床／14ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	80床／2ヶ所	80床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4ヶ所	4ヶ所	-ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	223床／30ヶ所	223床／30ヶ所	-床／-ヶ所

認知症対応型デイサービスセンター	79 人／7 ケ所	79 人／7 ケ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	753 床／44 ケ所	771 床／45 ケ所	18 床／1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	42 床／5 ケ所	57 床／7 ケ所	15 床／2 ケ所
介護予防拠点	29 ケ所	29 ケ所	-ヶ所
地域包括支援センター	30 ケ所	30 ケ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ケ所	2 ケ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	50 ケ所	50 ケ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	17 ケ所	17 ケ所	-ヶ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

□湘南東部（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績
特別養護老人ホーム	2,343 床／29 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床／3 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	200 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,416 床／14 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	80 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	227 床／30 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	68 人／6 ケ所
認知症高齢者グループホーム	753 床／44 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	57 床／7 ケ所

介護予防拠点	26ヶ所
地域包括支援センター	31ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2ヶ所
訪問看護ステーション	57ヶ所
緊急ショートステイ	16ヶ所

2）見解

県計画と同じ

3）改善の方向性

県計画と同じ

4）目標の継続状況

☒ 令和２年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

☐ 令和２年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■湘南西部

1．目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第７期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 30 年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (B)－(A)
特別養護老人ホーム	2,361 床／26ヶ所	2,361 床／26ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85 床／3ヶ所	143 床／5ヶ所	58 床／2ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	120 床／2ヶ所	120 床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,287 床／13ヶ所	1,287 床／13ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床／1ヶ所	29 床／1ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	226 床／6ヶ所	226 床／6ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	29 床／1ヶ所	29 床／1ヶ所	-床／-ヶ所

都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5ヶ所	5ヶ所	-ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	153床／21ヶ所	171床／23ヶ所	18床／2ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	115人／12ヶ所	115／12ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	675床／42ヶ所	720床／45ヶ所	45床／3ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18床／3ヶ所	35床／5ヶ所	17床／2ヶ所
介護予防拠点	2ヶ所	2ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	27ヶ所	27ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	51ヶ所	51ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

□湘南西部（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績
特別養護老人ホーム	2,361床／26ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85床／3ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	120床／2ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,287床／13ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	29床／1ヶ所
ケアハウス（定員30人以上）	226床／6ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	29床／1ヶ所

都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	162床／22ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	112人／11ヶ所
認知症高齢者グループホーム	693床／43ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	35床／5ヶ所
介護予防拠点	2ヶ所
地域包括支援センター	27ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	52ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

2) 見解
県計画と同じ

3) 改善の方向性
県計画と同じ

4) 目標の継続状況

☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県央

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標
地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において
予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,073床／41ヶ所	3,173床／42ヶ所	100床／1ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58床／2ヶ所	116床／4ヶ所	58床／2ヶ所

養護老人ホーム（定員 30 人以上）	110 床／2 ケ所	110 床／2 ケ所	・床／・ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,576 床／17 ケ所	1,576 床／17 ケ所	・床／・ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床／1 ケ所	29 床／1 ケ所	・床／・ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	60 床／2 ケ所	60 床／2 ケ所	・床／・ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	30 床／2 ケ所	30 床／2 ケ所	・床／・ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	4 ケ所	2 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	101 床／16 ケ所	145 床／21 ケ所	44 床／5 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	98 人／10 ケ所	98 人／10 ケ所	・人／・ケ所
認知症高齢者グループホーム	849 床／50 ケ所	975 床／57 ケ所	126 床／7 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	23 床／3 ケ所	32 床／4 ケ所	9 床／1 ケ所
介護予防拠点	28 ケ所	28 ケ所	・ケ所
地域包括支援センター	39 ケ所	39 ケ所	・ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
訪問看護ステーション	66 ケ所	66 ケ所	・ケ所
緊急ショートステイ	5 床／11 ケ所	5 床／11 ケ所	・床／・ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

□県央（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績
特別養護老人ホーム	3,154 床／41 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	116 床／4 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	110 床／2 ケ所

養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,576 床／17 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床／1 ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	60 床／2 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	30 床／2 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	130 床／19 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	95 人／9 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	900 床／53 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	30 床／4 ヶ所
介護予防拠点	28 ヶ所
地域包括支援センター	39 ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2 ヶ所
訪問看護ステーション	71 ヶ所
緊急ショートステイ	1 床／11 ヶ所

2) 見解

県計画と同じ

3) 改善の方向性

県計画と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県西

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標
地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において

予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 30 年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	1,581 床 / 17 ケ所	1,681 床 / 18 ケ所	100 床 / 1 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床 / 2 ケ所	58 床 / 2 ケ所	- 床 / - ケ所
養護老人ホーム (定員 30 人以上)	対象施設なし	対象施設なし	
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設 (定員 30 人以上)	1,056 床 / 10 ケ所	1,056 床 / 10 ケ所	- 床 / - ケ所
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス (定員 30 人以上)	30 床 / 1 ケ所	30 床 / 1 ケ所	- 床 / - ケ所
ケアハウス (定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ケ所	5 ケ所	- ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	94 床 / 12 ケ所	130 床 / 16 ケ所	36 床 / 4 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	85 人 / 12 ケ所	85 人 / 12 ケ所	- 人 / - ケ所
認知症高齢者グループホーム	564 床 / 33 ケ所	591 床 / 35 ケ所	27 床 / 2 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	17 床 / 3 ケ所	17 床 / 3 ケ所	- 床 / - ケ所
介護予防拠点	4 ケ所	4 ケ所	- ケ所
地域包括支援センター	23 ケ所	23 ケ所	- ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	30 ケ所	30 ケ所	- ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

④ 医療従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県全体と同様とする。

2. 計画期間

平成31年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月31日

□県西（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	令和元年度実績
特別養護老人ホーム	1,581 床／17 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床／2 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	対象施設なし
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,056 床／10 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	30 床／1 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	99 床／13 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	79 人／10 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	591 床／34 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	24 床／4 ヶ所
介護予防拠点	4 ヶ所
地域包括支援センター	23 ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	36 ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

2) 見解

県計画と同じ

3) 改善の方向性

県計画と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和元年度神奈川県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 病床機能分化・連携推進事業	【総事業費】 7,535 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県医師会、神奈川県病院協会ほか	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	本県においては、地域医療構想の必要病床数推計において、令和 7 年（2025 年）に向けて、病床全体では約 1 万床が不足すると推計され、特に回復期病床の不足が見込まれている。増加する医療需要に対応するためには、 ・医療機関や県民に対して、地域医療構想についての理解を促す ・構想区域内での病床機能の分化・連携や、病床利用率の向上などのための、医療機関や関係団体の自主的な取組みを促し、限りある医療資源を有効活用できるようにする ・病床機能の転換等に要する費用への支援を行いながら、不足する病床機能への医療機関の自主的な転換を促す ・病院間、病院・診療所間、医療機関・介護保険事業所間等で緊密な連携体制の構築に向けた取組みを推進すること、同時並行で取り組んでいく必要がある。 アウトカム指標： ・27～29 年度基金を活用して整備を行う回復期等の病床数：364 床（令和元年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 医療機関に対するセミナー・相談会の開催や、個別相談等により、地域医療構想の理解促進を図るとともに、医療機関が不足する病床機能への転換を検討する際に相談支援を行い、転換を促す。 イ 医療関係団体と連携しながら、構想区域内の病床機能の分化・連携に向けて、医療関係団体や医療機関による会議や検討会等の開催や、その他の自主的な取組みを促すための支援を行う。 ウ 高齢化の進展により医療需要が増加する糖尿病、脳卒中などの主要な疾患に関して、患者情報を共有するツールとなる「地域医療連携クリティカルパス」の普及・活用を推進し、モデル	

	地域における協議会や、医療機関等への研修会など、かりつけ医と専門医など複数の医療機関や職種による連携を推進する。これにより、地域の医療機関が連携・役割分担し、急性期における早期の適切な治療の開始、回復期から維持期における再発予防の取組み、再発や増悪を繰り返す患者に対する適切な介入などを、疾患の特徴や患者の状態に応じて行うことで、急性期から維持期（在宅医療）まで、切れ目のない医療が受けられる体制を構築する。 エ 急性期病院等の慢性的な感染症を有する患者の転院・退院先となる医療機関や介護保険施設等に対する研修について、今後の広域展開を見据え、有識者の意見を聴取しながら研修プログラム等を作成する。今年度は4か所の受入先の機関への研修を実施し評価を行う。
アウトプット指標（当初の目標値）	ア、イ 医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施（医療機関向けセミナー・相談会：2回、転換検討に対する相談支援：3医療機関） イ 各構想区域の医療機関の参加するワーキンググループや検討会等の実施（9構想区域で開催） ウ モデル地域における協議会等の取組みの実施：2地域 エ 研修実施機関数：4機関
アウトプット指標（達成値）	ア、イ 医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施（医療機関向けセミナー・相談会：1回、転換検討に対する相談支援：3医療機関） イ 各構想区域の医療機関の参加するワーキンググループや検討会等の実施（9構想区域で開催） ウ、エ 新型コロナウイルスの影響等により実施できなかった。
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できた⇒152床（令和元年度） （1）事業の有効性 病床機能の分化・連携については、各医療機関の自主的な取組みを促す必要があるため、地域医療構想を広く理解していただく必要がある。 そのためには、医療機関向け勉強会・セミナー・相談会等の開催や、実際に機能転換を検討する医療機関に対し、相談支援を行うことは有効である。 （2）事業の効率性 セミナーや相談会を開催するにあたり、医療関係団体と共催することで、県内の医療機関に対し効率的に周知を行っており病床機能分化・連携については、病院経営に直結する課題で

	あり、各々の地域で実情も異なることから、中長期的な視点で検討する必要がある。 そのため、病床機能分化・連携の普及啓発事業についても継続的に進めていくことが求められている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 2（医療分）】 在宅医療施策推進事業	【総事業費】 3,411 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、（社）神奈川県総合リハビリテーション事業団	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅医療にかかる提供体制の強化、在宅人材の確保・育成等が必要。 アウトカム指標： ・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成 27 年度） → 2,139（令和 5 年度） ・在宅療養支援診療所・病院数 930（平成 29 年） → 1,302（令和 5 年度） ・在宅看取りを実施している診療所・病院数 694（平成 27 年度） → 1,020（令和 5 年度） ・フォーラムに参加した地域住民・リハ従事者等の人数 150 名 ・研修を受講したリハ従事者数 100 名	
事業の内容（当初計画）	ア 在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有等を行う。 イ 広域自治体として、在宅医療の推進のため、県全域または保健福祉事務所単位での研修、普及啓発事業などを実施する。 ウ 在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師における看取りと検案についての研修会を開催する。 エ 地域住民も対象としたリハビリテーションフォーラムの実施及びリハ従事者向けの研修を開催する。 オ 地域リハビリテーションを推進するための協議会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ア 在宅医療推進協議会の開催（県全域対象及び県内 8 地域） イ 研修会・普及啓発活動等の実施（県全域対象及び県内 8 地域） ウ 研修会参加医師数（660 名（累計）） エ フォーラムの開催（1 回）、研修の実施（2 回） オ 協議会の開催（1 回）	
アウトプット指標（達成値）	【令和元年度】 ア 在宅医療推進協議会 7 回開催	

	イ 研修会・普及啓発活動等を 18 回開催 ウ 研修会参加医師数 116 名 エ リハビリテーション従事者等を対象とした研修 2 回実施 オ 協議会の開催（1 回）
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった
	（１）事業の有効性 ホームページなどによるリハビリテーションの情報提供、研修の実施、専門相談及び必要に応じて地域に職員が出向き助言及び指導を行うことにより、地域リハビリテーションの充実が図られつつある。 （２）事業の効率性 限られた予算や資源で効率的にリハビリテーションの人材の育成及び地域連携システム構築を図っている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業			
事業名	【No. 3（医療分）】 訪問看護推進支援事業		【総事業費】 11,758 千円	
事業の対象となる区域	県全域			
事業の実施主体	神奈川県			
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日			
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化の進展により、地域包括ケアにおいて、訪問看護のニーズは今後更に増加すると予測される。多様化するニーズに対応する訪問看護人材の養成（育成）・確保は喫緊の課題である。			
	アウトカム指標：－ 訪問看護の知識や技術を有する看護職員の増加			
		H29	H30	R1
	訪問看護師養成講習会及び 訪問看護導入研修参加者	180 人	140 人	140 人
事業の内容（当初計画）	在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護推進協議会において訪問看護に関する課題や対策を検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の確保・定着及び、育成のための研修等を実施する。 ア 訪問看護推進協議会の開催 イ 研修等の実施 ・訪問看護ステーション・医療機関等の看護職員相互研修 ・訪問看護管理者研修 ・訪問看護師養成講習会 ・訪問看護導入研修			
アウトプット指標（当初の目標値）	ア：訪問看護ステーション・医療機関等の看護職員相互研修：2 回（100 人） イ：訪問看護師養成講習会：1 回（50 人） ウ：訪問看護管理者研修：5 回（290 人） エ：訪問看護導入研修：3 回（90 人） オ：各研修の満足度：（70％） ア～オの研修受講者数			
		H30	R1	
	受講者数（人）	530	530	

アウトプット指標（達成値）	【R1 年度実績】 ア：訪問看護ステーション・医療機関等の看護職員相互研修：2回（<u>115人</u>） イ：訪問看護師養成講習会：1回（30日間(4月～9月)、<u>60人</u>） ウ：訪問看護管理者研修：5回（<u>263人</u>） エ：訪問看護導入研修：3回（<u>104人</u>） ア～エの研修受講者数 <table><tr><td></td><td>H30</td><td>R1</td></tr><tr><td>受講者数（人）</td><td>530</td><td><u>542</u></td></tr></table>		H30	R1	受講者数（人）	530	<u>542</u>		
	H30	R1							
受講者数（人）	530	<u>542</u>							
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： → 観察できた 訪問看護の知識や技術を有する看護職員の増加 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td></tr><tr><td>訪問看護師養成講習会及び訪問看護導入研修参加者</td><td>180人</td><td>140人</td><td><u>164人</u></td></tr></table> （1）事業の有効性 訪問看護に従事する看護職員の質の向上に資するための研修を実施し、訪問看護に必要な知識・技術を習得した看護職員の増加を図った。 （2）事業の効率性 訪問看護推進協議会による実態調査から、訪問看護の推進に必要な研修事業を実施することができた。国の施策等によって、訪問看護に従事する職員に必要な研修は絶えず変化するため、現状に合った研修事業を展開していく。		H29	H30	R1	訪問看護師養成講習会及び訪問看護導入研修参加者	180人	140人	<u>164人</u>
	H29	H30	R1						
訪問看護師養成講習会及び訪問看護導入研修参加者	180人	140人	<u>164人</u>						
その他									

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4（医療分）】 在宅歯科医療連携拠点運営事業	【総事業費】 128,974 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、（一社）神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化や、医科や介護との連携の強化が必要となる	
	アウトカム指標：在宅医療サービスを提供する歯科診療所数 725 箇所（平成 26 年）→982 箇所（令和 5 年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 在宅歯科医療中央連携室において、県民や歯科医療機関への情報提供、広報活動等の事業を行う。 イ 在宅歯科医療地域連携室において、情報提供、広報活動、地域の在宅歯科人材の育成や医科・介護との連携のための研修、高度な歯科医療機器の貸出等の事業を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅歯科医療連携室（中央連携室 1 箇所、地域連携室 24 箇所）における医科・介護との連携に向けた会議（推進協議会 1 回開催、担当者連絡会議 1 回開催）や相談業務（3,000 件）の実施 ・在宅歯科医療地域連携室において、地域の在宅歯科人材の育成や医科・介護との連携のための研修を各地域で 3 回（1 回：20 人）開催	
アウトプット指標（達成値）	・在宅歯科医療連携室（中央連携室 1 箇所、地域連携室 25 箇所）における医科・介護との連携に向けた会議（推進協議会 1 回開催、担当者連絡会議 1 回開催）、相談業務（3,291 件）の実施 ・在宅歯科医療地域連携室において、地域の在宅歯科人材の育成や医科・介護との連携のための研修を各地域で 3 回以上（1 回：20 人程度）開催	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった	
	（1）事業の有効性 在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室の設置運営、各郡市歯科医師会との連携により、各地域での在宅歯科医療人材の育成が図られ、電話相談や連携室のコーディネートにより、各地域において在宅歯科医療を必要としている患者が症状等に応じて必要な治療を受けることができる環境が整備されつつある。	

	(2) 事業の効率性 在宅歯科地域連携室の整備により、在宅歯科医療を必要としている患者が効率的に診療を受診できるようになった。 また、県歯科医師会や、在宅歯科医療に熱心に取り組んでいる郡市歯科医師会と連携することで、既存の資源やノウハウも活用した、効率的な事業実施になるよう努めている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 5（医療分）】 在宅歯科診療所設備整備事業	【総事業費】 78,496 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、（一社）神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療用機器等の整備を進めることにより、在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進を図る。	
	アウトカム指標：訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 機関（平成 26 年度）→982 機関（令和 5 年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の在宅歯科医療用機器等の整備に係る経費に対し助成する。 イ アで整備を行う在宅歯科医療用機器等に係る検討のため開催する委員会の経費に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	助成する歯科医療機関数：80 か所	
アウトプット指標（達成値）	助成した歯科医療機関数：80 か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった	
	1）事業の有効性 在宅歯科医療に積極的に取り組む意欲のある歯科医療機関 480 箇所（他年度計画での実施も含む）への支援がおこなわれており、在宅歯科医療の参入促進、在宅歯科医療提供体制の充実強化が進むと考えられる。 導入後の利用状況の報告を元に一部の利用率が上がっていない歯科診療所については、有効に活用されるよう働きかけていく。 （2）事業の効率性 県歯科医師会においてとりまとめのうえ整備を行うことで、効果的に整備を進めることができるほか、地域ごとの在宅歯科に必要な機器の普及状況、利用状況等を一括で効率的に把握できる。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6（医療分）】 口腔ケアによる健康寿命延伸事業	【総事業費】 9,962 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、（一社）神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・近年の研究成果から、高齢者の加齢に伴う機能低下・衰弱（「フレイル」）の初期の兆候は、歯と口腔の機能低下（オーラルフレイル）から始まり、これを放置すると要介護や死亡のリスクが高まることが示されている。このため、高齢者における健康寿命の延伸、在宅療養者における介護重度化や全身疾患重症化の予防には、歯と口腔機能低下の予防・早期把握・維持・改善（オーラルフレイル対策）を適切に行い、最終的には、在宅療養者における摂食嚥下機能障害を軽減することが必要である。 ・地域におけるオーラルフレイル対策の普及定着に向けて、かかりつけ歯科医は、通院患者及び在宅患者の両者を対象に、継続的にオーラルフレイル対策に取り組む必要がある。 アウトカム指標： かかりつけ歯科医を決めている県民の割合の増加 50.3%（平成 30 年度）→62%（令和 2 年度）	
事業の内容（当初計画）	・本事業を円滑に運営するため、行政・大学・歯科医師会・関係機関等の有識者で構成する検討会を開催し、事業の企画、調整、結果の分析等を行う。 ・平成 30 年度に実施した特定地域におけるオーラルフレイルに係る検査及びオーラルフレイル改善プログラムの指導を受けた在宅療養者を含む 65 歳以上の高齢者へ再受診を促し、1 年後の状況について再評価を実施する。さらに、かかりつけ歯科医として、対象者の再評価後も継続的に地域における高齢者のオーラルフレイル対策に取り組むとともに、在宅歯科医療における介護重度化や全身疾患重症化の予防に取り組むことができるよう体制整備を行う。 ・歯科医師をはじめとする歯科保健・医療に係る専門職を対象として、高齢者が摂食嚥下機能障害に至るオーラルフレイルや口腔機能低下症といった一連の過程において必要な基礎知識、予防・改善方法、在宅歯科医療を含む医療・介護保険制度の活用等について、研修を行う。	

アウトプット指標（当初の目標値）	特定地域において、オーラルフレイルに係る再評価を受けた 65 歳以上の高齢者数（令和元年度目標：事業実施地域において平成 30 年度年度に検査及びオーラルフレイル改善プログラムを受けた 65 歳以上の高齢者の 80%）
アウトプット指標（達成値）	特定地域において、オーラルフレイルに係る再評価を受けた 65 歳以上の高齢者数 446 名（52.6%）
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できた 指標値：50.3%（平成 30 年度）→49.5%（令和元年度）
	（１）事業の有効性 被検者数は減少してしまったが、オーラルフレイルに該当しない者の割合が 84.1%と、平成 30 年度の 74.5%よりも改善している。また、改善プログラムによる改善率も前年度 56.6%であったのに対し、61.8%と高値を示している。これらのことから、口腔機能の機能の維持・向上に寄与していることは明らかであり、全身機能への影響を検証する下地が出来つつあると考えられる。 （２）事業の効率性 フレイル対策は継続性が求められ、改善プログラムによる一度だけの介入だけでは良好な状態は維持できない。この観点から、継続的に状態を確認し、必要に応じて改善プログラムを実施することは、地域住民とかかりつけ歯科医との関係の構築に大きく寄与していると言える。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 7（医療分）】 在宅医療（薬剤）推進事業費補助	【総事業費】 2,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	（公社）神奈川県薬剤師会又は地域薬剤師会を予定	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	県民に対して「入院→退院→在宅」の継続的で切れ目のない医療提供体制を確保するために、医療機関と連携した在宅医療の取り組みがある薬局を増加する必要がある。	
	アウトカム指標：令和 2 年 3 月末時点の「かながわ医療情報検索サービス」で報告されている「医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施している薬局」を平成 31 年 3 月末と比較して 50 薬局増加させる。	
事業の内容（当初計画）	薬剤師・薬局が多職種と連携して在宅患者宅をお試しで訪問し、患者や多職種に薬剤師の必要性を実感してもらう。 ・事業開始にあたり、患者・多職種に対して事業周知し、薬剤師・薬局に在宅患者を紹介してもらう。 ・個別の在宅患者訪問にあたり、多職種が連携して、事前に対応方針を検討し、事後に対応結果を報告する。 ・事業終了にあたり、在宅医療における薬剤師の有用性や課題を整理し、多職種間で共有する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療を実施する訪問在宅患者数：50 名 （2 地域で事業を実施し、薬剤師・薬局が、1 地域あたり 25 人の在宅患者宅を訪問し、在宅医療を実施する。）	
アウトプット指標（達成値）	2 地域で事業を実施 取り組み件数：39 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた。 指標値：医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した実績のある薬局数（事業実施地域） 事業実施前（平成 30 年度末）：322 薬局（771 薬局中）→令和 2 年 3 月 31 日時点：360 薬局（769 薬局中）と、38 薬局増加した。 新型コロナウイルス感染症の影響で予定通り実施できなかった事業もあり、薬局件数としての目標には届かなかったが、実績件数は 138,452 件→173,268 件と 34,816 件（実績のある 1 薬局あたり約 430 件実施→約 481 件実施）増加し	

	ている。
	(1) 事業の有効性 在宅訪問薬剤師と医師等在宅医療関係者の連携を醸成することができるなど、居宅等における医療の提供を更に推進することができた。 (2) 事業の効率性 地域薬剤師会に委託して実施したため、効率的な周知等により、多くの薬剤師が参加することができ、効果的に事業を実施することができた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 8（医療分）】 小児等在宅医療連携拠点事業	【総事業費】 7,798 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、(地独) 神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	NICU（新生児集中治療管理室）等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養することができるよう、地域の医療者等の在宅療養のスキル向上や地域の関係機関の連携構築を図り小児等の在宅療養を支える体制を構築する。	
	アウトカム指標： 小児患者に対応できる訪問看護事業所数 410 件（平成 29 年） → 457 件（令和 2 年）	
事業の内容（当初計画）	ア 『神奈川県小児等在宅医療推進会議』の開催 イ モデル事業として選定した地域での『小児等在宅医療連絡会議』の開催（1 地域） ウ 小児等在宅医療に携わる人材の育成及び普及啓発のための研修 エ 小児等在宅医療支援者向けの相談窓口の開設	
アウトプット指標（当初の目標値）	ア 会議開催：1 回 イ 会議開催：各 2 回 ウ 研修開催回数：11 回 エ 窓口開設：1 箇所	
アウトプット指標（達成値）	ア 会議開催：1 回 イ 会議開催：2 回 ウ 研修開催回数：11 回 エ 窓口開設：1 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった	
	（1）事業の有効性 会議や課題を解決するための具体的な取組みを通して、地域の小児等在宅医療に現場で携わる関係機関同士で顔の見える関係性が構築され、積極的な意見交換や連携が可能となった。 また、地域全体の現在の医療・福祉等の資源が認識され、地域で必要な取組みが明確になった。 県立こども医療センターにおいて実施している支援者向け相	

	談窓口の実績は 27 年度 549 件、28 年度 723 件、平成 29 年度 622 件、平成 30 年 712 件、令和元年 804 件と推移しており、医療・介護・行政各機関の小児等在宅医療への関心や取り組みが活発であることが伺える。 (2) 事業の効率性 茅ヶ崎、小田原、厚木地域のモデル事業の成果を活用し、横須賀地域で課題の抽出や解決策の検討を進めており、今後も効果的な事業実施に取り組む。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業											
事業名	【No. 9（医療分）】 訪問看護ステーション教育支援事業	【総事業費】 24,000 千円										
事業の対象となる区域	県全域											
事業の実施主体	県内の訪問看護事業者、または訪問看護事業者の団体等											
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日											
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化の進展により、地域包括ケアにおいて、訪問看護のニーズは今後更に増加すると予測される。多様化するニーズに対応する訪問看護人材の養成（育成）・確保は喫緊の課題である。また、在宅医療を受ける人々に対し、適時適切なサービスが提供できるよう、医師の指示書のもとで医療行為を実施できる、特定行為研修修了者（特定看護師）の増加・活躍も求められている。 アウトカム指標： 【教育支援ステーション事業費補助】 教育支援ステーション事業における各研修受講者のうち、研修が役に立ったとする割合を 90%以上とする。（令和元年～2 年度） 【特定行為研修受講促進事業費補助】 県内訪問看護ステーションのうち 10%（64 事業所、平成 30 年度時点）の事業所に特定行為研修修了者を置く。（令和元年～5 年度）											
事業の内容（当初計画）	県内各地域において、人材育成の経験が豊富な訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、訪問看護実践に必要な知識・技術の向上を目的とした研修や同行訪問を実施することで、新設や小規模な訪問看護ステーションの訪問看護師の育成を支援する。また、訪問看護ステーションに勤務する看護職員が特定行為研修を受講する際、代替の看護職員の雇用経費を補助する。											
アウトプット指標（当初の目標値）	【教育支援ステーション事業費補助】 <table><tr><td></td><td>R 1 年度</td></tr><tr><td>研修受講者</td><td>675 人</td></tr><tr><td>同行訪問実施者数</td><td>60 人</td></tr></table> 【特定行為研修受講促進事業費補助】 <table><tr><td></td><td>R 1 年度</td></tr><tr><td>看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数</td><td>12 件</td></tr></table>			R 1 年度	研修受講者	675 人	同行訪問実施者数	60 人		R 1 年度	看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数	12 件
	R 1 年度											
研修受講者	675 人											
同行訪問実施者数	60 人											
	R 1 年度											
看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数	12 件											

アウトプット指標（達成値）	R1 年度実績 観察できた→指標値：R1 年度実績 【教育支援ステーション事業費補助】 <table border="1"> <tr> <td></td><td>R 1 年度</td></tr> <tr> <td>研修受講者</td><td>838 人</td></tr> <tr> <td>同行訪問実施者数</td><td>7 人</td></tr> </table> 【特定行為研修受講促進事業費補助】 <table border="1"> <tr> <td></td><td>R 1 年度</td></tr> <tr> <td>看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数</td><td>4 件</td></tr> </table>		R 1 年度	研修受講者	838 人	同行訪問実施者数	7 人		R 1 年度	看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数	4 件
	R 1 年度										
研修受講者	838 人										
同行訪問実施者数	7 人										
	R 1 年度										
看護師等に特定行為研修を受講させる訪問看護事業所数	4 件										
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できた→指標値：R1 年度実績 【教育支援ステーション事業費補助】 教育支援ステーション事業における各研修受講者のうち、研修が役に立ったとする割合：82.5%（R1 年度実績） 【特定行為研修受講促進事業費補助】 県内訪問看護ステーションのうち 10 施設（1.4%）（県内訪問看護 ST の事業者数：690 施設）の事業所に特定行為研修修了者を置いた。（R1 年度実績） （１） 事業の有効性 訪問看護に従事する看護職員の質の向上に資するため、対象者が勤務する身近な地域で、訪問看護に必要な知識・技術に関する研修を実施したところ、研修が役に立ったとする割合が 82.5%であり、目標としていた割合に概ね達成したといえる。 しかし、特定行為研修修了者を置く割合は、目標値とは大きく乖離している。訪問看護ステーションは慢性的に人員が不足しており、所属の看護師を特定行為研修に派遣することが極めて困難であることが要因であると思われる。 今後は、所属の看護師が特定行為研修を容易に受講できるような職場環境の整備支援など、研修受講が増加するような支援制度を構築していく。 （２） 事業の効率性 教育支援ステーション事業における研修は、概ね順調に実施することができた。 他方、特定行為研修受講促進事業は、特定行為研修の受講件数										

	が少なく、事業の効率性に課題があると認識している。 今後は、県内訪問看護ステーションに対して特定行為研修のメリットを伝えていき、所属の看護師が安心して研修を受講できる職場環境の整備などの支援制度を構築していく。
その他	

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																			
事業名	【No. 10（介護分）】 介護施設等整備事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 2,793,675 千円																		
事業の対象となる区域	県全域																			
事業の実施主体	神奈川県、市町村																			
事業の期間	令和元年4月1日～令和2年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了																			
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケア提供体制の構築に向けて、地域密着型サービスや介護予防拠点等のサービス基盤の整備を進める。																			
	アウトカム指標値：適切な介護サービスの提供を通じて、介護を必要とする高齢者の状態の悪化を防ぎ、維持・改善を図ることによる重度化を予防することにつながる。																			
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。																			
	<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>232 床</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>5 ヶ所</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>15 ヶ所</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>17 ヶ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>9 ヶ所</td></tr><tr><td>介護予防拠点</td><td>3 ヶ所</td></tr><tr><td>施設内保育施設</td><td>1 ヶ所</td></tr><tr><td>地域包括支援センター</td><td>3 ヶ所</td></tr></table>		整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	232 床	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ヶ所	小規模多機能型居宅介護事業所	15 ヶ所	認知症高齢者グループホーム	17 ヶ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	9 ヶ所	介護予防拠点	3 ヶ所	施設内保育施設	1 ヶ所	地域包括支援センター	3 ヶ所
	整備予定施設等																			
	地域密着型特別養護老人ホーム	232 床																		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ヶ所																		
	小規模多機能型居宅介護事業所	15 ヶ所																		
	認知症高齢者グループホーム	17 ヶ所																		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	9 ヶ所																		
	介護予防拠点	3 ヶ所																		
	施設内保育施設	1 ヶ所																		
	地域包括支援センター	3 ヶ所																		
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。																			
	<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）</td><td>678 床【定員数】</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>145 床【定員数】</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>10 ヶ所【施設数】</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>292 人【宿泊定員数】</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>684 人【定員数】</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>104 人【宿泊定員数】</td></tr><tr><td>施設内保育施設</td><td>2 ヶ所【施設数】</td></tr><tr><td>介護医療院(転換整備)</td><td>355 床【定員数】</td></tr></table>		整備予定施設等		特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	678 床【定員数】	地域密着型特別養護老人ホーム	145 床【定員数】	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10 ヶ所【施設数】	小規模多機能型居宅介護事業所	292 人【宿泊定員数】	認知症高齢者グループホーム	684 人【定員数】	看護小規模多機能型居宅介護事業所	104 人【宿泊定員数】	施設内保育施設	2 ヶ所【施設数】	介護医療院(転換整備)	355 床【定員数】
	整備予定施設等																			
	特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	678 床【定員数】																		
	地域密着型特別養護老人ホーム	145 床【定員数】																		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10 ヶ所【施設数】																		
	小規模多機能型居宅介護事業所	292 人【宿泊定員数】																		
認知症高齢者グループホーム	684 人【定員数】																			
看護小規模多機能型居宅介護事業所	104 人【宿泊定員数】																			
施設内保育施設	2 ヶ所【施設数】																			
介護医療院(転換整備)	355 床【定員数】																			
③介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。																				
<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>既存の特養多床室プライバシー保護のための改修</td><td>887 床（12 施設）</td></tr><tr><td>介護療養型医療施設等の転換整備</td><td>331 床（4 施設）</td></tr></table>		整備予定施設等		既存の特養多床室プライバシー保護のための改修	887 床（12 施設）	介護療養型医療施設等の転換整備	331 床（4 施設）													
整備予定施設等																				
既存の特養多床室プライバシー保護のための改修	887 床（12 施設）																			
介護療養型医療施設等の転換整備	331 床（4 施設）																			

④取得が困難な土地の施設整備のための定期借地権の設定について支援を行う。

整備予定施設等	
特別養護老人ホーム(定員 30 人以上)	5 か所【施設数】
特別養護老人ホーム(定員 29 人以下)	2 か所【施設数】

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。

アウトプット指標（当初の目標値）

区 分	平成 30 年度 (A) (定員数／施設数)	令和元年度 (B) (定員数／施設数)	増減 (B)－(A) (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	36,421 床/385 ケ所	37,099 床/391 ケ所	678 床/6 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	638 床/23 ケ所	783 床/28 ケ所	145 床/5 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,400 床/18 ケ所	1,400 床/18 ケ所	-床/-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,229 床/192 ケ所	20,229 床/192 ケ所	-床/-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	144 床/6 ケ所	144 床/6 ケ所	-床/-ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床/25 ケ所	1,310 床/25 ケ所	-床/-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床/10 ケ所	191 床/10 ケ所	-床/-ケ所

	都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	93 ケ所	103 ケ所	10 ケ所
	小規模多機能型居宅介護事業所	2,146 床/314 ケ所	2,438 床/347 ケ所	292 床/33 ケ所
	認知症対応型デイサービスセンター	2,789 床/282 ケ所	2,789 床/282 ケ所	-床/-ケ所
	認知症高齢者グループホーム	12,978 床/765 ケ所	13,662 床/802 ケ所	684 床/37 ケ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	366 床/50 ケ所	470 床/62 ケ所	104 床/12 ケ所
	介護予防拠点	122 ケ所	122 ケ所	-ケ所
	地域包括支援センター	368 ケ所	368 ケ所	-ケ所
	生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所
	施設内保育施設	31 ケ所	33 ケ所	2 ケ所
	訪問看護ステーション	708 ケ所	708 ケ所	-ケ所
	緊急ショートステイ	235 床/59 ケ所	235 床/59 ケ所	-床/-ケ所

アウトプット指標（達成値）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。																
	<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>68 床</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>11 ヶ所</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>4 ヶ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>4 ヶ所</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>1 ヶ所</td></tr><tr><td>介護予防拠点</td><td>1 ヶ所</td></tr><tr><td>施設内保育施設</td><td>1 ヶ所</td></tr></table>	整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	68 床	認知症高齢者グループホーム	11 ヶ所	小規模多機能型居宅介護事業所	4 ヶ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	4 ヶ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 ヶ所	介護予防拠点	1 ヶ所	施設内保育施設	1 ヶ所
	整備予定施設等																
	地域密着型特別養護老人ホーム	68 床															
	認知症高齢者グループホーム	11 ヶ所															
	小規模多機能型居宅介護事業所	4 ヶ所															
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	4 ヶ所															
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 ヶ所															
	介護予防拠点	1 ヶ所															
	施設内保育施設	1 ヶ所															
②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。																	
<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）</td><td>648 人【定員数】</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>29 人【定員数】</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>92 人【宿泊定員数】</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>459 人【定員数】</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>66 人【宿泊定員数】</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>6 ヶ所【施設数】</td></tr><tr><td>介護医療院等（転換整備）</td><td>24 人【定員数】</td></tr></table>	整備予定施設等		特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	648 人【定員数】	地域密着型特別養護老人ホーム	29 人【定員数】	小規模多機能型居宅介護事業所	92 人【宿泊定員数】	認知症高齢者グループホーム	459 人【定員数】	看護小規模多機能型居宅介護事業所	66 人【宿泊定員数】	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ヶ所【施設数】	介護医療院等（転換整備）	24 人【定員数】	
整備予定施設等																	
特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	648 人【定員数】																
地域密着型特別養護老人ホーム	29 人【定員数】																
小規模多機能型居宅介護事業所	92 人【宿泊定員数】																
認知症高齢者グループホーム	459 人【定員数】																
看護小規模多機能型居宅介護事業所	66 人【宿泊定員数】																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ヶ所【施設数】																
介護医療院等（転換整備）	24 人【定員数】																
③介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。																	
<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>既存の特養多床室プライバシー保護のための改修</td><td>552 床</td></tr></table>	整備予定施設等		既存の特養多床室プライバシー保護のための改修	552 床													
整備予定施設等																	
既存の特養多床室プライバシー保護のための改修	552 床																
④取得が困難な土地の施設整備のための定期借地権の設定について支援を行う。																	
<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>取得が困難な土地の施設整備のための定期借地権の設定</td><td>4 施設</td></tr></table>	整備予定施設等		取得が困難な土地の施設整備のための定期借地権の設定	4 施設													
整備予定施設等																	
取得が困難な土地の施設整備のための定期借地権の設定	4 施設																
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：介護を必要とする高齢者の状態悪化の防止 又は維持・改善の状況 観察できなかった																
	（１）事業の有効性 地域密着型サービス施設等の整備により、地域包括ケアシステムの構築が進んだことで、高齢者が住み慣れた地域において、継続して安心して生活することができる。 （２）事業の効率性 「既存の特別養護老人ホームのプライバシー改修支援事業」の改修事例を自治体や運営法人に示すことで当該事業の周知及び積極的な活用に結びつける。																
その他																	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 11（医療分）】 医師等確保体制整備事業	【総事業費】 101,746 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	医師数(医療施設従事医師数)は年々増加しているものの、人口 10 万人当たり医師数は全国平均を下回っているうえ、二次医療圏、診療科の偏在があり、医師確保の取組みが必要である。	
	アウトカム指標：・人口 10 万人当たり医師数(医療施設従事医師数)205.4 人(平成 28 年)→215 人(令和 2 年)	
事業の内容（当初計画）	ア 地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターを運営し、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援及び医療従事者の勤務環境の改善に主体的に取り組む医療機関への支援を行い、医師不足及び地域偏在の解消を図る。 イ 北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後 9 年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ア 人口 10 万人当たりの医師数 205.4 人（平成 28 年）→215 人（令和 2 年） イ 修学資金を貸付けた学生数（年間 75 名）	
アウトプット指標（達成値）	ア 人口 10 万人当たりの医師数 212.4 人（平成 30 年） イ 66 名（令和元年）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）212.4 人（平成 30 年）	
	（１）事業の有効性 本事業の実施により、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がるとともに、医療機関の勤務環境を改善し、医療スタッフの定着・離職防止や医療安全の確保にも繋がる。 直近の医師・歯科医師・薬剤師調査（平成 30 年）で、前回（平成 28 年）と比べ、人口 10 万人当たりの医師数が 205.4 人→212.4 人と増加がみられた。 （２）事業の効率性 個々の医療機関の労務管理分野や医業経営分野に関する様々	

	な相談ニーズに対して、医療勤務環境改善支援センターにおいて一体的に対応することができた。また、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がる支援のあり方について、地域医療支援センター運営委員会で検討している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12（医療分）】 産科等医師確保対策推進事業	【総事業費】 285,532 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 分娩取扱施設 イ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 ウ 神奈川県 エ 帝王切開術を行う分娩取扱医療機関	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	産科等を担当する周産期医療に必要な医師が不足し、分娩取扱施設も減少傾向にあることから、安心安全な分娩提供体制の確保を図るための対策が必要である。	
	アウトカム指標：産科医・産婦人科医師数 772 人（平成 28 年）→ 800 人（令和 2 年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 現職の勤務医等の継続的就労の促進に資するため、産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して補助する。 イ 産婦人科専門医の取得を目指す産婦人科専攻医を受け入れており、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助する。 ウ 横浜市立大学における産科等医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後 9 年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付けを行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ア 産科医師等分娩手当の補助対象施設数（年間 68 施設） 産科医師等分娩手当の補助対象分娩件数（年間 26,500 件） イ 産科等後期研修医手当補助の補助対象となる施設（年間 3 施設） 産科等後期研修医手当補助の対象となる後期研修医数（年間 15 名） ウ 修学資金を貸付けた学生数（年間 33 名）	
アウトプット指標（達成値）	ア 62 施設、19,672 件（令和元年） イ 3 施設、16 名（令和元年） ウ 30 名（令和元年）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 産科医・産婦人科医師数 763 人（平成 30 年）	

	(1) 事業の有効性 本事業の実施により、産科医師の増加が図られるほか、周産期医療体制の質の向上にも繋がる。 (2) 事業の効率性 後期研修医等に対し、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助を行ってきたが、医師の働き方改革を見据えた補助事業の見直し（令和元年度で廃止）を行っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 13（医療分）】 病院群輪番制運営費	【総事業費】 246,579 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	小児二次輪番病院、小児拠点病院	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	休日、夜間における小児二次救急（緊急手術や入院を必要とする小児救急患者の医療）について、市町村単位では対応が難しいため、県内でブロック制を構成し、安定的な確保、充実を図る必要がある。	
	アウトカム指標：当事業にて補助対象とした医師・看護師数 医師 14 名・看護師 14 名（平成 29 年度）→現状維持	
事業の内容（当初計画）	市町村域を越えた広域ブロック内で病院が協同で輪番方式により（拠点病院は拠点方式により）休日・夜間の入院加療を必要とする中等症または重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療を確保するため、小児救急医療に必要な医師、看護師等の確保に必要な経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができているブロック数 14 ブロック（平成 29 年度）→現状体制の維持	
アウトプット指標（達成値）	休日、夜間における小児二次救急体制の確保ができているブロック数 14 ブロック（現状体制の維持）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：休日、夜間における小児二次救急医療体制の確保ができているブロック数の維持観察できた → 指標値：14 ブロックを維持できた。	
	（1）事業の有効性 当事業により、夜間・休日の入院加療を必要とする中等症又は重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療を確保できている。 （2）事業の効率性 市町村域を超えた広域ブロックで体制を組むことにより、効率的な体制構築ができていると考える。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 14（医療分）】 小児救急医療相談事業	【総事業費】 35,045 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	小児救急患者の多くが軽症患者であることから、不要不急な受診を減らし、小児救急医療体制の確保と医療従事者の負担軽減を図る必要がある。	
	アウトカム指標：小児救急医療機関における小児軽症患者数 50,224 人（平成 29 年度）→1 %減（令和元年度）	
事業の内容（当初計画）	夜間等における子どもの体調や病状に関し、保護者等がすぐに医療機関を受診させたほうがよいか判断に迷った場合に、電話により看護師等が必要な助言や医療機関等の案内を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	総相談件数 38,801 件（令和元年度）	
アウトプット指標（達成値）	総相談件数 33,856 件（令和元年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた 50,224 人→44,046 人（20%の減少）	
	（１）事業の有効性 平成 26 年度の電話相談件数 23,656 件のうち約 78%、平成 27 年度の電話相談件数 27,760 件のうち約 80%、平成 30 年度の電話相談件数 35,795 件のうち約 76%、令和元年度の 33,856 件のうち約 76%は、翌日以降の受診を助言したり、助言指導のみで終わっていることから、不要不急な受診の抑制に寄与している。 （２）事業の効率性 時間外における軽症患者の病院への集中回避や、保護者の不安を解消する手段として、手軽に医療関係者に相談することができ効果的である。 また、電話対応のための人件費、電話回線料等の比較的小額の費用で、医療従事者の負担軽減等の成果につながることから、効率的である。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 15（医療分）】 看護師等養成支援事業	【総事業費】 5,793,520 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 民間立看護師等養成所等 イ 神奈川県 ウ 県内の病院（産科小児科病棟を設置の施設、中小規模病院（199 床以下））、助産所、訪問看護ステーション、老人保健施設及び特別養護老人ホーム エ、オ 神奈川県、神奈川県看護協会、神奈川県助産師会等 カ 新人看護職員研修を実施する病院及び団体等	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護人材の確保のためには、安定した看護職員の新規養成が求められている。	
	アウトカム指標：県内の就業看護職員数の増（前回より 1 割の増） 80,815 人（平成 30 年 12 月末）→89,000 人（令和 2 年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 イ 看護教育の経験豊富な教育指導者を実習受入施設に派遣し、受入体制を整備するとともに実習指導者を育成する。 ウ 看護実習の受入体制の充実化を促し、学生の受入拡充を図る施設に対し、補助する。 エ 看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護職の専門性を高める研修等を実施する。 オ 関係団体が行う看護教育事業を支援し、看護職員の確保及び育成を図る。 カ 新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、病院が実施する研修に対して、必要な経費を補助する 採用が少なく、独自に研修が実施できない病院等の新人看護職員を受入れて研修を実施する病院や団体に対して、必要な経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ア 運営費の補助対象数 19 施設 イ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 6 施設	

	ウ 看護実習施設受入拡充箇所数 26 箇所 エ ・看護研修（准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修、 実地指導者研修、保健師研修 5 研修） ・周産期医療従事看護職員資質向上研修 ・理学療法士等生涯研修 オ 看護師等養成機関連絡協議会が実施する専任教員研修：3 回 カ ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への 補助対象数：133 病院 ・自施設での研修実施が困難な病院等の新人看護職員で、研修受 入病院や団体での研修受講者数：200 人（1 団体（40 人）× 5 回）
アウトプット指標（達成 値）	→ 観察できた 指標値：R1 年度実績 ア 運営費の補助対象数 19 施設 イ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 6 施設 ウ 看護実習施設受入拡充箇所数 43 箇所 エ ・看護研修（准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修、 実地指導者研修、保健師研修 5 研修）：20 回 ・周産期医療従事看護職員資質向上研修：9 回 ・理学療法士等生涯研修：3 回 オ 看護師等養成機関連絡協議会が実施する専任教員研修：3 回 カ ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への 補助対象数：135 病院 ・自施設での研修実施が困難な病院等の新人看護職員で、研修 受入病院や団体での研修受講者数：231 人（1 団体（77 人） × 3 回）
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった ※令和 2 年冬に、令和 2 年 12 月末現在の看護職員等業務従事者 を実施する予定である （１）事業の有効性 看護師養成所の運営費や施設整備に補助することにより、安 定的に看護師等を養成し、就業看護職員数の増加につなげた。 （２）事業の効率性 看護師等養成所が、補助金を活用して計画的な事業運営、施 設整備等を行うことができ、効率的に教育環境の充実を図るこ とができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 16（医療分）】 院内保育所支援事業	【総事業費】 884,183 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	院内保育所を運営する病院等	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 看護人材の確保に向けては、離職防止及び再就業支援などに着実に取り組むことが求められている。	
	アウトカム指標： ・ 県内院内保育施設 120 施設の維持 ・ 県内の院内保育所の定員数 3,600 人の維持 ※（院内保育所の県内平均定員）30 名×120 件=3,600	
事業の内容（当初計画）	ア 保育室を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24 時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。 イ 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 運営費の補助対象数 121 施設 ・ 病院内保育施設の新築等整備数 3 施設（R1：2 施設、R2：1 施設）	
アウトプット指標（達成値）	・ 運営費の補助対象数 114 施設（R1 年度実績） ・ 病院内保育施設の新築等整備数 1 施設（R1 年度実績）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できた → 指標値：R1 年度実績 ・ 県内院内保育施設 120 施設の維持 <u>R1 年度実績 114 施設への補助</u> ・ 県内の院内保育所の定員数 3,600 人の維持 ※（院内保育所の県内平均定員）30 名×120 件=3,600 <u>R1 年度実績 30 名×114 件=3,420 人</u>	
	（1）事業の有効性 院内保育所の運営費を補助することにより、院内保育所の運営を支援し、看護師の離職防止や就職・復職につなげた。	

	(2) 事業の効率性 院内保育所が、補助金を活用して継続的な事業運営を行うことができ、看護師の勤務環境の充実を図ることができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 17 (医療分)】 看護実習指導者等研修事業	【総事業費】 42,039 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、(大) 神奈川県立保健福祉大学	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 近年の看護師養成数の増加に対応するため、専任教員、実習指導者等を養成するとともに、看護師の資質向上のため、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成が求められている。 ・ 近年の看護師養成数の増加に伴い、看護専任教員や看護学生の臨地実習等、看護教育に携わる人材の資質向上が求められている。	
	アウトカム指標： 受講者数 494 人以上 (アウトプット指標で掲げた講座等定員の 70%以上の受講者数) ※総定員 705 人×70%=493.5 人	
事業の内容 (当初計画)	ア 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学実践教育センターにおいて、専任教員、実習指導者等を養成する講座を開講するとともに、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成講座を実施する。 イ 看護教育に興味のある看護師等を対象に、看護専任教員として働く動機付けの研修等を実施し、看護専任教員の成り手の増加を図る。 ウ 「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱(厚生労働省医政局長通知)」に沿った講習会を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	ア・認定看護師教育課程 (感染管理) 1 回 30 人 ・がん患者支援講座 6 回 200 人 ・看護教育継続研修 1 回 50 人 ・医療安全管理者養成研修 1 回 35 人 ・専任教員養成講習会 1 回 40 人 ・実習指導者講習会 (病院等) 1 回 70 人 ・実習指導者講習会 (特定分野) 1 回 50 人 イ 看護専任教員として働く動機付けの研修 1 回 30 人 ウ 実習指導者講習会 (病院等) 5 回 200 人	

アウトプット指標（達成値）	R1 年度実績 ア・認定看護師教育課程（感染管理） 1回 29人 ・がん患者支援講座 5回 206人 ・看護教育継続研修 1回 31人 ・医療安全管理者養成研修 1回 35人 ・専任教員養成講習会 1回 27人 ・実習指導者講習会（病院等） 1回 69人 ・実習指導者講習会（特定分野） 1回 39人 イ 看護専任教員として働く動機付けの研修 1回 27人 ウ 実習指導者講習会（病院等） 5回 213人
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観測できた→指標値：R1 年度実績 受講者数 676人 （アウトプット指標で掲げた講座等定員の70%以上の受講者数） ※総定員 705人×70%=493.5人 （1）事業の有効性 看護師養成に必要な実習指導者の育成や専門性の高い認定看護師の養成を行うことにより、看護職員の資質向上を図った。 （2）事業の効率性 最新の看護技術や知識を学ぶことができる専門分野別の研修を企画し、受講者のニーズに対応することができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 18（医療分）】 潜在看護職員再就業支援事業	【総事業費】 12,157 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県看護協会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・看護職員の確保には、離職した看護職員を積極的に復職させる対策を講ずることが求められている。 ・離職した看護師等の届出制度の促進や届出者への情報発信など、県ナースセンターの利便性を向上させ、就業看護職員の定着促進を図る必要がある。	
	アウトカム指標： ・届出登録者の増加 3,150 件（平成 30 年度）→4,000 件（令和 2 年度） ・届出登録者の応募就職率のアップ 78.0%（平成 30 年度）→83.0%（令和 2 年度）	
事業の内容（当初計画）	・届出制度及び県ナースセンターの普及啓発活動を実施する。 ・求職中の看護師等と、雇用を検討している施設に向け、県ナースセンターの活用について、情報発信を強化する。 ・県内ハローワークと県ナースセンターの連携による機能強化を図り、離職看護職員の再就業を促進する。 ・離職した看護職員の再就業を促すため、復職支援研修等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	復職支援研修等の開催 6 回（300 人）	
アウトプット指標（達成値）	R1 年度実績 復職支援研修等の開催 6 回（235 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・届出登録者の増加 → 観察できた 指標値：R1 年度実績 3,150 件（平成 30 年度）→4,248 件（R2 年 4 月 1 日現在） ・届出登録者の応募就職率のアップ → 観察できた 指標値：R1 年度実績 78.0%（平成 30 年度）→72.7%（令和 2 年 4 月 1 日現在）	

	(1) 事業の有効性 届出登録者数は、概ね順調に増加し、目標値を達成することができた。 他方、届出登録者の応募就職率は、目標値を下回った。この主な要因は下記のことが考えられる。 ・現役看護職員への周知・広報が不十分 ・潜在看護職員の掘り起こしが不十分 そのため令和2年度以降は以下の工夫を行うことで、目標達成を図る。 ・無料職業紹介の「相談件数」が減少しているため (H30:11,455件、R1:10,055件)、相談員による出張相談などを増やし、相談件数の増加に力を入れる。 ・周知・広報を積極的に行うことによって、求人、求職登録者を増やすとともに、マッチングを促進し、就業者数を増やす。 (2) 事業の効率性 看護職員や施設に対し、県ナースセンターと県内ハローワークとの連携や再就業支援セミナー等の開催により、効率的な支援を行うことができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 19（医療分）】 看護職員等修学資金貸付金	【総事業費】 40,360 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護職員・理学療法士等を目指す学生を支援していくことが必要である	
	アウトカム指標：借受者県内就業率 90.8%（平成 30 年度）→91.4%（令和 3 年度）	
事業の内容（当初計画）	卒業後、県内で看護職員・理学療法士等として従事する意思のある看護職員（経済的に著しく学業生活が困難な学生が対象）・理学療法士等養成施設の在校生を対象に修学のための資金の貸し付け、貸し付けに係る管理をする。	
アウトプット指標（当初の目標値）	借受者数 30 人	
アウトプット指標（達成値）	借受者数 30 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 借受者県内就職率 95%	
	（1）事業の有効性 修学資金借受者は、大部分が県内に就業しており、県内の看護人材等の育成・確保ができた。 （2）事業の効率性 修学資金を貸与した大多数の学生が県内に就職しており、効率的・効果的な取り組みを行った。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 20（医療分）】 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	【総事業費】 1,559 千円
事業の対象となる区域	横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西	
事業の実施主体	神奈川県、（公社）神奈川県看護協会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	障害福祉サービス事業所等において、医療ケアが必要な重度重複障害児者等への支援のニーズが増加しているが、障害福祉分野における看護に対する低い認知度や、重度重複障害者等に対するケアの特殊性などにより、慢性的に看護職員が不足している。 アウトカム指標： ・医療型短期入所の利用者数 664 人（令和元年度）→ 687 人（令和 2 年度） ※640 人（平成 30 年度）	
事業の内容（当初計画）	看護師を対象として、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護について、福祉現場での実習や特定の専門分野に関する知識と技術を習得する研修を実施することで、障害福祉サービス事業所等や入所施設において必要な重度重複障害者等のケアを行う専門的な技術を有する看護職員の養成確保、人材の定着を図る。また、あわせて福祉現場の第一線における看護の必要性について普及啓発を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・養成研修 修了者 20 人 ・普及啓発研修 障害保健福祉圏域を基本とし、500 人の研修参加	
アウトプット指標（達成値）	・養成研修 修了者 20 人 ・普及啓発研修 研修参加者 208 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった （1）事業の有効性 平成 30 年度看護職員養成研修において、研修満足度は「満足」と「まあ満足」の回答を合わせると 100%であった。また、「研修内容を業務に活かせるか」について、「おおいに活かせる」と「活かせる」の回答を合わせると 98%だった。 平成 30 年度看護職員向け及び看護学生向けの研修において、「重症心身障児者に関わる場が、将来の就業場所の一つと	

	して認識できたか」について、「おおいに認識できた」と「認識できた」の回答を合わせると 91%だった。また、「重症心身障児者の看護への興味、関心が高まりましたか」については 90%の受講生が「高まった」と回答した。 (2) 事業の効率性 本事業は、看護師等に向けた研修・広報を効果的に行うことのできる事業者として神奈川県看護協会に委託して実施しており、上記のとおり効果の高い研修を行うことができていることから、受講者に合わせて効率的に事業を実施できた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 21（医療分）】 精神疾患に対応する医療従事者確保事業	【総事業費】 700 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	（一社）神奈川県精神科病院協会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・近年、統合失調症は減少する一方で、認知症、うつ病の罹患者が増加する等、精神科領域の疾病構造が変化し多様化している。 ・精神科医療機関の医師や看護職員が、この変化に対応するため精神疾患についてより専門性の高い知識の習得が必要である。	
	アウトカム指標：認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数（新人看護職員対象研修および中堅看護職員対象研修受講者数 478 人）	
事業の内容（当初計画）	認知行動療法等について、基礎知識に加えて、グループワーク中心とする「看護場面に合わせた、実践的な支援技術の習得を図る研修」を実施することにより、神奈川県全域の精神科病床を有する各病院（69 か所）において、認知行動療法を実践し、精神疾患のある患者の回復や再発予防の促進を支援する看護職員の養成を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新人看護職員対象研修受講者 181 名 中堅看護職員対象研修受講者 297 名	
アウトプット指標（達成値）	新人看護職員対象研修受講者 35 名 中堅看護職員対象研修受講者 30 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった	
	（１）事業の有効性 県内の精神科医療機関において、認知行動療法を用いた看護実践が進み、患者とのコミュニケーションに役立ったとの事後アンケート結果もあり、有効性は高い。 令和元年度についても、病院への周知等が十分にできなかった等の理由から、参加者が予定を満たなかった。そのため、令和 2 年度については認知行動療法等を実践できる看護職員を育成するため、早めの周知等を心掛ける。	

	(2) 事業の効率性 県全体の看護職員を対象に認知行動療法の研修を行うことにより、各医療機関に対して一定の水準で、認知行動療法の実践が図られる。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 22 (医療分)】 がん診療医科歯科連携事業	【総事業費】 2,197 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	(一社) 神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	医療従事者への口腔ケアの必要性についての理解や知識の習得が不十分であることにより、医科歯科連携が進んでいない病院がある。医科歯科連携が進んでいる病院においても診療科により温度差がある。	
	アウトカム指標： 医科歯科連携の必要性が認識できた者の割合：80% (令和元年度研修会出席者アンケートで把握) 医科歯科連携に取り組み始めた割合：25% (平成 30 年度末時点で研修未実施の対象医療機関 20 機関のうち、5 機関が今年度中に研修実施することを目標とする)	
事業の内容 (当初計画)	がん診療連携拠点病院・神奈川県がん診療連携指定病院の医療従事者を主に対象にした医科歯科連携に関する研修会を実施する。がん診療における医科歯科連携の現状を分析し、医科歯科連携の推進を図るための検討会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医科歯科連携研修会参加者数：2,000 人 (令和元年度) がん医科歯科連携検討会回数：2 回 (令和元年度)	
アウトプット指標 (達成値)	医科歯科連携研修会参加者数：251 人 がん医科歯科連携検討会回数：1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 連携を始めた割合 6 病院/20 病院中 30%	
	(1) 事業の有効性 事業が継続されていけば、口腔ケアの重要性について医科側の理解が深まる。 (2) 事業の効率性 令和元年度はアウトカム指標を達成することができた。また、がん治療に伴う口腔内トラブルの急性化の予防に加え局所合併症や肺炎の発症頻度低下という、がん治療の効率性を高めることができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 23（医療分）】 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業	【総事業費】 1,972 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	（一社）神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・県内で就業している歯科衛生士・歯科技工士は、歯科医師一人あたりの人数で、不足が深刻化している。 ・また、今後在宅歯科医療を推進するにあたり、現在のカリキュラムでは養成段階では在宅歯科に向けての教育が不十分であるため、養成校においての教育内容の充実が必要である。	
	アウトカム指標： 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数の増 歯科衛生士 H30の8,642人から695人の増（令和2年度） 歯科技工士 H30 の 1,729 人の増（令和2年度）	
事業の内容（当初計画）	気管内吸引及び生体モニターを活用した研修会の実施及び高校生等を対象とした仕事内容PRイベントの開催等に要する費用に対し補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・気管内吸引等を活用した研修受講者数 96 人 ・高校生等を対象とした仕事内容PRイベントの開催等	
アウトプット指標（達成値）	・口腔咽頭吸引等にかかる研修受講者数 87 人 ・高校生等を対象とした広報媒体に職業紹介及び専用サイトへの案内を掲載 215,000 部配布。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった	
	（1）事業の有効性 口腔咽頭吸引及び生体モニターを活用した研修会を実施し、在宅歯科医療等に対応した教育内容の充実が図られた。 （2）事業の効率性 学生から就業者まで幅広い層を対象に口腔咽頭吸引などに関する研修を実施し、質の高い歯科衛生士・歯科技工士の養成及び就業につなげた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 24 (医療分)】 歯科衛生士確保・育成事業	【総事業費】 529 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	(特非) 神奈川県歯科衛生士会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	県内において、新規に要介護認定される者の約半数は入浴や排泄、立ち上がりや歩行などに全面的な介助が必要な要介護 3 以上である。 また、要介護者の約 9 割は、何らかの歯科的サービスが必要との報告もあり、医療が入院から在宅へシフトする中、在宅療養者に対する歯科医療体制の資質向上のために、歯科衛生士が歯科口腔咽頭吸引の技術を習得することが求められている。	
	アウトカム指標：県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加 662 施設（平成 29 年度）→755 施設（令和 2 年度）	
事業の内容（当初計画）	在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、県全域の歯科衛生士を対象に、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科治療及び口腔ケア実施時に口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士の育成数 (平成 29 年度末育成数：206 名→令和元年度末目標：299 名)	
アウトプット指標（達成値）	新型コロナウイルスの影響により、事業実施できなかった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった	
	(1) 事業の有効性 評価不能 (2) 事業の効率性 評価不能	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業														
事業名	【No.25（介護分）】 かながわ感動介護大賞表彰事業	【総事業費】	3,497 千円												
事業の対象となる区域	県全域														
事業の実施主体	神奈川県														
事業の期間	令和元年4月1日～令和2年3月31日 □継続 / ☒ 終了														
背景にある医療・介護ニーズ	介護を必要とする高齢者が増加しており、介護従事者の確保を図ることが必要である。														
	アウトカム指標：離職率の低下を通じた介護サービス従事者数の増加。 離職率を低下させる														
事業の内容（当初計画）	感動介護エピソードを募集・選考し、表彰式および作品集、ドキュメンタリー映像（DVD）の作成・配布を実施する。														
アウトプット指標（当初の目標値）	感動介護エピソード応募数の目標値 80 通/年 表彰式参加者数 約 1,500 人/年														
アウトプット指標（達成値）	感動介護エピソード応募数の目標値 185 通/年 表彰式参加者数 約 1,300 人/年														
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 離職率（参考：採用率）														
	<table><thead><tr><th></th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th></tr></thead><tbody><tr><td>神奈川県</td><td>18.6% (20.4%)</td><td>15.0% (18.2%)</td><td>15.6% (19.5%)</td></tr><tr><td>全国</td><td>16.2% (17.8%)</td><td>15.4% (18.7%)</td><td>15.4% (18.2%)</td></tr></tbody></table> （介護労働安定センター 介護労働実態調査結果より）				H29	H30	R1	神奈川県	18.6% (20.4%)	15.0% (18.2%)	15.6% (19.5%)	全国	16.2% (17.8%)	15.4% (18.7%)	15.4% (18.2%)
		H29	H30	R1											
神奈川県	18.6% (20.4%)	15.0% (18.2%)	15.6% (19.5%)												
全国	16.2% (17.8%)	15.4% (18.7%)	15.4% (18.2%)												
（1）事業の有効性 介護のイメージアップをするとともに、介護従事者の確保や定着に資する有意義な事業である。 （2）事業の効率性 介護にまつわるエピソードを募集し、その対象となった介護従事者又は応募者本人を表彰するものであり、県内全域を対象に実施しているため、国や市町村との重複事業はなく、また、企業等から広く協賛金を募り、それを基に事業を実施しており、事業は効率的に行われている。															
その他															

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.26（介護分）】 職業高校教育指導事業	【総事業費】 4,992 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	令和元年4月1日～令和2年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化社会における地域の介護事業を担う人材 アウトカム指標：必要な知識、技術を持った人材の育成。介護福祉士国家試験受験資格授与者数（津久井高校福祉科卒業生）のうち、50%以上の合格。	
事業の内容（当初計画）	福祉系の県立高校において、「介護福祉士」の国家試験受験資格を取得するための実習や「介護職員初任者研修」の実習を福祉施設で行い、当該福祉施設に謝礼を支払う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	少子高齢化社会で必要とされる人材育成のため、福祉施設での実習を行う。実習実施校数：2校（津久井、二俣川看護福祉）、参加生徒：福祉科全生徒	
アウトプット指標（達成値）	少子高齢社会で必要とされている人材育成のため、福祉施設での実習を行い、専門的な技術や知識を学び、福祉の心を育むとともに、実技・技術に裏打ちされた実践力を身に付ける。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：介護福祉士国家試験受験資格授与者数（津久井高校福祉科卒業生）のうち、50%以上の合格。 観察できた → 指標：R01 66.7% （１）事業の有効性 本事業により津久井高校生徒が介護福祉士国家試験受験資格を得ることができ、就職者のうち多くが介護福祉分野へ就職した。 受験資格取得者数：R01 36名 介護関係就職者／就職者：R01 15名／21名 （２）事業の効率性 津久井高校では、地元の事業所等と連携し、実習成果発表会を行うなど、地域密着型の養成校として地域に貢献している。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.27】 介護施設等による外国人留学生支援事業	【総事業費】 22,971 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、介護施設等	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 29 年 9 月より在留資格「介護」が創設されたことに伴い、介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の増加が見込まれる。	
	アウトカム指標：来日した留学生が 4 年間の就学期間を経て、令和 5 年に介護福祉士合格者 56 人をを目指す。	
事業の内容（当初計画）	○就労予定先の介護施設等が支援する給付型奨学金にかかる費用の一部を補助する。 ○介護福祉士養成施設が実施する、カリキュラム外の時間において、留学生への日本語学習支援（介護現場で使用する専門用語）や専門知識等を強化するための指導にかかる費用の一部を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	来日する留学生数 80 人	
アウトプット指標（達成値）	来日する留学生数 6 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：来日する留学生数 ※ 計画時のアウトカム指標として介護福祉士試験合格者数を設定していたが、基本的に 3 年（日本語学校 1 年、介護福祉士養成校 2 年）が必要となるため、代替指標として当面はアウトプット指標と同じ「来日する留学生数」を用いる。 観察できなかった → 来日する留学生数 6 人	
	（１）事業の有効性 127 人もの留学希望者があったにも係らず、コミュニケーションや支援体制等に対する不安感などから介護施設等の受入が十分に進まなかった。2 年度以降は、そうした不安感を払拭できるよう取組を進め、また事業内容の周知を図っていくことでマッチング実績を高めていく。 （２）事業の効率性 事業者負担分を設定することにより、経費の節減が図られた。	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.28】 外国人留学生受入施設マッチング事業	【総事業費】 26,325 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、横浜市	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 29 年 9 月より在留資格「介護」が創設されたことに伴い、介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の増加が見込まれる。	
	アウトカム指標：来日した留学生が 4 年間の就学期間を経て、令和 5 年に介護福祉士合格者 56 人を目指す。	
事業の内容（当初計画）	介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等を円滑にマッチングするため、日本と送り出し国の双方から情報収集、情報提供、現地合同説明会の開催などのコーディネート業務を行う。また、横浜市域においては横浜市が行う事業に補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	来日する留学生数 80 人	
アウトプット指標（達成値）	来日する留学生数 6 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：来日する留学生数 ※ 計画時のアウトカム指標として介護福祉士試験合格者数を設定していたが、基本的に 3 年（日本語学校 1 年、介護福祉士養成校 2 年）が必要となるため、代替指標として当面はアウトプット指標と同じ「来日する留学生数」を用いる。 観察できなかった → 来日する留学生数 6 人	
	（１）事業の有効性 日本と送り出し国の双方から情報収集、情報提供、現地合同説明会の開催などのコーディネート業務を通じて、外国人介護人材の確保・定着の促進が図られた。 （２）事業の効率性 送り出し国の公的部門と本県で介護人材の確保に向けた覚書を締結することで、信頼関係を構築し、本県が将来にわたって優秀な人材を確保するための環境整備を行った。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.29 (介護分)】 看護師管理能力養成研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 802 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県 (神奈川県看護協会に事業委託)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護保険施設等における、より質の高いサービス提供を確保する必要がある。	
	アウトカム指標:看取りケア構築等による多職種連携の推進 開催回数は年 1 回 3 日間(平成 30 年度)とし、50 名程度の修了を目標値としている。平成 30 年度は応募者 85 名の中から会場定員である 67 名を受講させ、56 名が修了。目標値は達成しており、令和元年度事業についても同基準で実施とする。	
事業の内容 (当初計画)	介護保険施設等の看護部門の統括者を対象に、施設運営上での課題や解決に向けた取組みを学び、マネジメント能力を向上させる研修を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	3 日間の研修を 1 回実施し、50 名を修了させる。	
アウトプット指標 (達成値)	令和元年度:修了者 60 人(応募者 76 人、採用者 68 人、受講者 67 人) 介護保険施設等に勤務している管理的立場にある看護職員や、今後管理者としての役割を期待されている看護職員を対象とした、施設内の安全管理体制の整備や看取りケア体制の構築等に資する研修の実施により、介護保険施設等に期待される役割の理解等が図られ、介護保険施設等における、より質の高いサービスの提供に寄与した。 ※過去の修了者数 (H27:63 人、H28:72 人、H29:61 人、H30:56 人)	

事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：介護保険施設等における質の高いサービス提供の状況 ・観察できた→ 指標値：受講者多数で、目標値を上回った。
	(１) 事業の有効性 介護保険施設の質向上には、医療的なスキルを持つ看護職員がリーダーシップを発揮して、多職種連携をすすめていくことが必要であり、介護保険施設の管理的立場にある看護職員への研修を実施することにより、研修効果が施設運営に直接反映することが期待でき、今後の介護保険施設等におけるより質の高いサービス提供に寄与することができる。 (２) 事業の効率性 国の要綱に基づいた看護職員研修等、介護保険施設等の看護職員を対象とした研修を神奈川県看護協会に一体的に委託し実施。レベルアップの図れる体制を整備しているため、研修対象者のレベル分けができ、ニーズに応じた効率的な研修を実施できた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.31】 喀痰吸引介護職員等研修事業	【総事業費】 8,900 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者・障がい者施設等において喀痰吸引等の医療的ケアが可能な介護職員を増やし、介護等の質を高めることが求められている。	
	アウトカム指標：喀痰吸引等ができる介護人材の増 (認定特定行為業務従事者認定証 交付通数 平成 30 年度時点累計 9,955 通 → 令和元年度 11,455 通 1,500 通/年 増加見込み)	
事業の内容（当初計画）	特定の者を対象に喀痰吸引ができる第三号研修を介護職員等に対して実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	特定の者を対象に喀痰吸引ができる知識・技術を備えた人材を養成する。（第三号研修 190 名以上受講）	
アウトプット指標（達成値）	特定の者を対象に喀痰吸引等を行うことができる介護職員を養成した。（第三号研修 213 名受講）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 喀痰吸引等ができる介護人材の数 → 指標値：認定特定行為業務従事者認定証 交付通数 (令和 2 年 4 月 1 日現在) 第三号研修 11,842 通	
	（１）事業の有効性 高齢者施設及び障がい者施設等において、たんの吸引等医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成が促進され、介護技術の向上が図られた。 （２）事業の効率性 不特定多数の者対象に喀痰吸引等を行うための第一号、第二号研修は、高齢者施設でのニーズが高いため、高齢者施設を担当する課が受け持ち、また、特定の者対象に喀痰吸引等を行うための第三号研修は、特別支援学校や障がいサービス事業所でのニーズが高いため、障がい者福祉を担当する課が受け持ち、事業を実施した。この役割分担により、各研修の特性に対応した研修実施が可能となり、事業の効率化が図られ	

	た。
その他	第三号研修の実施と併せて、指導者育成事業として、看護師資格を所有し、介護職員に対するたんの吸引等の研修において指導にあたる者に対して、国の指導者講習を受講した者による事前の講習会（伝達講習）を実施した。また、第三号研修ではカリキュラムに「難病に特化した」要素を付加した個別性に着目した研修も実施した。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.33】 潜在介護福祉士再就業促進支援事業	【総事業費】 4,527 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護福祉士のうち、潜在介護福祉士等となっている者が約 4 割となっており、介護分野への再就労へつなげることで人材確保を図る。	
	アウトカム指標：復職した潜在介護福祉士の数 75 人	
事業の内容（当初計画）	ア 再就業希望者の募集 イ 基礎研修、技術研修の実施 ウ 福祉人材センターとの連携による就業マッチング機会の提供 エ 復職後のカウンセリングの実施	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修の受講者数 年間 20 名×5 地域＝100 人	
アウトプット指標（達成値）	研修の受講者数 47 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった → 研修受講者のうち復職支援を受けている者 19 人	
	（１）事業の有効性 離職した介護福祉士等が研修を受講することで、復職への不安を解消し、就職後のカウンセリングにより定着できるよう支援することで、介護事業所等への復職を促すことができる。 （２）事業の効率性 介護福祉士等届出制度を活用して研修内容や就職情報等を提供することにより、離職者に対し効率的なアプローチが可能となっている。ただし、研修受講者数について目標を達成できなかったことから、2 年度以降については、事業実施時期や場所、回数などについて見直しを図る	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34】 地域密着型サービス関係研修事業	【総事業費】 9,349 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症等の高齢者が住み慣れた地域において、安心して介護を受けられる体制の構築を図る アウトカム指標： ア 地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担う小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護が図られる。 イ 認知症高齢者に対する介護サービスの充実が図られる。	
事業の内容（当初計画）	小規模多機能型居宅介護等の普及啓発、質の向上及び地域密着型サービス事業所における介護人材不足への対応を目的として、以下の事業を実施する。 ア 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護に関するセミナー事業及びアドバイザー事業 イ 認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当研修	
アウトプット指標（当初の目標値）	ア セミナーとして一般向けに 2 回、実務者向けに 8 回実施し、定員比で平均参加率 80%以上とする。 また、10 程度の小規模多機能型居宅介護事業所等に対して、アドバイザーを派遣する。 イ 次の研修を開催し、定員 570 人のところ研修修了者を 530 人とする。 認知症対応型サービス事業開設者研修 1 回 認知症対応型サービス事業管理者研修 4 回 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 3 回	
アウトプット指標（達成値）	ア 開催した研修 セミナー事業：一般向け 2 回、実務者向け 8 回 定員 370 人 参加数 340	

	アドバイザー派遣：6回 ※セミナー事業は参加率 91.8%となり、アウトプット指標を達成。アドバイザー派遣は新型コロナウイルス感染防止措置として3回を中止としたため、アウトプット指標未達成。 イ 開催した研修 認知症対応型サービス事業開設者研修 1回 認知症対応型サービス事業管理者研修 3回 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 3回 定員計470人 研修修了者361人 ※新型コロナウイルス感染予防措置として、認知症対応型サービス事業管理者研修を1回中止としたため、アウトプット指標未達成。
事業の有効性・効率性	開設者、管理者及び計画作成担当者研修の修了者合計361人はそれぞれ修了した研修に対応した役職に就くことが可能となった。
	(1) 事業の有効性 ア 本事業により361名の受講者が研修に参加し、開設者、管理者及び計画作成担当者の担い手が合計361人増加した。 イ 一般向けセミナーでは定員を超える応募者と参加者があり、認知症や小規模多機能について理解を深めた。 (2) 事業の効率性 ア 基本的に横浜市の研修会場で実施しているが、藤沢市の会場を設けたことにより、県西地域等の受講者が参加しやすくなった。 イ 川崎市、鎌倉市、藤沢市など県内複数の場所で実施しており、興味を持った人が参加し易くなっている。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.35（介護分）】 地域包括ケア人材育成推進事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 13,597 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムを深化・推進するために、その中核的機関である地域包括支援センターの機能強化や生活支援体制整備事業及び総合事業の推進が求められている。 アウトカム指標： ① 地域ケア会議の開催を定着させ、ネットワークの充実、地域課題の抽出及び解決、在宅医療との連携の促進、包括的支援の充実など、地域包括支援センターの機能を強化する。 ② 県内全ての市町村における生活支援コーディネーター等の配置及び活動の促進	
事業の内容（当初計画）	ア 地域ケア多職種協働推進事業費 （１）地域包括ケア会議の設置・運営：市町村や地域包括支援センターの地域ケア会議の取組や地域における医療と介護の連携に関する課題等の情報交換と検討を行う。 （２）専門職員派遣事業：市町村単独では確保が困難な専門職を派遣し、地域ケア会議等における助言を行い、地域包括支援センター等を支援する。 （３）地域包括ケア多職種協働推進事業：地域包括支援センター職員を中心とした多職種を対象に、終末期の多職種協働について必要な知識を習得する研修を実施する。 イ 地域包括支援センター職員等養成研修事業費 地域包括支援センター職員等を対象に、同センターの役割をはじめ包括的支援事業等の業務の理解を深めるための研修を実施する。 ウ 生活支援コーディネーター養成研修事業費 生活支援コーディネーターとして配置されている者又は配置予定の者に対し、養成研修とフォローアップ研修を実施する。また、地域にある多様な生活支援サービス	

	の主体の発掘や、住民を含めた本事業の啓発のために、モデル市町村において、地域支え合いフォーラムを実施する。
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 県の地域包括ケア会議及び市町村（地域包括支援センター）の地域ケア会議の開催回数 2,586 回 ・ 地域ケア多職種協働推進研修事業受講者 200 人 ・ 地域包括支援センター職員等養成研修の受講者数 初任者 90 人、現任者 160 人、管理者 120 人 ・ 生活支援コーディネーター養成研修の受講者数 養成 150 人、フォローアップ 180 人
アウトプット指標（達成値）	・ 県の地域包括ケア会議及び市町村（地域包括支援センター）の地域ケア会議の開催回数 1,973 回 ・ 地域ケア多職種協働推進研修事業受講者 201 人 ・ 地域包括支援センター職員等養成研修の受講者数 初任者 98 人、現任者 223 人、管理者 69 人 ・ 生活支援コーディネーター養成研修の受講者数 養成 103 人、フォローアップ 94 人
事業の有効性・効率性	地域ケア会議の開催を定着させ、ネットワークの充実、地域課題の抽出及び解決、在宅医療との連携の促進、包括的支援の充実など、地域包括支援センターの機能を強化した。 地域の見守りや支え合いの体制、入退院連携など多くの地域課題に対して検討が進んでいる。また、地域包括支援センター職員等養成研修では、基礎的な内容から個別テーマ等知識を深める内容を取り扱うなど、機能強化に向けて地域包括支援センター全体のレベルアップにつながっている。 生活支援コーディネーターについては、令和元年10月時点ですべての市町村に配置された。（第一層）令和元年度は、3つの地域で地域支え合いフォーラムを実施し、計443名の参加者があり、地域の支え合い活動や、生活支援コーディネーターの活動を地域住民に知ってもらうよい機会となった。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.36】 権利擁護人材育成事業	【総事業費】 73,670 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、市町村	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	成年後見制度の利用者数が増加している中、専門職後見人の受任に限界があり、法人後見や市民後見の必要性が高まっている。 アウトカム指標：認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、本県の法人後見及び市民後見の受任割合を令和 3 年に 5.0%とする。	
事業の内容（当初計画）	ア 法人後見担当者の人材育成支援 （法人後見担当者基礎研修、困難事例相談事業等） イ 市町村における市民後見人養成事業等に対する補助	
アウトプット指標（当初の目標値）	法人後見担当者養成研修（基礎・現任）参加者 150 人 市民後見人養成研修（基礎）参加者 20 人	
アウトプット指標（達成値）	・法人後見担当者養成研修の実施 （参加者延 基礎／374 人、現任／413 人、合計／787 人） ・市民後見人養成研修（基礎）の実施 （参加者 5 人 ※その他、県民講座参加者 44 人） ・市民後見推進事業費補助（補助対象市町村 14 市）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できた → 法人後見及び市民後見の受任割合 令和元年 5.0% （１）事業の有効性 市民後見人養成研修を実施することで、市民後見人の候補者の増加につながり、また、法人後見担当者養成研修を行うことで、市民後見人をバックアップする法人後見を行う団体の質の向上が図られ、目標とする受任割合に達した。 （２）事業の効率性 市町村が行う市民後見推進事業に対し補助することで、市民後見人の養成が推進された。 また、単独では養成することができない規模の市町村もあることから、養成研修の基礎研修を県で一括して行うことにより、効率的かつ質の均一性を確保した。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.37】 介護事業経営マネジメント支援事業	【総事業費】 12,731 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護事業を行う中小規模の事業所経営者層を対象に、介護人材にかかる経営マネジメント支援を行うことにより、介護従事者の労働環境を整備し、介護人材の確保・定着と質の向上を図る。	
	アウトカム指標：令和 2 年に県内事業所の離職率を 16.5% とする。	
事業の内容（当初計画）	ア 中小規模の介護サービス事業経営者向けのセミナーを開催 イ 経営アドバイザーの派遣 (社労士、税理士、経営コンサルタント)	
アウトプット指標（当初の目標値）	マネジメントセミナー受講事業者数 年間延 720 事業者 経営アドバイザー派遣回数 年間 30 事業者	
アウトプット指標（達成値）	マネジメントセミナー受講事業者数 756 事業者 経営アドバイザー派遣回数 31 事業者	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できた →令和元年度県内事業所の離職率 15.6%	
	（１）事業の有効性 中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、セミナーの開催、介護事業経営に係るアドバイザー派遣を行う等、介護従事者の労働環境を整備することにより、介護人材の確保・定着及び質の向上への取組みを行った。 （２）事業の効率性 中小規模の事業所では大規模の事業所に比べ、離職率が高くなっていることに着目し、全事業所ではなく、中小規模の事業所にターゲットを絞ることで、より効果的・効率的な事業が行えている。	
その他		

平成 30 年度神奈川県計画に関する 事後評価

**令和 3 年 1 月
神奈川県**

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

(令和元年度実施状況)

- ・ 令和元年 9 月 20 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和 2 年度実施状況)

- ・ 令和 2 年 9 月 30 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・ 特になし

(令和元年 9 月 20 日 神奈川県保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

平成30年度神奈川県計画に規定した目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体

1. 目標

令和7年（2025年）に向けて、各地域における課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

神奈川県における回復期病床は、令和7年（2025年）の必要病床数が、現状に比べ不足すると見込まれていることから、地域医療構想調整会議や地域の医療機関が参加するワーキンググループ等において地域の議論を進めながら急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。

- ・地域医療構想達成に向けた取組み（勉強会やワーキンググループなど）が開始された構想区域

4 構想区域（29年度）→9 構想区域（30年度）

- ・27～29年度基金を活用して整備を行う回復期の病床数：360床（令和2年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

神奈川県においては、令和7年（2025年）に向けて、在宅医療等の患者数が大幅に増加（約1.6倍）すると推計されており、在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させることを目指す。

- ・訪問診療を実施している診療所・病院数

1,455（平成27年度）→2,139（令和5年度）

- ・在宅療養支援診療所・病院数

930（平成29年）→1,302（令和5年度）

- ・在宅看取りを実施している診療所・病院数

694（平成27年度）→1,020（令和5年度）

- ・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数

725 機関（平成26年度）→982 機関（令和5年度）

- ・薬局における訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を受けた者の数（レセプト件数）

301,601（平成27年度）→352,873（平成30年度）

- ・訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増

2,876人（平成24年度～29年度累計）→3,416人（平成30年度目標）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して、支援を行う。

区 分	平成 29 年度 (A) (定員数／施設数)	平成 30 年度 (B) (定員数／施設数)	増減 (B) - (A) (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	35,723 床／380 ケ所	36,461 床／386 ケ所	738 床／6 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	638 床／23 ケ所	725 床／26 ケ所	87 床／3 ケ所
養護老人ホーム(定員 30 人以上)	1,400 床／18 ケ所	1,350 床／18 ケ所	△50 床／-ケ所
養護老人ホーム(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員 30 人以上)	20,025 床／191 ケ所	20,125 床／192 ケ所	100 床／1 ケ所
介護老人保健施設(定員 29 人以下)	147 床／6 ケ所	147 床／6 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス(定員 30 人以上)	1,310 床／25 ケ所	1,310 床／25 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス(定員 29 人以下)	191 床／10 ケ所	191 床／10 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	87 ケ所	100 ケ所	13 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2,080 床／307 ケ所	2,186 床／318 ケ所	106 床／11 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	2,902 人／292 ケ所	2,902 人／292 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	12,508 床／745 ケ所	12,814 床／760 ケ所	306 床／15 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	331 床／45 ケ所	403 床／53 ケ所	72 床／8 ケ所
介護予防拠点	121 ケ所	121 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	364 ケ所	364 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所
施設内保育施設	29 ケ所	31 ケ所	2 ケ所
訪問看護ステーション	653 ケ所	653 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	238 床／61 ケ所	238 床／61 ケ所	-床／-ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すためには、医療従事者の確保・養成が重要である。

神奈川県においては、医療従事者数が概ね全国平均を下回っているため、不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

ア 医師の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回り、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を有しており、これらの課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目指す。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）
205.4 人（平成 28 年）→215 人（令和元年度）
- ・ 産科医・産婦人科医師数
772 人（平成 28 年）→ 780 人（平成 30 年度）
- ・ 休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができていますブロック数
14 ブロック（平成 29 年度）→現状体制の維持

イ 看護職員の確保

神奈川県の人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。

- ・ 県内の就業看護職員数
76,223 人（平成 28 年 12 月末）→89,000 人（令和 2 年度）
- ・ 看護職員等修学資金借受者の県内就業率
90.5%（平成 29 年度）→91.4%（令和 3 年度）
- ・ 看護職員の離職率
14.1%の維持（令和元年度）
- ・ 無料職業紹介事業での就職者数
595 人（平成 29 年度）→750 人（平成 30 年度）
- ・ 特定の分野で専門的な能力を有する看護職員として育成した人数
3,932 人（平成 23～29 年度累計）→4,757 人（平成 30 年度までの累計）
- ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者
20 人（平成 30 年度）
- ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数
新人看護職員対象研修受講者 153 名（平成 30 年度）
中堅看護職員対象研修受講者 236 名（平成 30 年度）

ウ 歯科関係人材の確保

神奈川県の人 1 診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。

- ・ 歯科衛生士就業人数
7,619 人（平成 26 年度）→ 10%増加（平成 30 年度目標）
- ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数
歯科衛生士 1,430 人（平成 25～29 年度累計）
→ 1,730 人（平成 30 年度までの累計）
歯科技工士 200 人（平成 25～29 年度累計）
→ 230 人（平成 30 年度までの累計）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

神奈川県においては、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）までに、さらなる人材確保対策を講じなければ、県内で約 21,000 人の介護人材が不足する見通しとなっているため、介護人材の量的確保を図ることを目標とする。

あわせて、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応することができるよう介護職員の資質向上への具体的な方策を講じることで、介護人材の質的確保も図っていく。

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・医療機関に対して回復期病床への転換を促すためのセミナー等を開催した。
- ・回復期病床数 4,958 床（平成 27 年）→ 6,952 床（平成 30 年）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・在宅看取りを実施している診療所・病院数および訪問歯科診療を実施している歯科診療所数については、3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。
- ・薬局における訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を受けた者の数（レセプト件数）
301,601（平成 27 年度）→356,147
- ・訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増
2,876 人（平成 24 年度～29 年度累計）→3,862 人

③介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 30 年度実績 (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	36,421 床／385 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	638 床／23 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,400 床／18 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,229 床／192 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	144 床／6 ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床／25 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	93 ヶ所

小規模多機能型居宅介護事業所	2,146 床／314 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	2,789 人／282 ケ所
認知症高齢者グループホーム	12,978 床／765 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	366 床／50 ケ所
介護予防拠点	122 ケ所
地域包括支援センター	368 ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所
施設内保育施設	31 ケ所
訪問看護ステーション	708 ケ所
緊急ショートステイ	235 床／59 ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。令和２年に公表予定の医師・歯科医師・薬剤師調査の結果を待って、達成状況を判断する。

イ 看護職員の確保

- ・県内の就業看護職員数
76,223 人（平成 28 年 12 月末）→80,815 人
- ・看護職員等修学資金借受者の県内就業率
90.5%（平成 29 年度）→92.0%
- ・看護職員の離職率
14.1%の維持（平成 29 年度）→13.4%
- ・無料職業紹介事業での就職者数
595 人（平成 29 年度）→399 人
- ・特定の分野で専門的な能力を有する看護職員として育成した人数
3,932 人（平成 23～29 年度累計）→4,712 人
- ・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者
28 人
- ・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数
新人看護職員対象研修受講者 45 名
中堅看護職員対象研修受講者 27 名

ウ 歯科関係人材の確保

- ・歯科衛生士就業人数
7,619 人（平成 26 年度）→8,642 人
- ・県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数
歯科衛生士 1,430 人（平成 25～29 年度累計）→ 1,763 人
歯科技工士 200 人（平成 25～29 年度累計）→ 229 人

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の不足の解消に向けて

- ・介護未経験者への研修や市町村が行う介護に対する普及啓発に対する補助等による参入促進
- ・介護支援専門員の多職種連携を目的とした研修の実施による資質の向上
(個別の取組みの達成状況は個票参照)

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問看護のニーズに対応できる看護職員や訪問歯科診療を実施する診療所数が着実に増加しており、在宅医療提供体制等の充実に向けた取組みが進んでいる。
- ・研修の実施により、訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成を推進し、目標を達成した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、市町村の事業公募に対し、事業者が整備予定地の高齢者人口や立地等を勘案した結果、安定的、継続的な事業運営が困難と判断し応募がなかったケース等もあり、当初予定していた整備量には到達しなかった。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・現時点では目標の達成状況を確認できない。

イ 看護職員の確保

- ・看護師等養成所への運営費補助や各種修学資金貸付金を通じて、看護師等の養成に取り組むとともに、県ナースセンターで無料職業紹介や復職支援研修を実施した。
- ・県ナースセンターにおいて未就業看護師等の復職支援に取り組んでいるが、同センターを活用した就業者数は、伸び悩んでいる。
- ・無料職業紹介事業での就職者数については、周知・広報の不足等により実績が前年を下回ってしまった。
- ・一方で県内の就業看護職員数が増加するとともに、看護職員の離職率は低下するなど看護職員の確保は着実に進んでいる。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・未就業歯科衛生士復職支援講習会により、歯科衛生士の長期的なキャリア形成を支援し、復職への意欲の向上を促すことができた。

- ・在宅歯科口腔咽頭吸引実習により、在宅歯科治療及び口腔ケアの実施時に、口腔咽頭吸引を実施することができる歯科衛生士が増加し、要介護高齢者のＱＯＬの向上に寄与した。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・福祉・介護分野での就業希望者に対する仕事に関する理解促進の取組みや就業相談を県内各地で実施することにより、人材の参入促進が図られた。
- ・介護職員のキャリア形成や職場環境等の改善を支援し、福祉・介護現場での職員の意欲ややりがいの向上を促すことができた。
- ・事業実施により介護従事者の確保は一定程度進んでおり、引き続き取組みを進めていく。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

④ 医療従事者の確保に関する目標

イ 看護職員の確保

- ・医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。
- ・中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取組みを引き続き推進する必要がある。
- ・団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて自宅で医療を必要として生活する高齢者の増加が見込まれており、医療の在宅完結型への移行といった社会状況に対応するため、多様化する訪問看護のニーズに対応できる専門的な知識・技術を備えた看護職員の養成・確保に取り組む必要がある。
- ・県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する必要がある。
- ・無料職業相談事業の周知・広報を強化するなどして目標達成を図りたい。
- ・認知行動療法等を実践できる看護職員養成のための研修会を年度当初から実施することで、養成数の増加を図る。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・在宅歯科口腔咽頭吸引実習で獲得した口腔咽頭吸引の手技を現場で活用するためには、実習の中でも実技研修の充実が必要となる。効率的な手技の獲得のために、実技研修の内容を見直す。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・介護人材確保促進事業はイベント当日の参加者が1,400人を超え、介護や介護の仕事への理解促進が図られた旨のアンケート結果が得られたため、引き続き効果的に事業を実施していく。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横浜圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

区 分	平成 29 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	15,538 床 / 149 ヶ所	15,838 床 / 151 ヶ所	300 床 / 2 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床 / 2 ヶ所	55 床 / 2 ヶ所	- 床 / - ヶ所
養護老人ホーム (定員 30 人以上)	548 床 / 6 ヶ所	498 床 / 6 ヶ所	△50 床 / - ヶ所
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設 (定員 30 人以上)	9,523 床 / 85 ヶ所	9,523 床 / 85 ヶ所	- 床 / - ヶ所
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	48 床 / 2 ヶ所	48 床 / 2 ヶ所	- 床 / - ヶ所
ケアハウス (定員 30 人以上)	378 床 / 5 ヶ所	378 床 / 5 ヶ所	- 床 / - ヶ所
ケアハウス (定員 29 人以下)	16 床 / 1 ヶ所	16 床 / 1 ヶ所	- 床 / - ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	42 ヶ所	45 ヶ所	3 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	878 床 / 132 ヶ所	912 床 / 135 ヶ所	34 床 / 3 ヶ所
認知症対応型デイサービスセ	1,477 人 / 142 ヶ所	1,477 人 / 142 ヶ所	- 人 / - ヶ所

ンター			
認知症高齢者グループホーム	5,302 床／309 ヶ所	5,509 床／318 ヶ所	207 床／9 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	113 床／15 ヶ所	131 床／17 ヶ所	18 床／2 ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	140 ヶ所	140 ヶ所	- ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	6 ヶ所	6 ヶ所	- ヶ所
訪問看護ステーション	297 ヶ所	297 ヶ所	- ヶ所
緊急ショートステイ	18 床／18 ヶ所	18 床／18 ヶ所	- 床／- ヶ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□横浜圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 30 年度実績
特別養護老人ホーム	15,662 床／149 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床／2 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	548 床／6 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,501 床／84 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	70 床／3 ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床／5 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床／1 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	45 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	901 床／134 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,420 人／136 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	5,592 床／321 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	116 床／16 ヶ所
介護予防拠点	1 ヶ所
地域包括支援センター	141 ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	8 ヶ所

訪問看護ステーション	320 ヶ所
緊急ショートステイ	15 床／15 ヶ所

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■川崎圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

区 分	平成 29 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (B)－(A)
特別養護老人ホーム	4,291 床／45 ヶ所	4,529 床／47 ヶ所	238 床／ 2 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250 床／ 9 ヶ所	250 床／ 9 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	190 床／ 2 ヶ所	190 床／ 2 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員 30 人以上)	2,281 床／21 ヶ所	2,281 床／21 ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	264 床／ 3 ヶ所	264 床／ 3 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	21 ヶ所	27 ヶ所	6 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	319 床／45 ヶ所	364 床／50 ヶ所	45 床／ 5 ヶ所

認知症対応型デイサービスセンター	626 人／65 ヶ所	626 人／65 ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	2,053 床／122 ヶ所	2,053 床／122 ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	86 床／12 ヶ所	95 床／13 ヶ所	9 床／1 ヶ所
介護予防拠点	55 ヶ所	55 ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	49 ヶ所	49 ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ヶ所	2 ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	76 ヶ所	76 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	215 床／16 ヶ所	215 床／16 ヶ所	-床／-ヶ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□川崎圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 30 年度実績
特別養護老人ホーム	4,523 床／47 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250 床／9 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	190 床／2 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	2,281 床／21 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	264 床／3 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	21 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	343 床／48 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	585 人／61 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	2,170 床／127 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	111 床／15 ヶ所
介護予防拠点	55 ヶ所
地域包括支援センター	49 ヶ所

生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2ヶ所
訪問看護ステーション	83ヶ所
緊急ショートステイ	215床／16ヶ所

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■相模原圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

区 分	平成 29 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (B)－(A)
特別養護老人ホーム	3,127 床／37 ヶ所	3,127 床／37 ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ヶ所	58 床／2 ヶ所	29 床／1 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	80 床／1 ヶ所	80 床／1 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,231 床／13 ヶ所	1,231 床／13 ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	122 床／4 ヶ所	122 床／4 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床／5 ヶ所	96 床／5 ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ヶ所	5 ヶ所	-ヶ所

小規模多機能型居宅介護事業所	156 床／27 ヶ所	165 床／28 ヶ所	9 床／1 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	116 人／14 ヶ所	116 人／14 ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,193 床／68 ヶ所	1,247 床／71 ヶ所	54 床／3 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	9 床／1 ヶ所	18 床／2 ヶ所	9 床／1 ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	-ヶ所
地域包括支援センター	29 ヶ所	29 ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	10 ヶ所	11 ヶ所	1 ヶ所
訪問看護ステーション	46 ヶ所	46 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□相模原圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 30 年度実績
特別養護老人ホーム	3,127 床／37 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	80 床／1 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,231 床／13 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	122 床／4 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床／5 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	175 床／29 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	116 人／14 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,229 床／70 所

看護小規模多機能型居宅介護事業所	9床／1ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし
地域包括支援センター	29ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	10ヶ所
訪問看護ステーション	52ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横須賀・三浦圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

区 分	平成 29 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	3,735 床／39 ヶ所	3,735 床／39 ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ヶ所	29 床／1 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床／3 ヶ所	152 床／3 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881 床／20 ヶ所	1,881 床／20 ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床／1 ヶ所	16 床／1 ヶ所	-床／-ヶ所

ケアハウス(定員 30 人以上)	150 床／2 ヶ所	150 床／2 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス(定員 29 人以下)	20 床／1 ヶ所	20 床／1 ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ヶ所	7 ヶ所	1 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	152 床／23 ヶ所	152 床／23 ヶ所	-人／-ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	307 人／31 ヶ所	307 人／31 ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,110 床／76 ヶ所	1,128 床／77 ヶ所	18 床／1 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	21 床／3 ヶ所	30 床／4 ヶ所	9 床／1 ヶ所
介護予防拠点	3 ヶ所	3 ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	30 ヶ所	30 ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	1 ヶ所	1 ヶ所	-ヶ所
施設内保育施設	7 ヶ所	8 ヶ所	1 ヶ所
訪問看護ステーション	53 ヶ所	53 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□横須賀・三浦圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 30 年度実績
特別養護老人ホーム	3,751 床／39 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床／3 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881 床／20 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床／1 ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床／2 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床／1 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	156床／24ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	291人／30ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,146床／78ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	30床／4ヶ所
介護予防拠点	3ヶ所
地域包括支援センター	30ヶ所
生活支援ハウス	1ヶ所
施設内保育施設	7ヶ所
訪問看護ステーション	56ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■湘南東部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

区 分	平成 29 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	2,194 床／28 ヶ所	2,294 床／29 ヶ所	100 床／1 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床／3 ヶ所	74 床／3 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員 30 人以上)	200 床／2 ヶ所	200 床／2 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員 30 人以上)	1,316 床／13 ヶ所	1,316 床／13 ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	

ケアハウス（定員 30 人以上）	80 床／2 ケ所	80 床／2 ケ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	2 ケ所	-ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	108 床／17 ケ所	108 床／17 ケ所	-床／-ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	108 人／11 ケ所	108 人／11 ケ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	849 床／50 ケ所	849 床／50 ケ所	床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	23 床／3 ケ所	23 床／3 ケ所	床／-ヶ所
介護予防拠点	29 ケ所	29 ケ所	-ヶ所
地域包括支援センター	30 ケ所	30 ケ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ケ所	2 ケ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	59 ケ所	59 ケ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□湘南東部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 30 年度実績
特別養護老人ホーム	3,751 床／39 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床／3 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881 床／20 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床／1 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床／1 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所

小規模多機能型居宅介護事業所	156 床／24 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	291 人／30 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,146 床／78 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	30 床／4 ヶ所
介護予防拠点	3 ヶ所
地域包括支援センター	30 ヶ所
生活支援ハウス	1 ヶ所
施設内保育施設	7 ヶ所
訪問看護ステーション	56 ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■湘南西部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

区 分	平成 29 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (B)－(A)
特別養護老人ホーム	2,194 床／28 ヶ所	2,294 床／29 ヶ所	100 床／1 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床／3 ヶ所	74 床／3 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員 30 人以上)	200 床／2 ヶ所	200 床／2 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設(定員 30 人以上)	1,316 床／13 ヶ所	1,316 床／13 ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス(定員 30 人以上)	80 床／2 ヶ所	80 床／2 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス(定員 29 人以下)	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2ヶ所	2ヶ所	-ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	108床／17ヶ所	108床／17ヶ所	-床／-ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	108人／11ヶ所	108人／11ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	849床／50ヶ所	849床／50ヶ所	床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	23床／3ヶ所	23床／3ヶ所	床／-ヶ所
介護予防拠点	29ヶ所	29ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	30ヶ所	30ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2ヶ所	2ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	59ヶ所	59ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□湘南西部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 30 年度実績
特別養護老人ホーム	3,751床／39ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152床／3ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881床／20ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16床／1ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	150床／2ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20床／1ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	156床／24ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	291人／30ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,146床／78ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	30床／4ヶ所

介護予防拠点	3ヶ所
地域包括支援センター	30ヶ所
生活支援ハウス	1ヶ所
施設内保育施設	7ヶ所
訪問看護ステーション	56ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県央圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

区 分	平成 29 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	2,912 床 / 39 ヶ所	3,012 床 / 40 ヶ所	100 床 / 1 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床 / 2 ヶ所	87 床 / 3 ヶ所	29 床 / 1 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	110 床 / 2 ヶ所	110 床 / 2 ヶ所	- 床 / - ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,576 床 / 17 ヶ所	1,576 床 / 17 ヶ所	- 床 / - ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床 / 1 ヶ所	29 床 / 1 ヶ所	- 床 / - ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	60 床 / 2 ヶ所	60 床 / 2 ヶ所	- 床 / - ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	30 床 / 2 ヶ所	30 床 / 2 ヶ所	- 床 / - ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ヶ所	4 ヶ所	1 ヶ所

小規模多機能型居宅介護事業所	144 床／20 ヶ所	144 床／20 ヶ所	-床／-ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	115 人／12 ヶ所	115 人／12 ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	684 床／43 ヶ所	684 床／43 ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18 床／3 ヶ所	18 床／3 ヶ所	-床／-ヶ所
介護予防拠点	28 ヶ所	28 ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	38 ヶ所	38 ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2 ヶ所	2 ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	47 ヶ所	47 ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	5 床／11 ヶ所	5 床／11 ヶ所	-床／-ヶ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□県央圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 30 年度実績
特別養護老人ホーム	3,073 床／41 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床／2 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	110 床／2 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,576 床／17 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床／1 ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	60 床／2 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	30 床／2 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	101 床／16 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	98 人／10 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	849 床／50 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	23 床／3 ヶ所

介護予防拠点	28 ヶ所
地域包括支援センター	39 ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2 ヶ所
訪問看護ステーション	66 ヶ所
緊急ショートステイ	5 床／11 ヶ所

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県西圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

区 分	平成 29 年度 (A)	平成 30 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	1,581 床／17 ヶ所	1,581 床／17 ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床／2 ヶ所	58 床／2 ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	対象施設なし	対象施設なし	
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,078 床／10 ヶ所	1,078 床／10 ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	30 床／1 ヶ所	30 床／1 ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4ヶ所	4ヶ所	-ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	100床／13ヶ所	100床／13ヶ所	-床／-ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	76人／10ヶ所	76人／10ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	564床／33ヶ所	564床／33ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	19床／3ヶ所	28床／4ヶ所	9床／1ヶ所
介護予防拠点	4ヶ所	4ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	22ヶ所	22ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	28ヶ所	28ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

□県西圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成30年度実績
特別養護老人ホーム	1,581床／17ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58床／2ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	対象施設なし
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,056床／10ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員30人以上）	30床／1ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	94床／12ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	85人／12ヶ所
認知症高齢者グループホーム	564床／33ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	17床／3ヶ所

介護予防拠点	4ヶ所
地域包括支援センター	23ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	30ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成30年度神奈川県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 12,705 千円
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関、医療関係団体、神奈川県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護 ニーズ	本県においては、地域医療構想の必要病床数推計において、令和7年（2025年）に向けて、病床全体では約1万床、回復期病床は約1万6千床の不足が推計されている。増加する医療需要に対応するためには、 ・医療機関や県民に対して、地域医療構想の趣旨等についての理解を促す ・構想区域内での病床機能の分化・連携や、病床利用率の向上などのための、医療機関や関係団体の自主的な取組みを促し、限りある医療資源を有効活用できるようにする ・病床機能の転換等に要する費用への支援を行いながら、不足する病床機能への医療機関の自主的な転換を促す ・病院間、病院・診療所間、医療機関・介護保険事業所間等で緊密な連携体制の構築に向けた取組みを推進すること、 同時に、同時並行で取り組んでいく必要がある。	
	アウトカム指標： ・地域医療構想達成に向けた取組み（勉強会やワーキンググループなど）が開始された構想区域 4 構想区域（29年度）→9 構想区域（30年度） ・27～29年度基金を活用して整備を行う回復期等の病床数：360 床（令和2年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 医療機関に対するセミナー・相談会の開催や、個別相談等により、地域医療構想の理解促進を図るとともに、医療機関が不足する病床機能への転換を検討する際に相談支援を行い、転換を促す。 イ 医療関係団体と連携しながら、構想区域内の病床機能の分化・連携に向けて、医療関係団体や医療機関による会議や検討会等の開催や、その他の自主的な取組みを促すための支援を行う。 ウ 高齢化の進展により医療需要が増加する糖尿病、脳卒中などの主要な疾患に関して、患者情報を共有するツールとなる「地域医療連携クリティカルパス」の普及・活用を推進し、モデル地域における協議会や、医療機	

	関等への研修会など、かかりつけ医と専門医など複数の医療機関や職種による連携を推進する。これにより、地域の医療機関が連携・役割分担し、急性期における早期の適切な治療の開始、回復期から維持期における再発予防の取組み、再発や増悪を繰り返す患者に対する適切な介入などを、疾患の特徴や患者の状態に応じて行うことで、急性期から維持期（在宅医療）まで、切れ目のない医療が受けられる体制を構築する。 エ 急性心筋梗塞に関して、症例の登録制度である「神奈川循環器レジストリ」を構築し、患者や疾患の詳細な情報を病院間で集約し分析した結果を共有することにより、医療機関間相互や消防との連携強化や、各医療機関の連携による心臓リハビリテーションの推進などに活用する。これにより、地域の医療機関が連携・役割分担し、急性期における早期の適切な治療の開始、回復期から維持期における再発予防の取組み、再発や増悪を繰り返す患者に対する適切な介入などを、疾患の特徴や患者の状態に応じて行うことで、急性期から維持期（在宅医療）まで、切れ目のない医療が受けられる体制を構築する。
アウトプット指標 （当初の目標値）	ア、イ 医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施（医療機関向けセミナー・相談会：4回、転換検討に対する相談支援：10医療機関） ウ モデル地域における協議会等の取組みの実施：2地域、全県を対象にした研修会の実施：1回。 エ 症例登録に参加する医療機関数：53施設
アウトプット指標 （達成値）	横浜市及び川崎市と共催し地域医療構想普及啓発セミナーを、県主催で病床機能転換支援セミナー及び相談会を延べ4回開催した他、前記相談会において、3つの医療機関に対し個別相談を行うなど、医療の機能分化・連携の推進を図った。
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった （1）事業の有効性 病床機能の分化・連携については、各医療機関の自主的な取組みを促す必要があるため、地域医療構想を広く理解していただく必要がある。そのためには、医療機関向け勉強会・セミナー・相談会等の開催や、実際に機能転換を検討する医療機関に対し、相談支援を行うことは有効である。 （2）事業の効率性 セミナーや相談会を開催するにあたり、医療関係団体と共催することで、県内の医療機関に対し効率的に周知を行っており病床機能分化・連携については、病院経営に直結する課題であり、各々の地域で実情も異なることから、中長期的な視点で検討する必要がある。そのため、病床機能分化・連携の普及啓発事業についても継続的に進めていくことが求められている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5（医療分）】 在宅歯科医療連携拠点運営事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 95,928 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展により、増加が見込まれる在宅要介護者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅歯科医療に係る提供体制の強化や、医科や介護との連携が必要となる。	
	アウトカム指標：訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 600 機関（平成28年度）→982 機関（令和5年度）	
事業の内容（当初計画）	休日急患歯科診療所等において、在宅歯科では対応できない歯科診療領域における、要介護者等の患者の治療機会を確保するために実施する歯科診療に係る経費の一部を補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	地域連携室と連携する休日急患歯科診療所等における取扱患者数に占める要介護3以上の割合及び歯科医麻酔医立会件数の割合 ・要介護3以上の割合 28.4%（平成27年度）→37.6%（令和2年度） ・歯科麻酔医立会件数の割合 18.5%（平成30年度）→22.0%（令和2年度）	
アウトプット指標 （達成値）	平成30年度実績 ・要介護3以上の割合：33.9%（=295件／869件） ・歯科麻酔医立会件数の割合：21.2%（=184件／869件） 令和元年度実績 ・要介護3以上の割合：30.5%（=256件／838件） ・歯科麻酔医立会件数の割合：12.1%（=101件／838件）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できた 指標値：670 機関（H30.3）→806 機関（H31.3）→797 機関（R2.3）	
	（1）事業の有効性 在宅歯科では対応できない歯科診療領域を地域の身近な休日急患歯科診療所等でフォローアップし、また在宅に戻す診療体制の確保は、在宅歯科診療の担い手の量的確保に資すると思われる。 （2）事業の効率性 当該事業を実施する休日急患歯科診療所等の一部では、診療機能として、「障害者歯科」を併設しており、一般の歯科診療所では有しない高度な治療設備等を備えていることから、当該設備等の有効活	

	用による効率的で質の高い事業の実施が可能。 令和元年度は、上半期で比較的、要介護度の高い患者を主に診療する施設（障害歯科併設）で患者数が減少したことにより、アウトプット指標において、要介護度 3 以上割合が前年度比 3.4 ポイント減、歯科麻酔医立会件数割合が前年度比 9.1 ポイント減となった。 令和 2 年度においては、取扱患者を平成 30 年度ベースまで回復させつつ、アウトプット指標（目標値）の達成に向けた効率的な補助事業実施を目指すこととしたい。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12（医療分）】 医師等確保体制整備事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 114,501 千円
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	ア・ウ 神奈川県、イ 横浜市立大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニ ーズ	医師数(医療施設従事医師数)は年々増加しているものの、人口 10 万人 当たり医師数は全国平均を下回っているうえ、二次医療圏、診療科の偏在 があり、医師確保の取組が必要である。	
	アウトカム指標：・人口 10 万人当たり医師数(医療施設従事医師 数)205.4 人(平成 28 年)→215 人（令和 2 年 12 月時点）	
事業の内容（当初計画）	ア 地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターを運営し、 県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と 一体的に医師不足病院の医師確保支援及び医療従事者の勤務環境の改 善に主体的に取り組む医療機関への支援を行い、医師不足及び地域偏 在の解消を図る。 イ 横浜市立大学の総合診療医学教室の総合診療医育成のための指導医等 の配置に係る経費について支援する。 ウ 北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師 育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後 9 年間以上県内 の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づ き、修学資金の貸付を行う。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	ア 人口 10 万人当たりの医師数 205.4 人（平成 28 年）→215 人（令和 2 年 12 月時点） イ 総合診療専門医の養成プログラムの作成と、総合診療専門医の養成総 合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用 2 名 ウ 修学資金を貸付けた学生数（年間 74 名）	
アウトプット指標 （達成値）	ア人口 10 万人当たりの医師数 212.4 人（平成 30 年） イ 後期研修医の採用 2 名（H30 年度 1 名） ウ 年間 64 名（H30）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がるとと もに、医療機関の勤務環境を改善し、医療スタッフの定着・離職防止や医 療安全の確保にも繋がる。 直近の医師・歯科医師・薬剤師調査（平成 30 年）で、前回（平成 26 年） と比べ、人口 10 万人当たりの医師数が 201.7 人→212.4 人と増加がみら れた。 （2）事業の効率性	

	個々の医療機関の労務管理分野や医療経営分野に関するさまざまな相談ニーズに対して、医療勤務環境改善支援センターにおいて一体的に対応することができた。また、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がる支援のあり方について、地域医療支援センター運営委員会で検討してきた。総合診療医育成補助についても、横浜市立大学における事業の自走化を踏まえ、事業終了するなど既存事業見直しも行っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13（医療分）】 産科等医師確保対策推進事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 318,823 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	ア 分娩取扱施設 イ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 ウ 神奈川県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	産科等を担当する周産期医療に必要な医師が不足し、分娩取扱施設も減少傾向にあることから、安心安全な分娩提供体制の確保を図るための対策が必要である。	
	アウトカム指標：産科医・産婦人科医師数 772 人（平成 28 年）→ 790 人（令和 2 年 12 月時点）	
事業の内容（当初計画）	ア 現職の勤務医等の継続的就労の促進に資するため、産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して補助する。 イ 産婦人科専門医の取得を目指す産婦人科専攻医を受け入れており、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助する。 ウ 横浜市立大学における産科等医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後 9 年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付けを行う。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	ア 産科医師等分娩手当の補助対象施設数（年間 68 施設） 産科医師等分娩手当の補助対象分娩件数（年間 26,500 件） イ 産科等後期研修医手当補助の補助対象となる施設（年間 3 施設） 産科等後期研修医手当補助の対象となる後期研修医数（年間 15 名） ウ 修学資金を貸付けた学生数（年間 30 名）	
アウトプット指標 （達成値）	ア 65 施設、年間 19,978 件（H30） イ 2 施設、12 名（H30） ウ 29 名（H30）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、産科医師の増加が図られるほか、周産期医療体制の質の向上にも繋がる。 （2）事業の効率性 初期研修医等に対し、産科に興味を持つきっかけとなる研修を実施した県内に医学部を有する大学に対し、補助を行ってきたが、大学による事業の自走化（大学病院に総合診療科を新設）により補助事業の見直し（平成 29 年度で廃止）なども行っている。	

その他	
-----	--

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15（医療分）】 看護師等養成支援事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 5,766,857 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	ア 民間立看護師等養成所等 イ 神奈川県 ウ 県内の病院（産科小児科病棟を設置の施設、中小規模病院（199 床以下））、助産所、訪問看護ステーション、老人保健施設及び特別養護老人ホーム エ、オ 神奈川県、神奈川県看護協会、神奈川県助産師会等 カ 新人看護職員研修を実施する病院及び団体等	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 看護人材の確保のためには、安定した看護職員の新規養成が求められている。	
	アウトカム指標：県内の就業看護職員数の増 76,223 人（平成 28 年 12 月末）→78,723 人（令和元年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 イ 看護教育の経験豊富な教育指導者を実習受入施設に派遣し、受入体制を整備するとともに実習指導者を育成する。 ウ 看護実習の受入体制の充実化を促し、学生の受入拡充を図る施設に対し、補助する。 エ 看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護職の専門性を高める研修等を実施する。 オ 関係団体が行う看護教育事業を支援し、看護職員の確保及び育成を図る。 カ 新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、病院が実施する研修に対して、必要な経費を補助する 採用が少なく、独自に研修が実施できない病院等の新人看護職員を受入れて研修を実施する病院や団体に対して、必要な経費を補助する。	

アウトプット指標 (当初の目標値)	ア 運営費の補助対象数 400 施設 イ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 20 施設 ウ 看護実習施設受入拡充箇所数 80 箇所 エ ・看護研修：(准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修、実地指導者研修) 8 回 ・周産期医療従事看護職員資質向上研修：18 回 オ 看護師等養成機関連絡協議会が実施する専任教員研修：18 回 カ ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への補助対象数：266 病院 ・自施設での研修実施が困難な病院等の新人看護職員で、研修受入病院や団体での研修受講者数：2000 人
アウトプット指標 (達成値)	(平成 30 年度実績) ア 運営費の補助対象数 19 施設 イ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 6 施設 ウ 看護実習施設受入拡充箇所数 45 箇所 エ ・看護研修：(准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修) 17 回 ・周産期医療従事看護職員資質向上研修：9 回 オ 看護師等養成機関連絡協議会が実施する専任教員研修：7 回 カ ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院等への補助対象数：134 病院等 ・自施設での研修実施が困難な病院等の新人看護職員で、研修受入病院や団体での研修受講者数：108 人
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた→指標値：県内の就業看護職員数の増 76,223 人(平成 28 年 12 月末)→80,815 人(4,592 人の増加) (平成 30 年 12 月末) ※平成 30 年度看護職員等業務従事者届 (1) 事業の有効性 看護師養成所の運営費や施設整備に補助することにより、安定的に看護師等を養成し、就業看護職員数の増加につなげた。 (2) 事業の効率性 看護師等養成所が、補助金を活用して計画的な事業運営、施設整備等を行うことができ、効率的に教育環境の充実を図ることができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16（医療分）】 院内保育所支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 897,677 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	院内保育所を運営する病院等	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護人材の確保に向けては、離職防止及び再就業支援などに着実に取り組むことが求められている。	
	アウトカム指標： 看護職員の離職率 14.1%の維持（令和元年度）	
事業の内容 (当初計画)	ア 保育室を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24 時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。 イ 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・運営費の補助対象数 256 施設 ・病院内保育施設の新築等整備数 3 施設	
アウトプット指標 (達成値)	・運営費の補助対象数 124施設（平成30年度実績） ・病院内保育施設の新築等整備数 1 施設（平成30年度実績）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 指標値：2017 年度（2018 年調査）看護職員（正規雇用看護職員）の離職率 13.4%（公益社団法人日本看護協会調べ）	
	（１）事業の有効性 院内保育所の運営費を補助することにより、院内保育所の運営を支援し、看護師の離職防止や就職・復職につなげた。 （２）事業の効率性 院内保育所が、補助金を活用して継続的な事業運営を行うことができ、看護師の勤務環境の充実を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19（医療分）】 看護職員等修学資金貸付金	【総事業費 （計画期間の総額）】 188,468 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 看護職員・理学療法士等を目指す学生を支援していくことが必要である	
	アウトカム指標：借受者県内就業率 90.5%（平成 29 年度）→90.8%（平成 30 年度）	
事業の内容（当初計画）	卒業後、県内で看護職員・理学療法士等として従事する意思のある看護職員・理学療法士等養成施設の在校生を対象に修学のための資金の貸し付け、貸し付けに係る管理をする。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	借受者数 255 人	
アウトプット指標 （達成値）	借受者数 292 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 指標値：借受者県内就職率92.0%（平成30年度）	
	（1）事業の有効性 修学資金借受者は、大部分が県内に就業しており、県内の看護人材等の育成・確保ができた。 （2）事業の効率性 修学資金を貸与した大多数の学生が県内に就職しており、効率的・効果的な取り組みを行った。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業		
事業名	【NO. 24】 介護分野での就労未経験者の就労定着促進事業	【総事業費】 60,504 千円	
事業の対象となる区域	政令指定都市		
事業の実施主体	政令指定都市		
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了		
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 5,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。		
	アウトカム指標：介護分野への就労者 年間 182 人		
事業の内容（当初計画）	介護分野での就労未経験者を対象に、介護サービス事業所等への就労あっ旋を行い、就職後、働きながら介護職員初任者研修又は入門的研修を受講する費用等を補助する。		
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講者数 年間 260 人		
アウトプット指標（達成値）	研修修了者数 320 人		
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：介護分野への就労者		
		H30	R 1
	就労者数	118人	145人
			合計
			263人
	（１）事業の有効性 本事業により、これまで 263 人が介護分野へ就労しており、介護分野への新たな人材の参入に直接的な効果があった。		
	（２）事業の効率性 負担割合を設定することで、経費負担の節減を図るとともに、住民に近い市が実施主体となることで、地域の実情に即した効果的な事業実施が可能となっている。		
その他			

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業																			
事業名	【NO.25（介護分）】 介護支援専門員多職種連携研修事業	【総事業費】 25,186 千円																		
事業の対象となる区域	県全域																			
事業の実施主体	神奈川県																			
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了																			
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者数の増加に伴い、介護サービスの利用者ニーズの更なる多様化・複雑化が予想される中、地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の資質向上を図る必要がある。 アウトカム指標：法定研修受講者アンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合の増加 医療との連携に関する項目 43.4% → 47.4% 社会資源に関する項目 29.0% → 33.0%																			
事業の内容（当初計画）	・多種多様な利用者ニーズに対応できる介護支援専門員を育成するため、介護支援専門員業務に特化した研修を実施する。 ・令和元年台風 19 号で中止となった介護支援専門員実務研修受講試験の再試験を実施する。																			
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講者数 年間 300 人 再試験受験対象者数 2,585 人																			
アウトプット指標（達成値）	研修受講者数 332 人 再研修受験対象者数 1,048 人 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1,311 人が欠席）																			
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 法定研修受講者アンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30</th><th>R1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療連携</td><td>42.5%</td><td>42.1%</td></tr> <tr> <td>社会資源</td><td>21.7%</td><td>21.3%</td></tr> </tbody> </table> （参考）本事業による研修受講者に対するアンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30</th><th>R1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療連携</td><td>59.6%</td><td>62.1%</td></tr> <tr> <td>社会資源</td><td>36.1%</td><td>25.5%</td></tr> </tbody> </table>			H30	R1	医療連携	42.5%	42.1%	社会資源	21.7%	21.3%		H30	R1	医療連携	59.6%	62.1%	社会資源	36.1%	25.5%
	H30	R1																		
医療連携	42.5%	42.1%																		
社会資源	21.7%	21.3%																		
	H30	R1																		
医療連携	59.6%	62.1%																		
社会資源	36.1%	25.5%																		

	(1) 事業の有効性 本事業による研修受講者に対して、研修修了後 1 か月後に実施したアンケート結果では、法定研修受講者よりも「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合が高く、本事業については一定の効果が得られたと考える。 (2) 事業の効率性 法定研修受講者アンケート結果から、介護支援専門員が課特に課題であると感じているテーマに特化した研修の受講機会を確保している。
その他	

平成 29 年度神奈川県計画に関する 事後評価

**令和 3 年 1 月
神奈川県**

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

(30 年度実施状況)

- ・平成 30 年 9 月 19 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論
(令和元年度実施状況)
- ・令和元年 9 月 20 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論
(令和 2 年度実施状況)
- ・令和 2 年 9 月 30 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・事業区分Ⅰの残高について、ぜひ有効に、神奈川県は人口があつて税収もあるので、お使いいただけるとありがたいと医療人としてはそのように考えますので、よろしくお願いします。
(平成 30 年 9 月 19 日 保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

平成29年度神奈川県計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体（目標）

1. 目標

令和7年（2025年）に向けて、各地域における課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

神奈川県における回復期病床は、令和7年（2025年）の必要病床数が、現状に比べ約1万6千床不足すると見込まれていることから、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。

【定量的な目標値】

- 回復期病床（平成27年7月時点）4,958床 → 460床の増（令和2年度目標）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

神奈川県においては、令和7年（2025年）に向けて、在宅医療等の患者数が大幅に増加（約1.6倍）すると推計されており、在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させることを目指す。

【定量的な目標値】

- 在宅療養支援診療所数 832カ所（平成26年） → 977カ所（平成30年度目標）
- 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数
733カ所（平成26年） → 990カ所（平成29年度目標）
- 訪問看護事業所数 523カ所（平成27年4月） → 563カ所（平成29年度目標）
- 在宅看取りを実施している診療所・病院数
321カ所（平成26年） → 344カ所（平成29年度目標）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して、支援を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A) (定員数／施設数)	平成29年度(B) (定員数／施設数)	増減(B)－(A) (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	34,637床／371ヶ所	35,529床／380ヶ所	892床／9ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	580床／21ヶ所	696床／25ヶ所	116床／4ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	1,400床／18ヶ所	1,400床／18ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	20,025床／191ヶ所	20,125床／192ヶ所	100床／1ヶ所

介護老人保健施設（定員 29 人以下）	147 床／6 ケ所	147 床／6 ケ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床／25 ケ所	1,310 床／25 ケ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ケ所	191 床／10 ケ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	71 ケ所	84 ケ所	13 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2,362 床／357 ケ所	2,624 床／389 ケ所	262 床／32 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	2,917 人／285 ケ所	2,917 人／285 ケ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	12,052 床／727 ケ所	12,286 床／739 ケ所	234 床／12 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	263 床／36 ケ所	391 床／52 ケ所	128 床／16 ケ所
介護予防拠点	125 ケ所	128 ケ所	3 ケ所
地域包括支援センター	362 ケ所	362 ケ所	-ヶ所
生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	-ヶ所
施設内保育施設	19 ケ所	23 ケ所	4 ケ所
訪問看護ステーション	613 ケ所	613 ケ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	280 床／50 ケ所	280 床／50 ケ所	-床／-ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すためには、医療従事者の確保・養成が重要である。

神奈川県においては、医療従事者数が概ね全国平均を下回っているため、不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

ア 医師の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回り、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を有しており、これらの課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）
201.7 人（平成 26 年 12 月）→245.3 人（令和 2 年度目標）
- ・ 産科医・産婦人科医師数 744 人（平成 26 年 12 月）→ 750 人（平成 29 年度目標）

【定量的な目標値】

- ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設
39 カ所（平成 27 年度）→ 39 カ所（平成 29 年度目標）
- ・ 分娩取扱件数 65,334 件（平成 27 年度）→65,334 件（平成 29 年度目標）

イ 看護職員の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 就業する看護職員数の増（平成 28 年 12 月末時点で 76,223 人）

ウ 歯科関係人材の確保

神奈川県 の 1 診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 歯科衛生士就業人数 7,619 人（平成 26 年度）→ 10%増加（平成 30 年度目標）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

神奈川県においては、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）までに、さらなる人材確保対策を講じなければ、県内で約 25,000 人の介護人材が不足する見通しとなっているため、介護人材の量的確保を図ることを目標とする。

あわせて、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応することができるよう介護職員の資質向上への具体的な方策を講じることで、介護人材の質的確保も図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 福祉人材キャリア支援専門員による相談支援数 852 件（平成 27 年度）→増加
- ・ 生活支援・移動サービスの担い手養成者数 1,040 人

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助は 27 年度計画の基金を活用して執行した。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 在宅療養支援診療所・病院数
832 カ所（平成 26 年）→ 919 カ所（令和元年度）
- ・ 在宅歯科医療連携拠点として、中央連携室 1 か所、地域連携室 24 か所を設置し、運営
- ・ 訪問看護事業所数
523 カ所（平成 27 年 4 月）→709 カ所（令和 2 年 3 月）
- ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数および在宅看取りを実施している診療所・病院数については、3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績 (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	35,723 床／380 ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	638 床／23 ヶ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,400 床／18 ヶ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,025 床／191 ヶ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	147 床／6 ヶ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床／25 ヶ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	87 ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2,080 床／307 ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	2,902 人／292 ヶ所
認知症高齢者グループホーム	12,508 床／745 ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	331 床／45 ヶ所
介護予防拠点	121 ヶ所
地域包括支援センター	364 ヶ所
生活支援ハウス	1 ヶ所
施設内保育施設	29 ヶ所
訪問看護ステーション	653 ヶ所
緊急ショートステイ	238 床／61 ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・ 医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの課題解決に向けて取組みを実施しており、人口 10 万人当たりの医師数は 212.4 人（平成 30 年度）、産科医・産婦人科医師数は 763 人（平成 30 年度）となっている。
- ・ 総合診療専門医の養成プログラムを作成した（平成 30 年度横浜市立大学総合専門医プログラム認証）
- ・ 夜間や休日の小児二次救急医療体制確保への支援や小児医療相談等の実施により、初期・二次・三次救急の連携を充実させ、小児二次救急医療体制の確保ができていくブロック数（14 ブロック）を維持している。
- ・ 小児救急医療機関における小児軽症患者数は、平成 28 年度は 51,788 人、平成 29 年度は 3.0%（1,564 人）減少し 50,224 人、平成 30 年度は 50,227 人と前年度からほぼ横ばいだったが、令和元年度は 44,046 人に減少した。

イ 看護職員の確保

- ・ 就業看護職員数については平成30年度に実施する業務従事者届により80,815人となり、平成28年度から7%増加した。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 未就業歯科衛生士の復職を支援するため、講習を実施し、24 名が受講した。
- ・ 在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施し、61 名が受講した。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の不足の解消に向けて

- ・ 就業相談、再就職支援、介護や介護の仕事の理解促進事業等による参入促進
- ・ 介護職員のキャリア形成支援
- ・ 専門的知識や技術の向上を目的とした研修の実施による資質の向上
- ・ 経営者向けセミナー等による、介護の職場環境改善、介護職の定着促進のための取組みを進めた。（個別の取組みの達成状況は個票参照）

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 在宅歯科医療地域連携室及び中央連携室の設置や、在宅歯科医療用機器の整備支援などにより、在宅歯科医療への参入が促進され、在宅歯科医療提供体制の充実に向けた取組みが進んでいる。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、市町村の事業公募に対し、事業者が整備予定地の高齢者人口や立地等を勘案した結果、安定的、継続的な事業運営が困難と判断し応募がなかったケース等もあり、当初予定していた整備量には到達しなかった。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

平成 30 年医師・歯科医師・薬剤師調査では、人口 10 万人当たり医師数(医療施設従事医師数について平成 26 年の 201.7 人から 212.4 人と改善したものの、全国平均の 246.7 人を下回っており、引き続き大学医学部の増員（地域枠の設定）を行う等の取組が必要である。

イ 看護職員の確保

- ・ 看護師等養成所への運営費補助や各種修学資金貸付金を通じて、看護師等の養成に取り組むとともに、県ナースセンターで無料職業紹介や復職支援研修を実施した。
- ・ 県ナースセンターにおいて未就業看護師等の復職支援に取り組んでいるが、同センターを活用した就業者数は、横ばいでの推移となっている。
- ・ 2017 年 4 月、平塚看護大学校（旧平塚看護専門学校）を 4 年制に改編することで、高齢社会や医療技術の進歩等に対応できる時代に即した実践能力の高い看護師養成を行える体制を構築した。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 歯科衛生士復職支援講習会により、歯科衛生士の長期的なキャリア形成を支援し、復職への意欲の向上を促すことができた。
- ・ 在宅歯科口腔咽喉吸引実習により在宅歯科治療及び口腔ケアの実施時に、口腔咽喉吸引を実施することができる歯科衛生士が増加し、要介護高齢者のQOLの向上に寄与した。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 福祉・介護分野での就業希望者に対する仕事に関する理解促進の取組みや就業相談を県内各地で実施することにより、人材の参入促進が図られた。
- ・ 介護職員のキャリア形成や職場環境等の改善を支援し、福祉・介護現場での職員の意欲ややりがいの向上を促すことができた。
- ・ 事業実施により介護従事者の確保は一定程度進んでおり、引き続き取組みを進めていく。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

人口 10 万人当たり医師数は平成 30 年時点で 212.4 人と、全国平均の 246.7 人を下回っており、地域枠の欠員の防止（一般枠と地域枠を区分した入試の実施等）、県内定着率が高いとされている地域枠を地元出身者に絞る等の取組をすすめていく。

イ 看護職員の確保

- ・ 医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。
- ・ 中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取組みを引き続き推進する必要がある。
- ・ 団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて自宅で医療を必要として生活する高齢者の増加が見込まれており、医療の在宅完結型への移行といった社会状況に対応するため、多様化する訪問看護のニーズに対応できる専門的な知識・技術を備えた看護職員の養成・確保に取り組む必要がある。
- ・ 県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する必要がある。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 歯科衛生士復職支援講習会の受講者24名のうち20名が復職・求職活動につながった。しかし、受講者数が定員に達していないという課題があるため、県内の歯科衛生士養成校との連携や、様々な広報媒体の活用により、復職支援を必要としている歯科衛生士に十分な事業周知を行い、受講者増加に努める。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 介護人材確保促進事業はイベント当日の参加者が1,100人を超え、介護や介護の仕事への理解促進が図られた旨のアンケート結果が得られたため、引き続き効果的に事業を実施していく。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横浜圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横浜区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約6.7千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A)	平成29年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	15,113床／146ヶ所	15,413床／149ヶ所	300床／3ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55床／2ヶ所	55床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	548床／6ヶ所	548床／6ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	9,523床／85ヶ所	9,523床／85ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	48床／2ヶ所	48床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員30人以上）	378床／5ヶ所	378床／5ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	16床／1ヶ所	16床／1ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	40ヶ所	43ヶ所	3ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	1,012床／156ヶ所	1,121床／169ヶ所	109床／13ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,463人／139ヶ所	1,463人／139ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	5,072床／300ヶ所	5,144床／304ヶ所	72床／4ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	94床／13ヶ所	117床／16ヶ所	23床／3ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	2ヶ所	2ヶ所
地域包括支援センター	139ヶ所	139ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	287ヶ所	287ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	19床／19ヶ所	19床／19ヶ所	-床／-ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日

□横浜圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績
特別養護老人ホーム	15,538 床／149 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	548 床／6 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,523 床／85 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	48 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床／5 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床／1 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	42 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	878 床／132 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,477 人／142 ケ所
認知症高齢者グループホーム	5,302 床／309 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	113 床／15 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし
地域包括支援センター	140 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	6 ケ所
訪問看護ステーション	297 ケ所
緊急ショートステイ	18 床／18 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 川崎圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

川崎区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約2.5千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A)	平成29年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	4,194床／44ヶ所	4,316床／45ヶ所	122床／1ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250床／9ヶ所	250床／9ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	190床／2ヶ所	190床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	2,281床／21ヶ所	2,281床／21ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	264床／3ヶ所	264床／3ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	12ヶ所	15ヶ所	3ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	370床／55ヶ所	424床／61ヶ所	54床／6ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	605人／59ヶ所	605人／59ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,927床／115ヶ所	1,927床／115ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	66床／9ヶ所	84床／12ヶ所	18床／3ヶ所
介護予防拠点	55ヶ所	55ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	49ヶ所	49ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2ヶ所	4ヶ所	2ヶ所
訪問看護ステーション	74ヶ所	74ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	215床／16ヶ所	215床／16ヶ所	-床／-ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日

□川崎圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績
特別養護老人ホーム	4,291 床／45 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250 床／9 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	190 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	2,281 床／21 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	264 床／3 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	21 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	319 床／45 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	626 人／65 ケ所
認知症高齢者グループホーム	2,053 床／122 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	86 床／12 ケ所
介護予防拠点	55 ケ所
地域包括支援センター	49 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2 ケ所
訪問看護ステーション	76 ケ所
緊急ショートステイ	215 床／16 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 相模原圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

相模原区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約1.2千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A)	平成29年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,127床／37ヶ所	3,127床／37ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	58床／2ヶ所	29床／1ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	80床／1ヶ所	80床／1ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,231床／13ヶ所	1,231床／13ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	122床／4ヶ所	122床／4ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	96床／5ヶ所	96床／5ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2ヶ所	4ヶ所	2ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	180床／32ヶ所	216床／36ヶ所	36床／4ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	113人／12ヶ所	113人／12ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,121床／65ヶ所	1,193床／68ヶ所	72床／3ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	9床／1ヶ所	45床／5ヶ所	36床／4ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	1ヶ所	1ヶ所
地域包括支援センター	29ヶ所	29ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	8ヶ所	9ヶ所	1ヶ所
訪問看護ステーション	40ヶ所	40ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日

□相模原圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績
特別養護老人ホーム	3, 127 床／37 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／ 1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	80 床／ 1 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1, 231 床／13 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	122 床／ 4 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床／ 5 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	156 床／27 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	116 人／14 ケ所
認知症高齢者グループホーム	1, 193 床／68 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	9 床／ 1 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし
地域包括支援センター	29 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	10 ケ所
訪問看護ステーション	46 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横須賀・三浦圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横須賀・三浦区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約1.5千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A)	平成29年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,395床／36ヶ所	3,575床／38ヶ所	180床／2ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	152床／3ヶ所	152床／3ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,881床／20ヶ所	1,881床／20ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	16床／1ヶ所	16床／1ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員30人以上）	150床／2ヶ所	150床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	20床／1ヶ所	20床／1ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6ヶ所	8ヶ所	2ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	141床／21ヶ所	156床／24ヶ所	15床／3ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	327人／32ヶ所	327人／32ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,128床／78ヶ所	1,146床／79ヶ所	18床／1ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	21床／3ヶ所	39床／5ヶ所	18床／2ヶ所
介護予防拠点	2ヶ所	2ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	30ヶ所	30ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	1ヶ所	1ヶ所	-ヶ所
施設内保育施設	7ヶ所	8ヶ所	1ヶ所
訪問看護ステーション	51ヶ所	51ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日

□横須賀・三浦圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績
特別養護老人ホーム	3,735 床／39 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床／3 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881 床／20 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床／1 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床／1 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	152 床／23 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	307 人／31 ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,110 床／76 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	21 床／3 ケ所
介護予防拠点	3 ケ所
地域包括支援センター	30 ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所
施設内保育施設	7 ケ所
訪問看護ステーション	53 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南東部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南東部区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約0.9千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A)	平成29年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,194床／28ヶ所	2,284床／29ヶ所	90床／1ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74床／3ヶ所	74床／3ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	200床／2ヶ所	200床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,316床／13ヶ所	1,416床／14ヶ所	100床／1ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	80床／2ヶ所	80床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3ヶ所	4ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	263床／36ヶ所	287床／39ヶ所	24床／3ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	86人／8ヶ所	86人／8ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	717床／42ヶ所	753床／44ヶ所	36床／2ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	25床／3ヶ所	49床／6ヶ所	24床／3ヶ所
介護予防拠点	26ヶ所	26ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	30ヶ所	30ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	38ヶ所	38ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日

□湘南東部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績
特別養護老人ホーム	2,194 床／28 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床／3 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	200 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,316 床／13 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	80 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	108 床／17 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	108 人／11 ケ所
認知症高齢者グループホーム	849 床／50 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	23 床／3 ケ所
介護予防拠点	29 ケ所
地域包括支援センター	30 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2 ケ所
訪問看護ステーション	59 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南西部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南西部区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約0.9千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A)	平成29年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,145床／24ヶ所	2,345床／26ヶ所	200床／2ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85床／3ヶ所	114床／4ヶ所	29床／1ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	120床／2ヶ所	120床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,139床／12ヶ所	1,139床／12ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	54床／2ヶ所	54床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員30人以上）	226床／6ヶ所	226床／6ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	146床／20ヶ所	155床／21ヶ所	9床／1ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	115人／12ヶ所	115人／12ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	656床／42ヶ所	692床／44ヶ所	36床／2ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18床／3ヶ所	18床／3ヶ所	-床／-ヶ所
介護予防拠点	2ヶ所	2ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	26ヶ所	26ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	45ヶ所	45ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日

□湘南西部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績
特別養護老人ホーム	2,345 床／26 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85 床／3 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	120 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,139 床／12 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	54 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	226 床／6 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	29 床／1 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	223 床／30 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	77 人／7 ケ所
認知症高齢者グループホーム	753 床／44 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	42 床／5 ケ所
介護予防拠点	2 ケ所
地域包括支援センター	26 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	47 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県央圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県央区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約1.1千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A)	平成29年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,912床／39ヶ所	2,912床／39ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	87床／3ヶ所	58床／2ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	110床／2ヶ所	110床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,576床／17ヶ所	1,576床／17ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員30人以上）	60床／2ヶ所	60床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	30床／2ヶ所	30床／2ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	144床／23ヶ所	150床／24ヶ所	6床／1ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	141人／14ヶ所	141人／14ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	849床／50ヶ所	849床／50ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	23床／3ヶ所	23床／3ヶ所	-床／-ヶ所
介護予防拠点	36ヶ所	36ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	37ヶ所	37ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	2ヶ所	2ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	52ヶ所	52ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	46床／15ヶ所	46床／15ヶ所	-床／-ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日

□県央圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績
特別養護老人ホーム	2,912 床／39 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	110 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,576 床／17 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床／1 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	60 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	30 床／2 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	144 床／20 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	115 人／12 ケ所
認知症高齢者グループホーム	684 床／43 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18 床／3 ケ所
介護予防拠点	28 ケ所
地域包括支援センター	38 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2 ケ所
訪問看護ステーション	47 ケ所
緊急ショートステイ	5 床／11 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県西圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県西区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約0.7千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成28年度(A)	平成29年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	1,557床／17ヶ所	1,557床／17ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	対象施設なし	対象施設なし	
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,078床／10ヶ所	1,078床／10ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	30床／1ヶ所	30床／1ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4ヶ所	4ヶ所	-ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	106床／14ヶ所	115床／15ヶ所	9床／1ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	67人／9ヶ所	67人／9ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	582床／35ヶ所	582床／35ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	7床／1ヶ所	16床／2ヶ所	9床／1ヶ所
介護予防拠点	4ヶ所	4ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	22ヶ所	22ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	26ヶ所	26ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日

□県西圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 29 年度実績
特別養護老人ホーム	1,581 床／17 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	対象施設なし
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,078 床／10 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	30 床／1 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	100 床／13 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	76 人／10 ケ所
認知症高齢者グループホーム	564 床／33 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	19 床／3 ケ所
介護予防拠点	4 ケ所
地域包括支援センター	22 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	28 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成29年度神奈川県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費】1,535,405千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関、医療関係団体、神奈川県	
事業の期間	平成29年4月1日～令和3年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県においては、令和7年（2025年）に向けて、回復期病床の大幅な不足（約16,000床）が見込まれている。このため、医療機関や県民に対して、地域医療構想の趣旨等についての理解を促すとともに、転換に要する費用への支援を行い、医療機関の自主的な転換を促していく必要がある。	
	アウトカム指標：29年度基金を活用して整備を行う回復期の病床数 460床	
事業の内容（当初計画）	ア 急性期病床等から回復期病床への転換を行う医療機関の施設整備に対して補助する。 イ 医療機関に対するセミナー・相談会の開催等により、地域医療構想の理解促進を図るとともに、不足する病床機能への転換を促す。	
アウトプット指標（当初の目標値）	- 回復期病床の整備数：460床 - 医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会の実施（医療機関向けセミナー、個別相談会：各3回）	
アウトプット指標（達成値）	ア 令和元年度に実施した転換工事への補助9件（592,063千円）のうち、299,781千円分を29年度計画分の基金を活用して実施（計152床を整備） イ 医療機関に対して、回復期病床への機能転換等についての理解促進のための働きかけのためのセミナー・個別相談会を3回開催（H29年度）（転換工事への補助は、まず27年度計画分の基金を活用して実施中。）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった	
	（1）事業の有効性 病床機能の分化・連携、不足する病床機能区分への転換を進めるためには、医療機関の地域医療構想への理解が不可欠である。普及啓発や理解促進のための事業は、今後、病床機能分化・連携を推進していくために必要かつ有効な事業である。 （2）事業の効率性 転換工事費について、令和元年度に初めて29年度基金での補助の執行を行った。今後も確実に転換が進むと考えている。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 2 (医療分)】 横浜構想区域病床機能分化・連携促進事業	【総事業費】 27,300,000 千円
事業の対象となる区域	横浜	
事業の実施主体	横浜市	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	○ 横浜構想区域は、令和 7 年(2025)に向けて、高度急性期病床はやや過剰となるものの、病床全体では約 7,000 床の不足が見込まれる。当区域は市立病院(3)、市立大学病院(2)に加えて、方面別に誘致した地域中核病院(6)を中心に地域医療の中核をなし、高度医療、救急医療等を担うとともに地域連携の核としての役割を發揮している。 ○ 現市民病院は横浜市中心部における地域医療を支えるとともに、災害医療、第一種感染症指定医療機関としての感染症医療など広域的な役割も担っている。 ○ 新病院においては、地域の他の医療機関では対応困難な患者の受入や他の医療機関への技術面の支援、医療・介護人材育成支援など、地域医療の中核をなす病院として急性期医療の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムを支援し、地域医療構想の具現化するために ・地域医療機関等との「機能分担・連携」の推進や在宅医療の推進支援 ・地域の医療・介護人材の知識、技術向上など、「人材確保育成機能」の充実 ・地域内での ICT を活用した情報ネットワークの構築など、「情報共有システム」のモデル実施 ・かかりつけ薬局普及に向けた「医薬連携の推進」のモデル実施を実現できるよう整備を推進する必要がある。 アウトカム指標： ・29 年度基金を活用して整備を行う回復期の病床数 460 床 (横浜構想区域 196 床)	
事業の内容(当初計画)	地域の中核として高度急性期・急性期機能を担う横浜州市立市民病院の、地域医療構想達成に向けて必要な再整備・機能強化のための施設整備費に対して補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	整備を行う医療機関数：1 施設	
アウトプット指標 (達成値)	整備を行った医療機関数：1 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 令和元年度に整備した 152 床の整備に 299,781 千円分を充当した。 (1) 事業の有効性 ○ 高齢化の急速な進展に伴う医療需要の増加に対応できる医療提供体制を構築するため、横浜地域における中核的な医療機関である横浜州市立市民病院の再整備を支援することで、横浜地域における医療機関間の機能分化・連携が進むとともに、地域全体の患者支援機能の強化、地域医療	

	人材の育成につながる。 (2) 事業の効率性 ○ 既存の補助事業の対象とならない施設に対し、基金事業を活用して整備することにより、地域医療構想の効率的な実現が図られる。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 7 (医療分)】 医師等確保体制整備事業	【総事業費】 104,437 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 横浜市立大学 イ 神奈川県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師数(医療施設従事医師数)は年々増加しているものの、人口 10 万人当たり医師数は全国平均を下回っているうえ、二次医療圏、診療科の偏在があり、医師確保の取組みが必要である。 アウトカム指標： ・人口 10 万人当たり医師数(医療施設従事医師数)201.7 人(平成 26 年)→215 人(令和 2 年 12 月時点)	
事業の内容(当初計画)	ア 横浜市立大学の総合診療医学教室の総合診療医育成のための指導医等の配置に係る経費について支援する。 イ 北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度(卒後 9 年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除)に基づき、修学資金の貸付を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	ア 総合診療専門医の養成プログラムの作成と、総合診療専門医の養成総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用 2 名程度 イ 修学資金を貸付けた学生数(年間 76 名)	
アウトプット指標 (達成値)	ア 総合診療専門医の養成プログラムの作成(30 年度新専門医プログラム認証)、後期研修医の採用(H28:1 名(退職)、H29:0 名) イ 修学資金を貸付けた学生数 70 名(平成 29 年度地域医療医師修学資金)、*75 名(令和元年度地域医療医師修学資金のうち 600 万円分を執行)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：人口 10 万人当たり医師数(H30) 212.4 人 (1) 事業の有効性 地域医療枠の設置による県内医学部の定員増等によりアウトカム指標も改善が見え有効性が実証されたが、引き続き継続の必要がある。 総合診療医に関しては、新制度(平成 30 年度)準拠の総合診療医の養成プログラムは完成したが、平成 28、29 年度は新制度移行への様子見が発生したためか、成果(専攻医の採用)が得られなかった。 (2) 事業の効率性 総合診療専門医の診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用について、大学による事業の自走化を踏まえ、平成 30 年度で終了。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10（医療分）】 看護師等養成支援事業	【総事業費】 1,097,700 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア、イ、オ 民間立看護師等養成所等 ウ 神奈川県 エ 県内の病院、助産所、訪問看護ステーション、老人保健施設及び特別養護老人ホーム	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護人材の確保のためには、安定した看護職員の新規養成が求められている。	
	アウトカム指標： 養成所から県内へ就業する看護職員の増 1,175 人（平成 28 年度）→1,580 人（令和元年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 イ 看護師等養成所の新築等に要する工事費、工事請負費に対して補助する。 ウ 看護教育の経験豊富な教育指導者を実習受入施設に派遣し、受入体制を整備するとともに実習指導者を育成する。 エ 看護実習の受入体制の充実化を促し、学生の受入拡充を図る施設に対し、補助する。 オ 専任教員の資格を有しない養成所所属職員へ、専任教員養成課程を受講させ、資格の取得を促す養成所に対し、受講者の代替職員に係る人件費を補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・運営費の補助対象数 21 施設 ・看護師等養成所の新築整備数 1 施設 ・看護実践教育アドバイザー派遣施設数 15 施設 ・在宅医療等看護実習施設受入拡充箇所数 130 箇所 ・看護専任教員の養成数 14 人	
アウトプット指標 （達成値）	（平成 30 年度実績） ア 運営費の補助対象数 19 施設 イ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 6 施設 ウ 看護実習施設受入拡充箇所数 45 箇所 エ ・看護研修：（准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修）17 回 ・周産期医療従事看護職員資質向上研修：9 回 オ 看護師等養成機関連絡協議会が実施する専任教員研修：7 回 カ ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院等への補助対象数：134 病院等 ・自施設での研修実施が困難な病院等の新人看護職員で、研修受入病院や団体での研修受講者数：108 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった。	
	1) 事業の有効性 看護師養成所の運営費や施設整備に補助することにより、安定的に看護	

	師等を養成し、就業看護職員数の増加につなげた。 (2) 事業の効率性 看護師等養成所が、補助金を活用して計画的な事業運営、施設整備等を行うことができ、効率的に教育環境の充実を図ることができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.21】 介護人材マッチング機能強化事業	【総事業費】 291,616 千円
事業の対象となる区域	全県域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 5,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。	
	アウトカム指標： ・福祉・介護分野への就労マッチング数 年間 550 人 ・国家試験対策講座合格率 81.3%	
事業の内容（当初計画）	ア かながわ福祉人材センターにおける福祉介護人材キャリア支援専門員の配置 イ 外国籍県民等を対象とした就労・定着支援 ウ 外国籍県民等を対象とした福祉施設等就職相談会の開催、外国籍県民の雇用を検討する福祉・介護施設への支援、就労中の外国籍県民を対象としたビジネスマナー研修の開催等	
アウトプット指標（当初の目標値）	・キャリア支援専門員の相談件数 年間 1,000 件 ・日本で介護職として就労している外国籍県民の相談件数 年間 250 件	
アウトプット指標（達成値）	・キャリア支援専門員の相談件数 997 件 ・日本で介護職として就労している外国籍県民の相談件数 年間 70 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できた → 福祉・介護分野への就労マッチング数 350 人 国家試験対策講座合格率 61.3%	
	（1）事業の有効性 かながわ福祉人材センターに福祉現場経験のあるキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かなマッチング支援を行うとともに、求職者のニーズに合わせた受入れ事業所の開拓と、就労後の定着が図られるよう施設・事業所に対し指導・助言を行うことで、福祉・介護分野における人材の確保・定着の促進が図られた。 （2）事業の効率性 求人・求職の双方向の視点で、きめ細かな相談対応、就労支援等を実施しており、多様な人材に対して効果的なマッチン	

	グができています。
その他	

平成 28 年度神奈川県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 月
神奈川県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(29 年度実施状況)

- ・平成 29 年 9 月 14 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(30 年度実施状況)

- ・平成 30 年 9 月 19 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和元年度実施状況)

- ・令和元年 9 月 20 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和 2 年度実施状況)

- ・令和 2 年 9 月 30 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・ 事業区分 I の残高について、ぜひ有効に、神奈川県は人口があつて税収もあるので、お使いいただけるとありがたいと医療人としてはそのように考えますので、よろしくお願いします。
(平成 30 年 9 月 19 日 保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

平成28年度神奈川県計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体（目標）

令和7年（2025年）に向けて、各地域における課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

神奈川県における回復期病床は、令和7年（2025年）の必要病床数が、現状に比べ約1万6千床不足すると見込まれていることから、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。

【定量的な目標値】

- 回復期病床（平成27年7月時点） 4,958床 → 470床の増（令和2年度目標）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

神奈川県においては、令和7年（2025年）に向けて、在宅医療等の患者数が大幅に増加（約1.6倍）すると推計されており、在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させることを目指す。

【定量的な目標値】

- 在宅療養支援診療所・病院数
918（平成27年度） → 1,302（令和5年度）
- 訪問診療を実施している診療所・病院数
1,455（平成27年度） → 2,139（令和5年度）
- 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数
733カ所（平成26年） → 990カ所（平成29年度目標）
- 訪問看護事業所数 523カ所（平成27年4月） → 563カ所（平成29年度目標）
- 在宅看取りを実施している診療所・病院数 321カ所（平成26年）
→ 344カ所（平成29年目標）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して、支援を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成27年度(A) (定員数/施設数)	平成28年度(B) (定員数/施設数)	増減(B)-(A) (定員数/施設数)
特別養護老人ホーム	33,498床/364ヶ所	34,814床/377ヶ所	1,316床/13ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	564床/20ヶ所	651床/23ヶ所	87床/3ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	1,400床/18ヶ所	1,400床/18ヶ所	-床/-ヶ所

養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,051 床／187 ケ所	20,051 床／187 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	121 床／5 ケ所	121 床／5 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床／25 ケ所	1,310 床／25 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ケ所	191 床／10 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	69 ケ所	81 ケ所	12 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	1,824 床／275 ケ所	2,059 床／301 ケ所	235 床／26 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	3,003 人／293 ケ所	3,015 人／294 ケ所	12 人／1 ケ所
認知症高齢者グループホーム	11,739 床／711 ケ所	12,108 床／732 ケ所	369 床／21 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	202 床／28 ケ所	295 床／38 ケ所	93 床／10 ケ所
介護予防拠点	48 ケ所	48 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	349 ケ所	356 ケ所	7 ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所	1 ケ所	-ケ所
施設内保育施設	13 ケ所	13 ケ所	-ケ所
訪問看護ステーション	575 ケ所	575 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	64 床／33 ケ所	64 床／33 ケ所	-床／-ケ所

注 1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注 2 平成 27 年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成 28 年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成 28 年度計画から除いている。

④ 医療従事者の確保に関する目標

将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すためには、医療従事者の確保・養成が重要である。

神奈川県においては、医療従事者数が概ね全国平均を下回っているため、不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

ア 医師の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回り、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を有しており、これらの課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）
201.7 人（平成 26 年 12 月） → 245.3 人（令和 2 年度目標）
- 産科医・産婦人科医師数 699 人（平成 24 年度） → 750 人（平成 29 年度目標）

【定量的な目標値】

- 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 39 カ所（現状維持）
- 分娩取扱件数 65,334 件（現状維持）

イ 看護職員の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、

県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 就業する看護職員数の増 75,663 人（平成 26 年 12 月） → 増加
※具体的な目標値は、「看護職員需給推計」の推計（平成 29 年予定）後に設定する。

ウ 歯科関係人材の確保

神奈川県 の 1 診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・ 歯科衛生士就業人数 7,619 人（平成 26 年度） → 5 %増加（平成 28 年度目標）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

神奈川県においては、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）までに、さらなる人材確保対策を講じなければ、県内で約 25,000 人の介護人材が不足する見通しとなっているため、介護人材の量的確保を図ることを目標とする。

あわせて、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応することができるよう介護職員の資質向上への具体的な方策を講じることで、介護人材の質的確保も図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 福祉人材キャリア支援専門員による相談支援数 852 件（平成 27 年度） → 増加
- ・ 生活支援・移動サービスの担い手養成者数 1,040 人

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

- ・ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。
- ・ 転換工事費に対する補助は 28、29 年度計画の基金を活用して執行した。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 在宅療養支援診療所・病院数 918 カ所（平成 27 年度） → 919 カ所（令和元年度）
- ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数については、3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。
- ・ 訪問看護事業所数 523 カ所（平成 27 年 4 月） → 613 カ所（平成 29 年 3 月）
- ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数については、3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績 (定員数／施設数)
特別養護老人ホーム	34,637 床／371 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	580 床／21 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,400 床／18 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,025 床／191 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	147 床／6 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床／25 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床／10 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	71 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	2,362 床／357 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	2,917 人／285 ケ所
認知症高齢者グループホーム	12,052 床／727 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	263 床／36 ケ所
介護予防拠点	125 ケ所
地域包括支援センター	362 ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所
施設内保育施設	19 ケ所
訪問看護ステーション	613 ケ所
緊急ショートステイ	280 床／50 ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。

- ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人(H24) → 212.4 人(H30)
- ・産科医・産婦人科医師数 699 人（H24 年度） → 763 人

（平成 30 年医師・歯科医師・薬剤師調査）

イ 看護職員の確保

神奈川県の人口10万人当たりの就業看護職員数は県内の就業看護職員数は、4年間で5,152人（7％）増加した。

- ・就業する看護職員数の増 75,663人（平成26年12月） → 80,815（平成30年12月）

ウ 歯科関係人材の確保

- ・未就業歯科衛生士の復職を支援するため、講習会及び就業支援を実施した。
43名受講（3日間コース・1回）
- ・在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施した。
61名受講（1日・2回）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の不足の解消に向けて

- ・ 就業相談、再就職支援、介護や介護の仕事の理解促進事業等による参入促進
- ・ 介護職員のキャリア形成支援
- ・ 専門的知識や技術の向上を目的とした研修の実施による資質の向上
- ・ 経営者向けセミナー等による、介護の職場環境改善、介護職の定着促進のための取組みを進めた。（個別の取組みの達成状況は個票参照）

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

- ・ 地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 医療、介護、行政に携わる職員の連携体制の構築などが図られているが、在宅療養支援診療所として届け出る施設は平成 28 年度から 29 年度にかけて減少したものの、平成 30 年度においては若干の増加となった。
- ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数については、3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断することとしているが、歯科医師や歯科衛生士等の医療従事者、ケアマネジャー等の介護従事者に対して在宅歯科医療に関する研修等を行うことにより、人材育成が図られ、在宅歯科医療の体制整備が一定程度進んだ。
- ・ 訪問看護に従事する看護職員の質の向上に資するための研修を実施し、訪問看護に必要な知識・技術を習得した看護職員の増加を図った。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、市町村の事業公募に対し、事業者が整備予定地の高齢者人口や立地等を勘案した結果、安定的、継続的な事業運営が困難と判断し応募がなかったケース等もあり、当初予定していた整備量には到達しなかった。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

本県の医師数は、年々増加を続けているものの、平成 30 年末時点で、全国の人口 10 万人当たり 246.7 人に対して、212.4 人（全国 39 位）と全国平均を下回り、依然として医師不足の状況にある。

このため、臨床研修医や産婦人科医の確保、定着を図る取組みを行うほか、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備、女性医師等の離職防止や再就業の促進に向けて、医療勤務環境改善支援センターの設置（平成 26 年度）、現状把握のための調査などの取組みにより、医師不足状況の課題への対応が一定程度進められた。

イ 看護職員の確保

県内で 4 年制大学の学科新設や民間養成所（3 年制課程）の新設等により看護職員の養成数が増加するとともに、職場定着の取り組みが多く病院等で実施されるようになっており、定着対策の充実も図られた。

また、県ナースセンターにおいて未就業看護師等の復職支援に取り組んでいるが、同センターを活用した就業者数は、横ばいでの推移となっている。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・ 歯科衛生士の長期的なキャリア形成を支援し、再就業への意欲の向上を促すことができた。今後、取組を継続・拡充していく。
- ・ 口腔咽頭吸引の知識を得るとともに、マネキンを使用した口腔咽頭吸引の実習により、要介護高齢者のQOLの向上を目指した技術を習得することができた。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 福祉・介護分野での就業希望者に対する仕事に関する理解促進の取組みや就業相談を県内各地で実施することにより、人材の参入促進が図られた。
- ・ 介護職員のキャリア形成や職場環境等の改善を支援し、福祉・介護現場での職員の意欲ややりがいの向上を促すことができた。
- ・ 事業実施により介護従事者の確保は一定程度進んでおり、引き続き取組を進めていく。

3) 改善の方向性

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

- ・ 医療機関の理解促進を図ることなどとあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。
- ・ 在宅歯科医療の提供体制の充実には、医科歯科連携をさらに進めていく必要があり、関係機関との連携を強化できるよう、現状の課題を抽出し、具体的な方策を議論して実践していく。
- ・ 有識者・訪問看護ステーション管理者等による協議会を開催し、実態調査を行ったことにより、訪問看護の推進に必要な検討を行うことができたが、研修等については訪問看護に従事する職員の増加につながるスキームにしていく必要がある。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 介護施設等の整備を進めていく上で、補助金を活用することは大きな支援となる一方、補助金を活用した場合、工事の着手までに時間を要することで開設予定日に遅れが生じる可能性がある等の理由で、補助金を活用していないケースもあった。そのため、各市町村へ、前年度中に公募の準備を行う等、事業者が十分な工事期間を確保することができるよう、引き続き働きかけを行っていく。

また、計画当初から、2か年での整備計画としている事案についても補助の対象としていく。

- ・ 介護サービスの情報を公開している「介護情報サービスかながわ」に基金事業を掲載するなどして、市町村だけでなく、事業者へ積極的に周知を行っていく。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・ 地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。

イ 看護職員の確保

- ・ 医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。
- ・ 中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。
- ・ 県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する必要がある。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 介護人材確保促進事業はイベント当日の参加者が1,100人を超え、介護や介護の仕事への理解促進が図られた旨のアンケート結果が得られたため、引き続き効果的に事業を実施していく。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横浜圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横浜区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約6.7千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	14,570 床／143 ケ所	14,790 床／145 ケ所	220 床／2 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床／2 ケ所	55 床／2 ケ所	- 床／- ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	548 床／6 ケ所	548 床／6 ケ所	- 床／- ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,549 床／82 ケ所	9,549 床／82 ケ所	- 床／- ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	22 床／1 ケ所	22 床／1 ケ所	- 床／- ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床／5 ケ所	378 床／5 ケ所	- 床／- ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床／1 ケ所	16 床／1 ケ所	- 床／- ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	38 ケ所	38 ケ所	- ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	795 床／123 ケ所	885 床／133 ケ所	90 床／10 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,479 人／141 ケ所	1,479 人／141 ケ所	- 人／- ケ所
認知症高齢者グループホーム	5,053 床／300 ケ所	5,143 床／305 ケ所	90 床／5 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	90 床／12 ケ所	99 床／13 ケ所	9 床／1 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	138 ケ所	138 ケ所	- ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	271 ケ所	271 ケ所	- ケ所
緊急ショートステイ	19 床／19 ケ所	19 床／19 ケ所	- 床／- ケ所

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

□横浜圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績
特別養護老人ホーム	15,113 床／146 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	548 床／6 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,523 床／85 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	48 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床／5 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床／1 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	40 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	1,012 床／156 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	1,463 人／139 ケ所
認知症高齢者グループホーム	5,072 床／300 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	94 床／13 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし
地域包括支援センター	139 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	287 ケ所
緊急ショートステイ	19 床／19 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横浜区域における令和7年の回復期の必要病床数は、約6.7千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 川崎圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

川崎区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約2.5千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成27年度(A)	平成28年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	4,182床／44ヶ所	4,398床／46ヶ所	216床／2ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250床／9ヶ所	250床／9ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	190床／2ヶ所	190床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	2,281床／21ヶ所	2,281床／21ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	264床／3ヶ所	264床／3ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	12ヶ所	15ヶ所	3ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	281床／40ヶ所	326床／45ヶ所	45床／5ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	638人／61ヶ所	638人／61ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,819床／109ヶ所	1,819床／109ヶ所	-床／-ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	53床／7ヶ所	71床／9ヶ所	18床／2ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	49ヶ所	49ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	66ヶ所	66ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

□川崎圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績
特別養護老人ホーム	4,194 床／44 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	250 床／9 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	190 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	2,281 床／21 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	264 床／3 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	12 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	370 床／55 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	605 人／59 ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,927 床／115 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	66 床／9 ケ所
介護予防拠点	55 ケ所
地域包括支援センター	49 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2 ケ所
訪問看護ステーション	74 ケ所
緊急ショートステイ	215 床／16 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

川崎区域における令和 7 年の回復期の必要病床数は、約2.5千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 相模原圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

相模原区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約1.2千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成27年度(A)	平成28年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,987床／36ヶ所	3,127床／37ヶ所	140床／1ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	80床／1ヶ所	80床／1ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,231床／12ヶ所	1,231床／12ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	122床／4ヶ所	122床／4ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	96床／5ヶ所	96床／5ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3ヶ所	4ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	132床／24ヶ所	166床／27ヶ所	34床／3ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	138人／15ヶ所	138人／15ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,058床／62ヶ所	1,121床／66ヶ所	63床／4ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	対象施設なし	9床／1ヶ所	9床／1ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	29ヶ所	29ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	5ヶ所	5ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	39ヶ所	39ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

□相模原圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28 年度計画においては、28 年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29 年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績
特別養護老人ホーム	3,127 床／37 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	80 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,231 床／13 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	122 床／4 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床／5 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	180 床／32 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	113 人／12 ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,121 床／65 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	9 床／1 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし
地域包括支援センター	29 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	8 ケ所
訪問看護ステーション	40 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

相模原区域における令和 7 年の回復期の必要病床数は、約1.2千床の不足が見込まれており、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横須賀・三浦圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横須賀・三浦区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約1.5千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成27年度(A)	平成28年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	3,395床／36ヶ所	3,735床／40ヶ所	340床／4ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	58床／2ヶ所	29床／1ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	152床／3ヶ所	152床／3ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,881床／20ヶ所	1,881床／20ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	16床／1ヶ所	16床／1ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員30人以上）	150床／2ヶ所	150床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	20床／1ヶ所	20床／1ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7ヶ所	11ヶ所	4ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	129床／19ヶ所	162床／23ヶ所	33床／4ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	308人／30ヶ所	320人／31ヶ所	12人／1ヶ所
認知症高齢者グループホーム	1,137床／78ヶ所	1,191床／81ヶ所	54床／3ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	6床／1ヶ所	24床／3ヶ所	18床／2ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	27ヶ所	30ヶ所	3ヶ所
生活支援ハウス	1ヶ所	1ヶ所	-ヶ所
施設内保育施設	7ヶ所	7ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	46ヶ所	46ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

□横須賀・三浦圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28 年度計画においては、28 年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29 年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績
特別養護老人ホーム	3,395 床／36 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床／3 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881 床／20 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床／1 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床／1 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	141 床／21 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	327 人／32 ケ所
認知症高齢者グループホーム	1,128 床／78 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	21 床／3 ケ所
介護予防拠点	2 ケ所
地域包括支援センター	30 ケ所
生活支援ハウス	1 ケ所
施設内保育施設	7 ケ所
訪問看護ステーション	51 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

横須賀・三浦区域における令和 7 年の回復期の必要病床数は、約1.5千床以上の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南東部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南東部区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約0.9千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成27年度(A)	平成28年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	1,770床／25ヶ所	2,170床／29ヶ所	400床／4ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	58床／2ヶ所	58床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	200床／2ヶ所	200床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,316床／13ヶ所	1,316床／13ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員30人以上）	80床／2ヶ所	80床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2ヶ所	4ヶ所	2ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	173床／24ヶ所	188床／26ヶ所	15床／2ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	81人／8ヶ所	81人／8ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	681床／40ヶ所	717床／42ヶ所	36床／2ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	24床／3ヶ所	42床／5ヶ所	18床／2ヶ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	30ヶ所	30ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	39ヶ所	39ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

□湘南東部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績
特別養護老人ホーム	2,194 床／28 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床／3 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	200 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,316 床／13 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	80 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	263 床／36 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	86 人／8 ケ所
認知症高齢者グループホーム	717 床／42 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	25 床／3 ケ所
介護予防拠点	26 ケ所
地域包括支援センター	30 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	38 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南東部区域における令和7年の回復期の必要病床数は、約0.9千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南西部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南西部区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約0.9千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	2,125 床／24 ケ所	2,125 床／24 ケ所	-床／-ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85 床／3 ケ所	85 床／3 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	120 床／2 ケ所	120 床／2 ケ所	-床／-ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,139 床／12 ケ所	1,139 床／12 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	54 床／2 ケ所	54 床／2 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	226 床／6 ケ所	226 床／6 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	29 床／1 ケ所	29 床／1 ケ所	-床／-ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	130 床／18 ケ所	139 床／19 ケ所	9 床／1 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	115 人／12 ケ所	115 人／12 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	620 床／40 ケ所	656 床／42 ケ所	36 床／2 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	10 床／2 ケ所	19 床／3 ケ所	9 床／1 ケ所
介護予防拠点	2 ケ所	2 ケ所	-ケ所
地域包括支援センター	21 ケ所	21 ケ所	-ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	41 ケ所	41 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし	対象施設なし	

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

□湘南西部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績
特別養護老人ホーム	2,145 床／24 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	85 床／3 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	120 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,139 床／12 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	54 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	226 床／6 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	29 床／1 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	146 床／20 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	115 人／12 ケ所
認知症高齢者グループホーム	656 床／42 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	18 床／3 ケ所
介護予防拠点	2 ケ所
地域包括支援センター	26 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	45 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

湘南西部地区における令和 7 年の回復期の必要病床数は、約 0.9 千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県央圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県央区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約1.1千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成27年度(A)	平成28年度(B)	増減(B)-(A)
特別養護老人ホーム	2,912床／39ヶ所	2,912床／39ヶ所	-床／-ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29床／1ヶ所	58床／2ヶ所	29床／1ヶ所
養護老人ホーム（定員30人以上）	110床／2ヶ所	110床／2ヶ所	-床／-ヶ所
養護老人ホーム（定員29人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員30人以上）	1,576床／17ヶ所	1,576床／17ヶ所	-床／-ヶ所
介護老人保健施設（定員29人以下）	29床／1ヶ所	29床／1ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員30人以上）	60床／2ヶ所	60床／2ヶ所	-床／-ヶ所
ケアハウス（定員29人以下）	30床／2ヶ所	30床／2ヶ所	-床／-ヶ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	108床／17ヶ所	108床／17ヶ所	-床／-ヶ所
認知症対応型デイサービスセンター	165人／16ヶ所	165人／16ヶ所	-人／-ヶ所
認知症高齢者グループホーム	779床／46ヶ所	869床／51ヶ所	90床／5ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	14床／2ヶ所	14床／2ヶ所	-床／-ヶ所
介護予防拠点	46ヶ所	46ヶ所	-ヶ所
地域包括支援センター	37ヶ所	37ヶ所	-ヶ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	1ヶ所	1ヶ所	-ヶ所
訪問看護ステーション	48ヶ所	48ヶ所	-ヶ所
緊急ショートステイ	44床／13ヶ所	44床／13ヶ所	-床／-ヶ所

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

□県央圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 28 年度計画においては、28 年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29 年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績
特別養護老人ホーム	2,912 床／39 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	110 床／2 ケ所
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,576 床／17 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	29 床／1 ケ所
ケアハウス（定員 30 人以上）	60 床／2 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	30 床／2 ケ所
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	144 床／23 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	141 人／14 ケ所
認知症高齢者グループホーム	849 床／50 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	23 床／3 ケ所
介護予防拠点	36 ケ所
地域包括支援センター	37 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	2 ケ所
訪問看護ステーション	52 ケ所
緊急ショートステイ	46 床／15 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県央区域における令和 7 年の回復期の必要病床数は、約1.1千床の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県西圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県西区域における回復期病床の令和7年の必要病床数は、現状に比べ約0.7千床不足すると見込まれることから、他の機能区分から回復期への病床の転換を促進する。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

区 分	平成 27 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	1,557 床／17 ケ所	1,557 床／17 ケ所	-床／-ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所	58 床／2 ケ所	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	対象施設なし	対象施設なし	
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,078 床／10 ケ所	1,078 床／10 ケ所	-床／-ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
ケアハウス（定員 30 人以上）	30 床／1 ケ所	30 床／1 ケ所	-床／-ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし	対象施設なし	
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし	対象施設なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 ケ所	3 ケ所	-ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	76 床／10 ケ所	85 床／11 ケ所	9 床／1 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	79 人／10 ケ所	79 人／10 ケ所	-人／-ケ所
認知症高齢者グループホーム	592 床／36 ケ所	592 床／36 ケ所	-床／-ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	5 床／1 ケ所	17 床／2 ケ所	12 床／1 ケ所
介護予防拠点	対象施設なし	対象施設なし	
地域包括支援センター	18 ケ所	22 ケ所	4 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし	対象施設なし	
施設内保育施設	対象施設なし	対象施設なし	
訪問看護ステーション	25 ケ所	25 ケ所	-ケ所
緊急ショートステイ	1 床／1 ケ所	1 床／1 ケ所	-床／-ケ所

注1 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

注2 平成27年度計画に基づき、後年度で予定していた施設を平成28年度に前倒して整備するものとして整理している施設については、平成28年度計画から除いている。

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

□県西圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 28 年度計画においては、28 年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29 年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 28 年度実績
特別養護老人ホーム	1,557 床／17 ケ所
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床／1 ケ所
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	対象施設なし
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	対象施設なし
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,078 床／10 ケ所
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	対象施設なし
ケアハウス（定員 30 人以上）	30 床／1 ケ所
ケアハウス（定員 29 人以下）	対象施設なし
都市型軽費老人ホーム	対象施設なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4 ケ所
小規模多機能型居宅介護事業所	106 床／14 ケ所
認知症対応型デイサービスセンター	67 人／9 ケ所
認知症高齢者グループホーム	582 床／35 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	7 床／1 ケ所
介護予防拠点	4 ケ所
地域包括支援センター	22 ケ所
生活支援ハウス	対象施設なし
施設内保育施設	対象施設なし
訪問看護ステーション	26 ケ所
緊急ショートステイ	対象施設なし

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては定員数を「宿泊定員数」とする。

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県西区域における令和 7 年の回復期の必要病床数は、約0.7千床以上の不足が見込まれる中、まず、地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成28年度神奈川県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費】1,532,767千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関、医療関係団体、神奈川県	
事業の期間	平成28年10月17日～令和3年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県においては、令和7年（2025年）に向けて、回復期病床については大幅な不足（約16,000床）が見込まれている。このため、医療機関に対して、地域医療構想の趣旨等についての理解を促すとともに、転換に要する費用への支援を行い、医療機関の自主的な転換を促していく必要がある。	
	アウトカム指標：回復期機能病床470床の増	
事業の内容（当初計画）	ア 急性期病床等から回復期病床への転換を行う医療機関の施設整備に対して補助する。 イ 県民に対する普及啓発や医療機関に対するセミナー等の開催により、地域医療構想の理解促進を図るとともに、不足病床機能区分への転換を促す。	
アウトプット指標（当初の目標値）	460床分の、回復期病床への転換のための工事費の補助を行う。 - 医療機関に対して、回復期病床への機能転換等についての理解促進のための働きかけを行う。（医療機関向けセミナー：3回）	
アウトプット指標（達成値）	- 令和元年度に実施した転換工事への補助9件のうち、297,188,091円分を28年度計画分の基金を活用して実施（計152床を整備） - 医療機関に対して、回復期病床への機能転換等についての理解促進のための働きかけのためのセミナーを3回開催（H28年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった	
	（1）事業の有効性 病床機能の分化・連携、不足する病床機能区分への転換を進めるためには、医療機関の地域医療構想への理解が不可欠である。普及啓発や理解促進のための事業は、今後、病床機能分化・連携を推進していくために必要かつ有効な事業である。 （2）事業の効率性 転換工事費について、令和元年度に28年度基金での補助の執行を行った。今後も普及啓発、理解促進を促すことにより、確実に転換が進むと考えている。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 3（医療分）】 在宅医療施策推進事業	【総事業費】 10,439 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 神奈川県 イ 神奈川県医師会 ウ 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅医療にかかる提供体制の強化、在宅人材の確保・育成等が必要。	
	アウトカム指標値： ・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成 27 年度） → 2,139（令和 5 年度） ・在宅療養支援診療所・病院数 918（平成 27 年度） → 1,302（令和 5 年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有等を行う。 イ 広域自治体として、在宅医療の推進のため、県全域または保健福祉事務所単位での研修、普及啓発事業などを実施する。 ウ 在宅医療連携拠点を整備する市町村及び郡市区医師会に対して、県内先行事例におけるノウハウや課題を共有し、普及を図る。 エ 退院支援を担う医療機関の医療ソーシャルワーカー等と、在宅療養移行を支援する在宅側のケアマネジャー等の人材育成、連携強化のための研修の実施に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ア 在宅医療推進協議会の開催（全県域対象及び県内 8 地域） イ 研修会・普及啓発活動等の実施（県全域対象及び県内 8 地域で実施） ウ 先行事例のノウハウ共有等のための研修の実施 エ 退院支援人材育成研修の実施（1 回）	
アウトプット指標（達成値）	ア 在宅医療推進協議会の開催（H28～R1 延べ回数：県全域計 8 回、保健福祉事務所単位計 35 回） イ 研修会・普及啓発活動等の実施（H28～R1 延べ回数：計 62 回） ウ 先行事例のノウハウ共有等のための研修の実施（1 回） エ 退院支援人材育成研修の実施（6 回）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： ・訪問診療を実施している診療所・病院数： 1,455（平成 27 年度） → 1,400（平成 30 年度） ・在宅療養支援診療所・病院数： 918カ所（H27年） → 919カ所（R元年）	
	（1）事業の有効性 ア 在宅医療に関する課題を抽出した。 イ 医療、介護、行政に携わる職員の連携体制の構築や知識、意識の向上、議論の場の提供を、講演会及び普及啓発においては実際に福祉サービス等を受ける側となる地域住民に対する啓発等を行い、県内の在宅医療体	

	制の構築が図られた。 ウ 在宅医療連携に係る先進的な取組を紹介しながら、課題と情報の共有を実施し、地域の中心となる人材の育成が図られた。 エ 医療機関からの退院支援、在宅療養への移行支援を行う人材を育成されるとともに、医療機関側の退院支援担当者と、在宅医療側の受け皿となる介護支援専門員等との連携が促進され、地域の退院支援機能の強化が図られた。 (2) 事業の効率性 ア 全県規模のものは庁内関係課との共同開催とし、効率化に努めている。 イ 適宜市町村や関係団体にヒアリング等を実施し、役割分担に努めている。 ウ 県医師会を経由することで、県全域の在宅医療関係者への周知などを効率的に実施することが出来た。 エ 県医療ソーシャルワーカー協会を経由することで、各地域の在宅医療関係者への周知などを効率的に実施することが出来た。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12 (医療分)】 看護師等養成支援事業	【総事業費】 1,477,059 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア、イ 民間立看護師等養成所等 ウ 神奈川県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 看護人材の確保のためには、安定した看護職員の新規養成が求められている。	
	養成所から県内へ就業する看護職員の増 1,076 人（平成 27 年度）→1,530 人（令和元年度目標）	
事業の内容（当初計画）	ア 民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 イ 看護師等養成所の新築等に要する工事費、設備整備費等に対して補助する。 ウ 県立平塚看護専門学校に 4 年制を導入するための改修整備を行う。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 運営費の補助対象数 23施設 ・ 設備整備に係る経費補助対象数 1 施設 ・ 看護師等養成所の新築・改修整備数 3 施設	
アウトプット指標 （達成値）	・ 運営費の補助対象数 23施設 ・ 設備整備に係る経費補助対象数 1 施設 ・ 看護師等養成所の新築・改修整備数 4 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 養成所から県内へ就業する看護職員の増1,270人（平成29年度）	
	（1）事業の有効性 看護師養成所の運営費や施設整備に補助することにより、安定的に看護師等を養成し、就業看護職員数の増加につなげた。 （2）事業の効率性 看護師等養成所が、補助金を活用して計画的な事業運営、施設整備等を行うことができ、効率的に教育環境の充実を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 18】 看護職員等修学資金貸付金	【総事業費】 355,916 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護職員等を目指す学生を支援していくことが求められている。	
	アウトカム指標：借受者県内就職率 90.1%(平成 27 年度) → 91.0%(令和 2 年度目標)	
事業の内容（当初計画）	・将来、県内で看護職員等として従事する意志のある看護師等養成施設の在校生を対象に修学のための資金を貸し付ける。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	借受者数 232 人	
アウトプット指標 （達成値）	（令和元年度実績） 借受者数 292 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 借受者県内就職率 92.0%（令和元年度）	
	（1）事業の有効性 修学資金借受者は、大部分が県内に就業しており、県内の看護人材等の育成・確保ができた。 （2）事業の効率性 修学資金を貸与した大多数の学生が県内に就職をしており、効率的・効果的な取り組みを行った。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業		
事業名	【No.21】 介護人材確保促進事業	【総事業費】	113,526 千円
事業の対象となる区域	県全域		
事業の実施主体	神奈川県		
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了		
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 5,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。 アウトカム指標：イベントに参加した県民が、介護の仕事に対するイメージアップにつながったと回答した割合（平成 31 年度 78%）		
事業の内容（当初計画）	「介護フェア in かながわ」の開催 11 月 11 日の介護の日にあわせて、広く県民に介護の仕事の魅力をアピールするイベントを開催する。		
アウトプット指標 （当初の目標値）	介護フェアの参加者目標数 2,000 人		
アウトプット指標 （達成値）	介護フェアの参加者数 1,300 人		
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：イベントに参加した県民が、介護の仕事に対するイメージアップにつながったと回答した割合 観察できた → 令和元年度 93% （1）事業の有効性 アンケートで、次回もイベントに参加したいと回答した割合は 93%と高い評価が得られた。また、介護のイメージアップにつながったと回答した割合は 93%となり、介護現場への関心を高め、やりがいと魅力を伝える機会となった。 （2）事業の効率性 バリアフリーの街づくりに向けた取組を広く周知する「バリアフリーフェスタ」や、人材育成等に顕著な成果をあげた介護サービス事業所を表彰する「かながわベスト介護セレクト 20」と併せて実施することで、効果的な広報が可能となるとともに、開催経費等の節減を図った。		
その他			

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No.33】 権利擁護人材育成事業	【総事業費】 160,830 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、市町村	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	成年後見制度の利用者数が増加している中、専門職後見人の受任に限界があると考えられることから、法人後見や市民後見の必要性が高まっている。	
	アウトカム指標：認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、本県の法人後見及び市民後見の受任割合を 5 年間で全国平均の 5.0% まで高めることを目指す。	
事業の内容（当初計画）	ア 法人後見担当者の人材育成支援（法人後見担当者基礎研修、法人後見担当者困難事例相談事業、法人後見関係意見交換会） イ 市町村における市民後見人養成等の取組みに対し助成	
アウトプット指標 （当初の目標値）	市民後見人養成研修（基礎）：参加者 20 名／年 法人後見担当者養成研修（基礎・現任）：8 回（参加者延 500 名）／年	
アウトプット指標 （達成値）	・市民後見人養成研修（基礎研修）の実施（参加者 H28／18 名、H29／9 名、H30／26 名） ・市民後見推進事業費補助（補助対象市町村 14 市） ・法人後見担当者養成研修の実施（毎年、基礎 3 回・現任 3 回）（参加者延 H28／419 名、H29／544 名、H30／483 名）	
事業の有効性・効率性	指標値：県内の法人後見及び市民後見の受任割合 5.0% 平成 28 年 4.1%（平成 25 年比 0.6%増） 平成 29 年 4.2%（平成 25 年比 0.7%増） 平成 30 年 5.6%（平成 25 年比 2.1%増）	
	（１）事業の有効性 市民後見人養成研修を実施することで、市民後見人の候補者の増加につながり、また、法人後見担当者養成研修を行うことで、市民後見人をバックアップする法人後見を行う団体の質の向上が図られ、目標とする受任割合に達した。 （２）事業の効率性 市町村が行う市民後見推進事業に対し補助することで、市民後見人の養成が推進された。 また、単独では養成することができない規模の市町村もあることから、養成研修の基礎研修を県で一括して行うことにより、効率的かつ質の均一性を確保した。	
その他		

平成 27 年度神奈川県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 月
神奈川県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(28 年度実施状況)

- ・平成 28 年 9 月 6 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(29 年度実施状況)

- ・平成 29 年 9 月 14 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(30 年度実施状況)

- ・平成 30 年 9 月 19 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和元年度実施状況)

- ・令和元年 9 月 20 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和 2 年度実施状況)

- ・令和 2 年 9 月 30 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・ 医療機関等においても、介護職が多く従事しているが、介護分野の介護従事者確保の施策を見ると、まだ薄いという印象がある。有資格者をどのくらい養成・確保するのか、資格者以外の確保も含めて、見通しがあるのか、医療側の取組みだけでは、地域包括ケア構築に向けた施策は十分実施できない可能性があり、そういう観点から密接不可分と思うので、介護従事者確保の施策に、医療側の意見も取り入れていただきたい。(平成 28 年 9 月 6 日 保健医療計画推進会議)
- ・ 事業区分Ⅰの残高について、ぜひ有効に、神奈川県は人口があって税収もあるので、お使いいただけるとありがたいと医療人としてはそのように考えますので、よろしくお願いします。(平成 30 年 9 月 19 日 保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

平成27年度神奈川県計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体（目標）

神奈川県内の各地域における課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう、以下を目標に設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 緩和ケア推進事業【計画期間：平成27年度～令和2年度】

- ・ 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上を目指し、がんと診断された時からの緩和ケアを推進するため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関や緩和ケア病棟、在宅医療等における緩和ケアを推進していく。
- ・ 具体的には、二次保健医療圏に1か所以上の緩和ケア病棟の整備を目指し、緩和ケア病棟整備を進めるとともに、地域における緩和ケア提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みを構築することを目標とする。
(緩和ケア病棟整備数 16 施設→ 22 施設)
(緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築 3 病院→10 病院)

イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業【計画期間：平成27年度～令和2年度】

- ・ 本県の回復期病床数は、将来の必要病床数が増加し、現状に比べ著しく不足することが予想されるため、地域医療構想策定前ではあるが、急性期病床等から不足が見込まれる回復期病床等への転換を促進する。
- ・ 病院・診療所間や在宅医療・介護の連携を図る情報システムを、医療介護総合確保区域単位で1か所以上導入する。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

ア かかりつけ歯科医普及定着推進事業【計画期間：平成27年度～平成28年度】

- ・ かかりつけ歯科医を持つ者の割合 48%からの増加を目標とする。

イ 在宅医療施策推進事業【計画期間：平成27年度～令和2年度】

- ・ 在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間 1,600 人の医療従事者のスキル向上を図る。
(平成28年度～)
- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→33 市町村

ウ 小児等在宅医療連携拠点事業【計画期間：平成27年度～平成29年度】

- ・ 研修会等を通じて、540 人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図る。

エ 在宅歯科診療所設備整備事業【計画期間：平成27年度～令和元年度】

- ・ 歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、在宅歯科を実施する医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目標に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して支援を行う。

区 分	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度 (B)	増減 (B) - (A)
特別養護老人ホーム	32,644 床 (384 ケ所)	33,710 床 (392 ケ所)	1,066 床 (8 ケ所)
介護老人保健施設	19,935 床 (184 ケ所)	20,045 床 (185 ケ所)	110 床 (1 ケ所)
ケアハウス	1,312 床 (25 ケ所)	1,312 床 (25 ケ所)	-
養護老人ホーム	1,480 床 (18 ケ所)	1,400 床 (18 ケ所)	△80 床 (-ケ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	673 床 (25 ケ所)	673 床 (25 ケ所)	-
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	121 床 (5 ケ所)	121 床 (5 ケ所)	-
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	-	-	-
ケアハウス (定員 29 人以下)	191 床 (10 ケ所)	191 床 (10 ケ所)	-
認知症高齢者グループホーム	11,608 床 (705 ケ所)	11,986 床 (726 ケ所)	378 床 (21 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	1,769 床 (268 ケ所)	1,964 床 (292 ケ所)	195 床 (24 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	63 ケ所	73 ケ所	10 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	138 床 (20 ケ所)	201 床 (27 ケ所)	63 床 (7 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	2,982 床 (289 ケ所)	2,997 人 (291 ケ所)	15 人 (2 ケ所)
地域包括支援センター	340 ケ所	347 ケ所	7 ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア がん診療口腔ケア推進事業【計画期間：平成 27 年度～平成 30 年度】

- ・ 地域でがん診療の中心的役割を担う「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」が主体となり、がん患者に対する口腔ケアの必要性について、地域を含めた医療従事者の理解や知識を深める研修や啓発を行い、がん患者に対する口腔ケアを提供することを目標とする。

(全ての「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取り組みを行う 23 病院→30 病院)

イ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修【計画期間：平成 27 年度～平成 28 年度】

- ・ 病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの実施体制を構築するため、看護職等を対象に研修等を行うことで、入院患者の肺炎発症等の予防に取り組み、平均在院日数の減少を図る。
- ・ 24.0 日 (全病床) →減少を目標とする。

ウ 医師確保関連事業【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

本県においては、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労など、医療従事者の確保に関する課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数 (医療施設従事者) 193.7 人 → 239.16 人
- ・ 産科医・産婦人科医師数 699 人 (H24 年度) → 780 人 (平成 30 年度)

エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【計画期間：平成 27～平成 29 年度】

- ・ 本県の人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを

目標とする。

- ・ 医療ケアが必要な重度重複障害者等への支援ニーズが増加する中、慢性的に看護師が不足している。そこで、地域で暮らす重度重複障害者等に質量ともに十分なサービスを提供できるよう、看護師の養成確保を行う。

養成確保数 養成研修修了者 60 名

普及啓発研修 計 13 回開催

- ・ 認知行動療法を看護場面で実践し、精神疾患をもつ患者の回復や再発予防の促進を支援する看護師の養成を図る

養成確保数 神奈川県内で精神科病床を有する病院（69 病院）の看護師を
各病院に養成

（新人看護職員 386 名・中堅看護職員 565 名）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

本県で、2025 年に見込まれる約 2.5 万人の介護人材の不足の解消に向けて、次のとおり取組む。

- ・ 福祉・介護分野での就業希望者に対する仕事に関する理解促進や就業相談、離職した介護の資格保有者への再就職支援等に取り組む、人材の参入促進を図る。
- ・ 福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援する。
- ・ 今後、増加が見込まれる認知症や医療的ケアが必要な高齢者に対応できる介護従事者を育成するため、専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図る。
- ・ 介護ロボット導入や経営者向けセミナーの開催等により、介護の職場環境改善を図り、介護職の定着を促進する。

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

ア 緩和ケア推進事業

- ・ 令和元年度に開始した 2 施設の整備が令和 2 年度に完了予定であり、令和 2 年度中にはのべ整備数は 23 施設となり目標を達成する見込み。

イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業

- ・ 回復期病床への機能転換を図る医療機関の施設整備事業に対して補助を行うことにより、急性期病床等から将来不足する見込みの回復期病床への転換が一定程度図られた。

急性期病床等から回復期病床への転換病床数 1057 病床

- ・ 病院・診療所間や在宅医療・介護の連携を図る情報システムを、6 区域において導入した。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

ア かかりつけ歯科医普及定着推進事業（実施期間：平成 28 年度まで）

- ・ かかりつけ歯科医を持つ者の割合が、48%から 86.6%に増加した（平成 29 年度 事後アンケート実施）。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 在宅医療トレーニングセンターを設置し、9,693 人の医療従事者のスキル向上を図った。
- ・ 地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取り組みを開始した市町村数

- 平成 29 年度実施済み：24 市町村
 平成 30 年度実施予定：33 市町村（全市町村）
- ・ 訪問診療を実施している診療所・病院数
 1,455（平成 27 年度）→ 1,400（平成 30 年度）
 - ・ 在宅療養支援診療所数
 832 カ所（平成 26 年度）→ 789 カ所（H29 年度）

ウ 小児等在宅医療連携拠点事業

- ・ 研修会等を通じて、平成 27 年度には 202 人、平成 28 年度には 470 人、平成 29 年度には 606 人、延べ 1,278 人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図った。

エ 在宅歯科診療所設備整備事業

- ・ 在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器を計 264 か所に整備

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 27 年度実績
特別養護老人ホーム	33,498 床(364 ヶ所)
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	20,051 床(187 ヶ所)
ケアハウス（定員 30 人以上）	1,310 床(25 ヶ所)
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	1,400 床(18 ヶ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	564 床(20 ヶ所)
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	121 床(5 ヶ所)
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	－
ケアハウス（定員 29 人以下）	191 床(10 ヶ所)
認知症高齢者グループホーム	11,739 床(711 ヶ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	1,824 床(275 ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(69 ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	202 床(28 ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	3,003 人(293 ヶ所)
地域包括支援センター	349 ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数、認知症対応型デイサービスセンターにおいては利用者定員数を記載。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、介護サービス量未確定のため、記載していない。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア がん診療口腔ケア推進事業

- ・ がん患者が適切に口腔ケアの提供を受けられるようにするため、地域歯科医師等のがん診療連携拠点病院等に派遣し、がん患者の口腔ケアに関する実習を行った。また、がん患者に係る医科と歯科の連携について事業検討会を 3 回行った。

イ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修（実施期間：平成 28 年度まで）

- ・ 病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの提供に向けて、看護職等を対象に研修を 81 回行った。（当該事業の部会にて、有識者よりアウトカム指標としている事業実施病棟の平均在院日数については、測定不能との助言を頂いた。）
- ・ 県全体平均在院日数：24.0 日（H26 年度 全病棟） → 22.5 日（H27 年度 全病棟）

ウ 医師確保関連事業

医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。

- ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人（H24 年末）→ 212.4 人（H30 年末）
- ・産科医・産婦人科医師数 699 人（H24 年度）→ 763 人（H30 年末）

（平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査）

エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

- ・看護職員向けの各種研修等により、参加した看護職員への支援を行い、看護人材の確保、質の高い看護の提供推進に努めた。

【平成 27 年度】

訪問看護師離職防止研修（横浜市実施）への補助 延 233 人受講

看護専任教員に興味のある看護師を対象とした研修を実施 延 96 人受講

看護専任教員志望の看護師を対象として看護師養成所での看護専任教員への同行（シャドウイング） 延 32 人参加、15 校が受入

- ・医療ケアが必要な重度重複障害者等へ対応できる看護師を養成確保した。

養成研修修了者 16名修了（受講19名）

普及啓発研修 3回開催（受講569名）

【平成 28 年度】

訪問看護師離職防止研修（横浜市実施）への補助 延 407 人受講

看護専任教員の養成数 5 人（2 施設）

- ・医療ケアが必要な重度重複障害者等へ対応できる看護師を養成確保した。

養成研修修了者 20名修了（受講22名）

普及啓発研修 5回開催（受講491名）

- ・県内で精神科病床を有する病院（69 病院）の看護師を対象に、認知行動療法に関する研修会を 6 回実施した。

新人看護職員研修 延べ 80 名（27 年度 33 名、28 年度 47 名）

中堅看護職員研修 延べ 93 名（27 年度 33 名、28 年度 60 名）

- ・精神科医師等が身体科医師等を対象として、研修等を実施し、専門的な治療を提供できる人材を確保、養成するために研修を 2 医療機関で実施した。

精神疾患を伴う救急患者に対応できる医師養成数 7 名（28 年度）

研修受講者 121 名（28 年度）

【平成 29 年度】

訪問看護師離職防止研修（横浜市実施）への補助 延 251 人受講

看護専任教員の養成数 6 人（4 施設）

- ・医療ケアが必要な重度重複障害者等へ対応できる看護師を養成確保した。

養成研修修了者 26名修了（受講26名）

普及啓発研修 4回開催（受講549名）

- ・県内で精神科病床を有する病院（69 病院）の看護師を対象に、認知行動療法に関する研修会を 4 回実施した。

新人看護職員研修 延べ 147 名（27 年度 33 名、28 年度 47 名、29 年度 67 名）

中堅看護職員研修 延べ 145 名（27 年度 33 名、28 年度 60 名、29 年度 52 名）

- ・精神科医師等が身体科医師等を対象として、研修等を実施し、専門的な治療を提供できる人材を確保、養成するために研修を 2 医療機関で実施した。

精神疾患を伴う救急患者に対応できる医師養成数 11 名（28 年度 7 名、29 年度 4 名）

研修受講者 215 名（28 年度 121 名、29 年度 94 名）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の不足の解消に向けて、

- ・ 就業相談、再就職支援等による人材の参入促進
- ・ 介護助手の導入支援
- ・ 介護職員のキャリア形成支援
- ・ 専門的知識や技術の向上を目的とした研修の実施による資質の向上
- ・ 介護ロボット導入や経営者向けセミナー等による、介護の職場環境改善、介護職の定着促進のための取組みを進めた。
- ・ 人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた介護サービス事業所を表彰し、更なるサービスの質の向上や従業者の資質向上・定着促進を図った。

(個別の取組みの達成状況は個表参照)

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

ア 緩和ケア推進事業

- ・ 緩和ケア病棟整備数は、令和2年4月に22施設となった。今後も地域における緩和ケア提供体制の充実を図るため、引き続き緩和ケア病棟を整備していく。

イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業

- ・ 本県における令和7年(2025年)の回復期の必要病床数は、約16,000床以上の不足が見込まれる中、回復期病床への転換を図る医療機関を支援することで、不足する回復期病床への対応が一定程度図られた。

② 居宅等における医療の提供

ア かかりつけ歯科医普及定着推進事業

- ・ モデル対象団地の自治会と地域歯科医師会が、共同して事業を実施することで、地域連携の推進が図られた。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 在宅医療トレーニングセンターの運営、地域の医師会による在宅医同行研修などの実施により、2025年に向けた在宅医療の人材育成や各地域の底上げに向けた取組みを進めることができたが、在宅療養支援診療所として届け出る施設が平成28年度から29年度にかけて減少した影響により、医療施設に関する目標指標は増加していない。
- ・ 今後は、在宅医療従事者の増加に結び付くよう、取組みを継続・拡充していく必要がある。

ウ 小児等在宅医療連携拠点事業

- ・ こども医療センターの取組みとして進めている人材育成のほか、支援者向けの相談窓口も一定の成果を見せている。また、会議や取組みを通して、モデル地域における小児等在宅医療関係機関の連携も進んでおり、今後、他地域にも取組みを広げていく。

③ 介護施設等の整備

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、当初予定していた整備量には到達しなかった。
- ・ 県では事業者の積極的な補助金の活用に向けて、市町村へ公募の準備をあらかじめ行っておく等の働きかけを行っていく。

④ 医療従事者の確保

ア がん診療口腔ケア推進事業

- ・ 地域歯科医師等をがん診療連携拠点病院等に派遣し、がん患者の口腔ケアに関する実習を行ったことにより、がん患者に対する口腔ケアの取組みの推進が図られた。また、事業検討会を行ったことで、がん診療に係る医科と歯科の連携についての課題が共有された。

イ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修

- ・ 研修等の実施により、病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの提供が一定程度図られた。今後は、事業成果を地域全体へ広めていく必要がある。

ウ 医師確保関連事業

本県の医師数は、年々増加を続けているものの、平成 30 年末時点で、全国の人口 10 万人当たり 246.7 人に対して、212.4 人（全国 39 位）と全国平均を下回っている。

臨床研修医や産婦人科医の確保、定着を図る取組みなどにより、医師不足状況の課題への対応が一定程度進められ、前回調査（H26 年 201.7 人）と比較すると、成果はみられるが、依然として医師不足の状況にある。

エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

- ・ 訪問看護師に特化した離職防止研修については、市町村が実施する研修に対して補助することで、参加者のニーズにきめ細かく対応することができた。
- ・ 看護専任教員の養成については、平成28年度に導入した代替職員の人件費等を補助する事業スキームは、活用が進まず、平成27年度の事業スキームほど看護専任教員を増加させることができなかった。
- ・ 医療ケアが必要な重度重複障害者等を支援する看護師の養成研修は、その日数の多さに対して修了要件が厳密に定められていることから、受講日数が不足した等の理由により、修了要件を満たさない者が居た。普及啓発研修については、平成29年度に4回開催し多数の受講があり、取組みを一定程度進めることができた。
- ・ 精神科看護職員に認知行動療法に関する研修を実施することにより、認知行動療法を実践できる看護職員の養成が一定程度進んだ。
- ・ 精神疾患を伴う身体疾患の救急患者に対する専門的な治療をできるよう研修を実施し、専門的な治療を提供できる人材の養成が進んだ。

⑤ 介護従事者の確保

- ・ 福祉・介護分野での就業希望者に対する仕事に関する理解促進の取組みや就業相談を県内各地で実施することにより、人材の参入促進が図られた。
- ・ 介護職員のキャリア形成や職場環境の改善を支援し、福祉・介護現場での職員の意欲ややりがいの向上を促すことができた。
- ・ 事業実施により介護従事者の確保は一定程度進んでおり、引き続き取組みを進めていく。

3) 改善の方向性

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

ア 緩和ケア推進事業

- ・ 令和元年度で二次保健医療圏に1か所以上の緩和ケア病棟を整備する目標は達成できた。目標数（22 施設）についても、令和2年度には達成できる見込みである。

イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備及び医療関係者の研修・教育事業

- ・ 医療機関に対して、地域医療構想の趣旨や本事業による支援についての周知を十分に行うことで、医療機関の回復期病床への転換を促していく。

② 居宅等における医療の提供

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

③ 介護施設等の整備

- ・ 介護施設等の整備を進めていく上で、補助金を活用することは大きな支援となる一方、補助金を活用した場合、工事の着手までに時間を要することで開設予定日に遅れが生じる可能性がある等の理由で、補助金を活用していないケースもあった。そのため、各市町村へ、前年度中に公募の準備を行う等、事業者が十分な工事期間を確保することができるよう、引き続き働きかけを行っていく。

また、計画当初から、2か年での整備計画としている事案についても補助の対象としていく。

- ・ 介護サービスの情報を公開している「介護情報サービスかながわ」に基金事業を掲載するなどして、市町村だけでなく、事業者へ積極的に周知を行っていく。

④ 医療従事者の確保

ア がん診療口腔ケア推進事業

- ・ 全ての「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」で口腔ケアの取組みを行うよう、引き続き病院への働きかけを行っていく。

ウ 医師確保関連事業

- ・ 地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。

エ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

- ・ 訪問看護師離職防止研修を実施し、訪問看護師の定着への取組みを進める。
- ・ 看護師等養成所に勤務する看護専任教員の資格を有しない看護師に対し、引き続き資格取得を促進するための支援を行う。
- ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修は、カリキュラムと日程の見直しを行い、普及啓発研修についても開催場所の検討等により、受講しやすくするための改善と研修の効率化を行う。
- ・ 認知行動療法に関する研修は、同療法を実践できる看護職員養成のため、精神科病院協会を通じた周知を図り、引き続き実施していく。

⑤ 介護従事者の確保

- ・ 介護人材確保促進事業はイベント当日の参加者が 1,100 人を超え、介護や介護の仕事への理解促進が図られた旨のアンケート結果が得られたため、引き続き効果的に事業を実施していく。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横浜圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)－(A)
特別養護老人ホーム	14,465 床 (144 ケ所)	14,764 床 (146 ケ所)	299 床 (2 ケ所)
介護老人保健施設	9,543 床 (81 ケ所)	9,543 床 (81 ケ所)	－
ケアハウス	380 床 (5 ケ所)	380 床 (5 ケ所)	－
養護老人ホーム	628 床 (6 ケ所)	548 床 (6 ケ所)	△80 床 (－ケ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床 (2 ケ所)	55 床 (2 ケ所)	－
介護老人保健施設 (定員 29 人以下)	22 床 (1 ケ所)	22 床 (1 ケ所)	－
養護老人ホーム (定員 29 人以下)	－	－	－
ケアハウス (定員 29 人以下)	16 床 (1 ケ所)	16 床 (1 ケ所)	－
認知症高齢者グループホーム	4,945 床 (294 ケ所)	5,089 床 (302 ケ所)	144 床 (8 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	788 床 (124 ケ所)	914 床 (138 ケ所)	126 床 (14 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	36 ケ所	39 ケ所	3 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	63 床 (9 ケ所)	81 床 (11 ケ所)	18 床 (2 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	1,453 人 (138 ケ所)	1,453 人 (138 ケ所)	－
地域包括支援センター	138 ケ所	138 ケ所	－

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

県全体と同様とする

□横浜圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 27 年度実績
特別養護老人ホーム	14,570 床(143 ヶ所)
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	9,549 床(82 ヶ所)
ケアハウス（定員 30 人以上）	378 床(5 ヶ所)
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	548 床(6 ヶ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	55 床(2 ヶ所)
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	22 床(1 ヶ所)
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	-
ケアハウス（定員 29 人以下）	16 床(1 ヶ所)
認知症高齢者グループホーム	5,053 床(300 ヶ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	795 床(123 ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(38 ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	90 床(12 ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	1,479 人(141 ヶ所)
地域包括支援センター	138 ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数、認知症対応型デイサービスセンターにおいては利用者定員数を記載。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、介護サービス量未確定のため、記載していない。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、平成 30 年度中に各事業項目を開始した。全市町村が全ての事業項目を円滑に実施することができるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、当初予定していた整備量には到達しなかった。
- ・ 県では事業者の積極的な補助金の活用に向けて、市町村へ公募の準備をあらかじめ行っておく等の働きかけを行っていく。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 川崎圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)－(A)
特別養護老人ホーム	3,834 床 (52 ケ所)	4,158 床 (55 ケ所)	324 床 (3 ケ所)
介護老人保健施設	2,281 床 (21 ケ所)	2,281 床 (21 ケ所)	－
ケアハウス	264 床 (3 ケ所)	264 床 (3 ケ所)	－
養護老人ホーム	190 床 (2 ケ所)	190 床 (2 ケ所)	－
地域密着型特別養護老人ホーム	274 床(10 ケ所)	274 床 (10 ケ所)	－
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	－	－	－
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	－	－	－
ケアハウス（定員 29 人以下）	－	－	－
認知症高齢者グループホーム	1,837 床 (110 ケ所)	2,017 床 (120 ケ所)	180 床 (10 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	275 床 (39 ケ所)	320 床 (44 ケ所)	45 人(5 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	11 ケ所	12 ケ所	1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	37 床 (5 ケ所)	55 床 (7 ケ所)	18 床 (2 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	591 人 (56 ケ所)	591 人 (56 ケ所)	－
地域包括支援センター	49 ケ所	49 ケ所	－

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

県全体と同様とする

□川崎圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 27 年度実績
特別養護老人ホーム	4,182 床(44 ケ所)
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	2,281 床(21 ケ所)
ケアハウス（定員 30 人以上）	264 床(3 ケ所)
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	190 床(2 ケ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	250 床(9 ケ所)
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	-
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	-
ケアハウス（定員 29 人以下）	-
認知症高齢者グループホーム	1,819 床(109 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	281 床(40 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(12 ケ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	53 床(7 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	638 人(61 ケ所)
地域包括支援センター	49 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数、認知症対応型デイサービスセンターにおいては利用者定員数を記載。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、介護サービス量未確定のため、記載していない

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、平成 30 年度中に各事業項目を開始した。全市町村が全ての事業項目を円滑に実施することができるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、当初予定していた整備量には到達しなかった。
- ・ 県では事業者の積極的な補助金の活用に向けて、市町村へ公募の準備をあらかじめ行っておく等の働きかけを行っていく。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 相模原圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)－(A)
特別養護老人ホーム	2,987 床 (41 ケ所)	2,987 床 (41 ケ所)	－
介護老人保健施設	1,231 床 (12 ケ所)	1,231 床 (12 ケ所)	－
ケアハウス	122 床 (4 ケ所)	122 床 (4 ケ所)	－
養護老人ホーム	80 床 (1 ケ所)	80 床 (1 ケ所)	－
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床 (1 ケ所)	29 床 (1 ケ所)	－
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	－	－	－
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	－	－	－
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床 (5 ケ所)	96 床 (5 ケ所)	－
認知症高齢者グループホーム	1,022 床 (60 ケ所)	1,058 床 (62 ケ所)	36 床 (2 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	98 床 (18 ケ所)	117 床 (22 ケ所)	19 床 (4 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	－	9 床 (1 ケ所)	9 床 (1 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	162 人 (17 ケ所)	162 人 (17 ケ所)	－
地域包括支援センター	26 ケ所	29 ケ所	3 ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

県全体と同様とする

□相模原圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 1 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 27 年度実績
特別養護老人ホーム	2,987 床(36 ヶ所)
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,231 床(12 ヶ所)
ケアハウス（定員 30 人以上）	122 床(4 ヶ所)
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	80 床(1 ヶ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床(1 ヶ所)
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	-
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	-
ケアハウス（定員 29 人以下）	96 床(5 ヶ所)
認知症高齢者グループホーム	1,058 床(62 ヶ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	132 床(24 ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(3 ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	-
認知症対応型デイサービスセンター	138 人(15 ヶ所)
地域包括支援センター	29 ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数、認知症対応型デイサービスセンターにおいては利用者定員数を記載。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、介護サービス量未確定のため、記載していない。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、平成 30 年度中に各事業項目を開始した。全市町村が全ての事業項目を円滑に実施することができるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、当初予定していた整備量には到達しなかった。
- ・ 県では事業者の積極的な補助金の活用に向けて、市町村へ公募の準備をあらかじめ行っておく等の働きかけを行っていく。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 横須賀・三浦圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→5 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)－(A)
特別養護老人ホーム	3,365 床 (39 ケ所)	3,395 床 (39 ケ所)	30 床 (－ケ所)
介護老人保健施設	1,881 床 (19 ケ所)	1,881 床 (19 ケ所)	－
ケアハウス	150 床 (2 ケ所)	150 床 (2 ケ所)	－
養護老人ホーム	152 床 (3 ケ所)	152 床 (3 ケ所)	－
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床 (1 ケ所)	29 床 (1 ケ所)	－
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床 (1 ケ所)	16 床 (1 ケ所)	－
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	－	－	－
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床 (1 ケ所)	20 床 (1 ケ所)	－
認知症高齢者グループホーム	1,111 床 (77 ケ所)	1,129 床 (78 ケ所)	18 床 (1 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	123 床 (18 ケ所)	128 床 (19 ケ所)	5 床 (1 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6 ケ所	9 ケ所	3 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	6 床 (1 ケ所)	15 床 (2 ケ所)	9 床 (1 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	285 人 (28 ケ所)	285 人 (28 ケ所)	－
地域包括支援センター	27 ケ所	27 ケ所	－

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

県全体と同様とする

□横須賀・三浦圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 5 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 27 年度実績
特別養護老人ホーム	3,395 床(36 ケ所)
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,881 床(20 ケ所)
ケアハウス（定員 30 人以上）	150 床(2 ケ所)
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	152 床(3 ケ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	29 床(1 ケ所)
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	16 床(1 ケ所)
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	-
ケアハウス（定員 29 人以下）	20 床(1 ケ所)
認知症高齢者グループホーム	1,137 床(78 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	129 床(19 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(7 ケ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	6 床(1 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	308 人(30 ケ所)
地域包括支援センター	27 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数、認知症対応型デイサービスセンターにおいては利用者定員数を記載。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、介護サービス量未確定のため、記載していない。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、平成 30 年度中に各事業項目を開始した。全市町村が全ての事業項目を円滑に実施することができるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、当初予定していた整備量には到達しなかった。
- ・ 県では事業者の積極的な補助金の活用に向けて、市町村へ公募の準備をあらかじめ行っておく等の働きかけを行っていく。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南東部圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→3 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)－(A)
特別養護老人ホーム	1,754 床 (24 ケ所)	1,874 床 (25 ケ所)	120 床 (1 ケ所)
介護老人保健施設	1,216 床 (12 ケ所)	1,316 床 (13 ケ所)	100 床 (1 ケ所)
ケアハウス	80 床 (2 ケ所)	80 床 (2 ケ所)	－
養護老人ホーム	200 床 (2 ケ所)	200 床 (2 ケ所)	－
地域密着型特別養護老人ホーム	74 床 (3 ケ所)	74 床 (3 ケ所)	－
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	－	－	－
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	－	－	－
ケアハウス（定員 29 人以下）	－	－	－
認知症高齢者グループホーム	696 床 (41 ケ所)	696 床 (41 ケ所)	－
小規模多機能型居宅介護事業所	180 床 (25 ケ所)	180 床 (25 ケ所)	－
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15 床 (2 ケ所)	24 床 (3 ケ所)	9 床 (1 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	131 人 (12 ケ所)	131 人 (12 ケ所)	－
地域包括支援センター	28 ケ所	29 ケ所	1 ケ所

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

県全体と同様とする

□湘南東部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 3市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 27 年度実績
特別養護老人ホーム	1,770 床(25 ヶ所)
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,316 床(13 ヶ所)
ケアハウス（定員 30 人以上）	80 床(2 ヶ所)
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	200 床(2 ヶ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	58 床(2 ヶ所)
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	-
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	-
ケアハウス（定員 29 人以下）	-
認知症高齢者グループホーム	681 床(40 ヶ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	173 床(24 ヶ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(2 ヶ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	24 床(3 ヶ所)
認知症対応型デイサービスセンター	81 人(8 ヶ所)
地域包括支援センター	30 ヶ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数、認知症対応型デイサービスセンターにおいては利用者定員数を記載。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、介護サービス量未確定のため、記載していない。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、平成30年度中に各事業項目を開始した。全市町村が全ての事業項目を円滑に実施することができるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、当初予定していた整備量には到達しなかった。
- ・ 県では事業者の積極的な補助金の活用に向けて、市町村へ公募の準備をあらかじめ行っておく等の働きかけを行っていく。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 湘南西部圏域（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

② 居宅等における医療の提供に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

以下の事業を除いて、県全体と同様とする。

イ 在宅医療施策推進事業

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0 市町村→5 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

区 分	平成 26 年度(A)	平成 27 年度(B)	増減(B)－(A)
特別養護老人ホーム	2,054 床 (26 ケ所)	2,104 床 (26 ケ所)	50 床 (－ケ所)
介護老人保健施設	1,184 床 (12 ケ所)	1,194 床 (12 ケ所)	10 床 (－ケ所)
ケアハウス	226 床 (6 ケ所)	226 床 (6 ケ所)	－
養護老人ホーム	120 床 (2 ケ所)	120 床 (2 ケ所)	－
地域密着型特別養護老人ホーム	111 床 (4 ケ所)	111 床 (4 ケ所)	－
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	54 床 (2 ケ所)	54 床 (2 ケ所)	－
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	－	－	－
ケアハウス（定員 29 人以下）	29 床 (1 ケ所)	29 床 (1 ケ所)	－
認知症高齢者グループホーム	629 床 (40 ケ所)	629 床 (40 ケ所)	－
小規模多機能型居宅介護事業所	126 床 (18 ケ所)	126 床 (18 ケ所)	－
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 ケ所	3 ケ所	1 ケ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	10 床 (2 ケ所)	10 床 (2 ケ所)	－
認知症対応型デイサービスセンター	127 人 (13 ケ所)	127 人 (13 ケ所)	－
地域包括支援センター	25 ケ所	25 ケ所	－

④ 医療従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和 2 年度】

県全体と同様とする

⑤ 介護従事者の確保に関する目標【計画期間：平成 27 年度～令和元年度】

県全体と同様とする

□湘南西部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 各市町村で実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 5 市町村

③ 介護施設等の整備に関する目標

区 分	平成 27 年度実績
特別養護老人ホーム	2,125 床(24 ケ所)
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	1,139 床(12 ケ所)
ケアハウス（定員 30 人以上）	226 床(6 ケ所)
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	120 床(2 ケ所)
地域密着型特別養護老人ホーム	85 床(3 ケ所)
介護老人保健施設（定員 29 人以下）	54 床(2 ケ所)
ケアハウス（定員 29 人以下）	29 床(1 ケ所)
養護老人ホーム（定員 29 人以下）	-
認知症高齢者グループホーム	620 床(40 ケ所)
小規模多機能型居宅介護事業所	130 床(18 ケ所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(2 ケ所)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	10 床(2 ケ所)
認知症対応型デイサービスセンター	115 人(12 ケ所)
地域包括支援センター	21 ケ所

注 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数、認知症対応型デイサービスセンターにおいては利用者定員数を記載。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、介護サービス量未確定のため、記載していない。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供

- ・ 市町村では、平成30年度中に各事業項目を開始した。全市町村が全ての事業項目を円滑に実施することができるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、当初予定していた整備量には到達しなかった。
- ・ 県では事業者の積極的な補助金の活用に向けて、市町村へ公募の準備をあらかじめ行っておく等の働きかけを行っていく。域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、当初予定していた整備量には到達しなかった。
- ・ 県では事業者の積極的な補助金の活用に向けて、市町村へ公募の準備をあらかじめ行っておく等の働きかけを行っていく。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 2 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 2 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成27年度神奈川県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 1】 緩和ケア推進事業	【総事業費】963,802 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成27年10月16日～令和3年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	身近な地域で、安心して充実した緩和ケアが受けられるよう、二次保健医療圏に1か所以上の緩和ケア病棟の整備を目指すとともに、地域における緩和ケアの提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みの構築を図る必要がある。	
	アウトカム指標値：－	
事業の内容（当初計画）	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備として緩和ケア病棟整備や、地域における緩和ケア体制の充実のためのネットワークの構築・運営を支援する事業に対して、その経費の一部を助成する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	緩和ケア病棟整備数 16 施設（27 年度）→22 施設（令和元年度） 緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築 3 病院（27 年度）→10 病院（令和元年度） 緩和ケア病床の増加 423 床（令和元年度）→453 床以上（令和2年度）	
アウトプット指標 （達成値）	緩和ケア病棟整備数 16 施設→21 施設（令和元年度末） 緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築 3 病院→6 病院 【平成28年度で終了】	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値：－	
	（1）事業の有効性 二次保健医療圏に1か所以上の緩和ケア病棟を整備することにより、身近な地域で安心して充実した緩和ケアが受けられるようになる。 また、緩和ケア病棟整備済みの医療機関を対象に、緩和ケア人材育成やネットワークの構築・運営を支援することにより、在宅における緩和ケア提供体制も推進される。 （2）事業の効率性 緩和ケア病棟が未整備である二次保健医療圏への病棟整備に向けて、県がん診療連携指定病院の指定を希望する病院等に働きかけを行うことにより、がん診療連携体制の強化と緩和ケア提供体制の充実が相乗的に推進される。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 2】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費】 3,431,123 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	医療機関、医療関係団体、神奈川県、横浜市	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県においては、令和 7 年(2025 年)に回復期病床が現状と比べて約 16,000 床以上不足する見込みであるため、他区分からの転換を促すなどして、回復期病床の増床を図る必要がある。	
	アウトカム指標値：回復期病床の増	
事業の内容(当初計画)	- 急性期及び療養病床等から地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床への転換を行う医療機関の施設・設備整備に対して助成する。 - 医師及び看護師等に対して複数の病棟で質の高い医療を提供できるような人材の育成・確保のための研修を医師会や看護協会等の医療関係団体へ委託する等して実施する。 - 病院・診療所間での連携や在宅医療・介護の連携、情報共有を図るための、情報システムを導入する。 - 病院・診療所間、医科・歯科間、地域の医療機関間や関係機関との連携を促進するため、地域連携クリティカルパス等の普及に向けて、モデル地域における協議会や、医療機関や薬局等への研修会などを実施する。 - 高齢化の進展により医療需要が増加する心血管疾患について、地域の中核となる特定の医療機関が中心となり、今後必要とされる外来心臓リハビリテーションや地域連携を推進する体制の強化を行う。あわせて、不足と推計されている回復期について、地域での普及活動を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	- 回復期病床への機能転換を図る医療機関の施設・設備整備事業に対して助成することにより、回復期病床の増床を図る。 27 年度基金を活用して整備を行う回復期病床数 1,000 床(30 年度まで) - 病床機能分化・転換に伴い、高度急性期から慢性期までの異なる病床機能の病棟に従事する可能性のある医療従事者に対して、キャリアパスを意識した研修・教育プログラムを作成・実施することにより、異なる病床機能の病棟及び在宅医療においても質の高い医療・看護が提供できる人材を確保・養成する。 - 病院・診療所間連携及び在宅医療・介護の連携を図る情報システムを医療介護総合確保区域単位で導入する。	
アウトプット指標 (達成値)	- 回復期病床への機能転換を図る医療機関の施設整備事業について補助を行い、回復期病床の増床を図った。 (平成 27 年度：91 床分、平成 28 年度：360 床分、平成 29 年度：307 床、平成 30 年度：147 床分。令和元年度：152 床(平成 28 年度計画分で執行)) - 病院・診療所間連携及び在宅医療・介護の連携を図る情報システムを 6 区域で導入(26 年度計画と一体的に実施)また、「神奈川県地域医療介護連携ネットワーク構築ガイドライン」を策定した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：回復期病床の増 観察できた → 指標値：1,057 床	

	(1) 事業の有効性 本事業での支援の実施により、急性期病床等から回復期病床への病床の転換整備を一定程度進めることができた。 (2) 事業の効率性 限りある医療資源について、急性期病床等から回復期病床へ機能転換を促すことにより、効率的に回復期病床の増床を図る。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	【No. 4】 在宅医療施策推進事業	【総事業費】	246,247 千円						
事業の対象となる区域	県全域								
事業の実施主体	神奈川県、神奈川県医師会、郡市区医師会								
事業の期間	平成27年10月16日～令和3年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了								
背景にある医療・介護ニーズ	・在宅医療提供体制の強化に向けて、在宅医療従事者、特に在宅医療を行う医師を増やす必要がある。 ・在宅医療に取り組むにあたり、在宅での医療的ケアの技術の習得や多職種の連携構築が課題となっている。 ・地域の医療関係者の意識向上、在宅医療の底上げにより、全市町村で、在宅医療と介護の連携を円滑に進められるようにしていく必要がある。 アウトカム指標値： ・各市町村が実施する地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）の取組みにおいて、国が示した事業項目全て開始した市町村数：0市町村→33市町村 ・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成27年度）→2,139（令和5年度） ・在宅療養支援診療所数の増 832カ所（平成26年）→1,302カ所（令和5年度目標）								
事業の内容（当初計画）	県内において、広域的または補完的に在宅医療施策を推進するため、在宅医療に係る必要な情報共有主段の構築、必要な研修などの事業に係る経費に対して助成する。 ア 在宅医療トレーニングセンター事業 イ 郡市医師会が実施する在宅医療の推進に資する事業 あわせて、高齢者等在宅患者の急変時における、それぞれの病態に見合った形で適切な機能区分の医療機関に搬送を行う持続可能な搬送体制を検討・構築する。								
アウトプット指標 （当初の目標値）	・在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間1,600人の医療従事者のスキル向上を図る。（平成28年度～） ・郡市医師会が市町村と連携して在宅医療の推進に資する事業を実施する区域数：8区域								
アウトプット指標 （達成値）	・平成27年10月から在宅医療トレーニングセンターの運営を開始し、9,693人の在宅医療従事者等のスキル向上を図った。（平成26年度計画事業と一体的に実施） ・郡市医師会が市町村と連携して在宅医療の推進に資する事業を実施した区域数：6区域（令和元年度まで）								
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値： ・地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）の取組みにおいて、国が示した事業項目全て開始した市町村数 <table><tr><td>平成28年度実施済み</td><td>平成30年度実施済み</td><td>平成30年度実施予定</td></tr><tr><td>10市町</td><td>33市町村</td><td>33市町村</td></tr></table>			平成28年度実施済み	平成30年度実施済み	平成30年度実施予定	10市町	33市町村	33市町村
平成28年度実施済み	平成30年度実施済み	平成30年度実施予定							
10市町	33市町村	33市町村							

	・訪問診療を実施している診療所・病院数： 1,455（平成27年度）→1,444（平成29年度） ・在宅療養支援診療所数：832カ所（平成26年）→789カ所（平成29年度）
	（１）事業の有効性 地域の医師会の、在宅医療に係る自主的な取組みを促すことで、地域の在宅医療の底上げを図り、市町村の地域支援事業の取組みの推進を図ることができた。 （２）事業の効率性 県医師会を経由することで、地域の医師会や在宅医療従事者への効果的な働きかけ、効率的な事業実施ができた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6】 在宅歯科診療所設備整備事業	【総事業費】 247,393 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、一般社団法人神奈川県歯科医師会	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・地域包括ケア提供体制の構築に向けて、在宅医療提供体制の充実にあたっては、医科だけでなく、歯科や介護と連携しながら進めていくことが重要である。 ・在宅歯科医療提供体制の強化に向けては、在宅歯科医療を提供可能な歯科医療機関数、さらに、各歯科医療機関での対応可能人数等を増やすことも必要だが、訪問診療用の設備の導入コストが障壁となっている。	
	アウトカム指標値： 訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 機関（平成 26 年度）→982 機関（令和 5 年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の在宅歯科医療用機器等の整備に係る経費に対し助成する。 イ アで整備を行う在宅歯科医療用機器等に係る検討のため開催する委員会の経費に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療用機器等の整備を進めることにより、在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、既に実施している歯科医療機関の機器の充実を図る。（285 か所）	
アウトプット指標（達成値）	・在宅歯科医療用機器を 184 か所に整備した。【平成 30 年度実績】 ・在宅歯科医療用機器を 80 か所に整備した。【令和元年度実績】	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 観察できなかった （1）事業の有効性 在宅歯科医療に積極的に取り組む意欲のある歯科医療機関への支援によって、在宅歯科医療の参入促進、在宅歯科医療提供体制の充実強化が進むと考えられる。 導入後の利用状況の報告を元に、一部の利用率が上がっていない歯科診療所については、有効に活用されるよう働きかけていく。 （2）事業の効率性 県歯科医師会においてとりまとめのうえ整備を行うことで、効果的に整備を進めることができるほか、地域ごとの在宅歯科に必要な機器の普及状況、利用状況等を一括で効率的に把握できる。	
その他	平成 30 年度より、在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関に対してのみ補助を行う。	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10】 臨床研修医確保・定着支援事業	【総事業費】 17,231 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県、医療関係団体	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	臨床研修及び臨床研修終了後の県内定着を図ることにより、医師不足状況に対処するとともに、医療提供体制の確保を図る。	
	アウトカム指標値： 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）193.7 人（平成 24 年度末）→ 215 人（令和 2 年 12 月時点）	
事業の内容（当初計画）	医学生を対象に県内臨床研修病院による合同説明会を開催すると共に、確保した臨床研修医に対するオリエンテーションを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	不足している診療科の医師の確保や医師の県内定着を図るため、合同説明会等を実施する。 ・臨床研修医の採用数：都道府県定員上限数の採用を目指す	
アウトプット指標（達成値）	・平成 30 年度臨床研修医の採用数 591 人（募集定員 688 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：人口10万人当たり医師数（医療施設従事者） 観察できた（平成30年12月時点：212.4人）	
	（1）事業の有効性 全国の医学生を対象に、県内臨床研修病院の PR を行う臨床研修病院合同説明会を地域医療支援センターと一体となって平成 31 年 3 月に実施した。 （2）事業の効率性 県医師会と共同開催し、県内臨床研修病院の 8 割超が出展、資料提供で参加した。当日訪れた医学生等は 117 名で、参加者一人当たり約 5 つの臨床研修病院から説明を受け、効率的に県内の臨床研修病院を PR することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 11】 産科等医師確保支援事業	【総事業費】 405,064 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	ア 神奈川県産科婦人科医会、医学部を有する大学のうち、県内に付属病院を有するもの イ 分娩取扱施設 ウ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 エ 神奈川県 オ 帝王切開術を行う分娩取扱医療機関	
事業の期間	平成 27 年 10 月 16 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来県内において産科等に従事する医師を確保・育成するほか、産科勤務医等の処遇を改善することで、県内で従事する産科医・産婦人科医師数の増加を図る必要がある。	
	アウトカム指標値：全県の産科医・産婦人科医師数 ・全県の産科医・産婦人科医師数 744 人（平成 26 年）→ 790 人（令和 2 年 12 月時点） ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 10.18 人（平成 28 年）→ 現状維持	
事業の内容（当初計画）	ア 産婦人科医の県内の定着を図るため、医学生及び研修医を対象とした産婦人科医師を確保するための研修会の開催等に必要な経費に対して支援を実施する。 イ 現職の勤務医等の継続的就労の促進に資するため、産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して補助する。 ウ 産婦人科専門医の取得を目指す産婦人科専攻医を受け入れており、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助する。 エ 横浜市立大学における産科等医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後 9 年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付けを行う。 オ 医療機関が帝王切開術のために対応する産科医師を確保する経費に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	産婦人科医師を確保するための研修会の開催等に必要な経費に対して支援を実施し、産婦人科医の県内の定着を図る。 ・修学資金貸与人数（産科医師修学資金）30 名	
アウトプット指標（達成値）	・修学資金貸与人数（産科医師修学資金） 29 名（平成 30 年度）、30 名（令和元年度・うち 8,460,250 円分を H27 計画分として執行）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた 744 人（H26 年末）→ 763 人（H30 年末）	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、産科医師の増加が図られるほか、周産期医療体制の質の向上にも繋がる。	

	(2) 事業の効率性 初期研修医等に対し、産科に興味を持つきっかけとなる研修を実施した県内に医学部を有する大学に対し、補助を行ってきたが、大学による事業の自走化により補助事業の見直し（平成 29 年度で廃止）なども行っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12】 女性医師等就労支援事業	【総事業費】 475,516 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	女性医師等の就業支援を実施する医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	働く医師の勤務環境を悪化させる要因の一つである、出産、育児等による女性医師等の離職及びその後の復職の難しさを改善するため、働きやすい環境を整備する。	
	アウトカム指標値： ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人→215 人（令和 2 年 12 月時点） ・看護職員の離職率 14.1%の維持（令和元年度）	
事業の内容（当初計画）	ア 女性医師等の離職防止等を図るため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備などの経費に対して支援する。 イ 保育施設を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24 時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。 ウ 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。	
アウトプット指標 （達成値）	平成 28 年度も改めて医療機関への要望調査を行い、モデル事業の実施を検討したが、回答数がほとんどないため、次につながらなかった。医師個人を対象としたアンケート及び関係者との意見交換などにより支援ニーズをさらに精査し、30 年度事業化に向けての検討を目指す。 【平成 30 年度】 ・院内保育事業運営費補助実績数 124 箇所 【令和元年度】 ・院内保育事業運営費補助実績数 114 箇所 （うち 127,788,000 円分を H27 計画分として執行）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 指標値：2017 年度（2018 年調査）看護職員（正規雇用看護職員）の離職率 13.4%（公益社団法人日本看護協会調べ）	
	（1）事業の有効性 国の「働き方改革実行計画」のロードマップにおいても「女性の復職など多様な女性活躍の推進」が挙げられており、有効である。 （2）事業の効率性 大きなテーマのため、病院等の医療業界の勤務慣行（例：応召義務）の抜本的な見直しを伴うものであり、ニーズの掘り起こしに苦慮しているが、先ず、医師、看護師等の昼間の託児施設への支援、働き方改革の普及推進など、効率的なものから着手していくこととしたい。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業																																		
事業名	【No. 17】 福祉人材確保等基盤整備事業		【総事業費】 190,811 千円																																
事業の対象となる区域	県全域																																		
事業の実施主体	神奈川県																																		
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了																																		
背景にある医療・介護 ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 5,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。																																		
	アウトカム指標：介護サービス事業者、職能団体、介護人材の養成機関等と協議の場を設け、本県の介護人材の確保・育成・定着にかかる課題解決に向け連携して取組む。また、福祉人材センターの機能を強化し、地域密着型就職支援や若年層から中高年齢層などのあらゆる層に対する福祉・介護の魅力普及啓発を展開する。																																		
事業の内容（当初計画）	関係団体による協議会を設置し、福祉人材確保にかかる共通課題の解決の方策や効果的な取組について当事者目線で検討を行う。																																		
アウトプット指標 （当初の目標値）	・人材確保にかかる協議会の開催（本体会議年 2 回、検討部会年 6 回） ・福祉人材センター機能の地域展開（地域密着型就労支援） 就職相談会 2 回× 4 地区、福祉の仕事を知る懇談会 2 回× 4 地区 福祉の施設見学会 2 回× 4 地区 介護の資格届出制度の広報・周知																																		
アウトプット指標 （達成値）	<table><tr><td></td><td>介護人材確保対策推進会議</td><td>優良介護事業所認定評価</td><td>福祉人材センター機能強化</td><td>介護の資格届出制度</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>推進会議 3 回 検討会 4 回</td><td>—</td><td>仕事フェア 197 人 懇談会 14 回 324 人</td><td>—</td></tr><tr><td>28 年度</td><td>推進会議 3 回 検討会 5 回</td><td>46 事業所</td><td>仕事フェア 221 人 懇談会 21 回 383 人</td><td>25</td></tr><tr><td>29 年度</td><td>推進会議 2 回 検討会 6 回</td><td>52 事業所</td><td>仕事フェア 284 人 懇談会 22 回 341 人</td><td>411</td></tr><tr><td>30 年度</td><td>推進会議 2 回 検討会 6 回</td><td>54 事業所</td><td>仕事フェア 232 人 懇談会 20 回 421 人</td><td>322</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>推進会議 2 回 検討会 6 回</td><td>61 事業所</td><td>仕事フェア 319 人 懇談会 17 回 423 人</td><td>274</td></tr></table>						介護人材確保対策推進会議	優良介護事業所認定評価	福祉人材センター機能強化	介護の資格届出制度	平成 27 年度	推進会議 3 回 検討会 4 回	—	仕事フェア 197 人 懇談会 14 回 324 人	—	28 年度	推進会議 3 回 検討会 5 回	46 事業所	仕事フェア 221 人 懇談会 21 回 383 人	25	29 年度	推進会議 2 回 検討会 6 回	52 事業所	仕事フェア 284 人 懇談会 22 回 341 人	411	30 年度	推進会議 2 回 検討会 6 回	54 事業所	仕事フェア 232 人 懇談会 20 回 421 人	322	令和元年度	推進会議 2 回 検討会 6 回	61 事業所	仕事フェア 319 人 懇談会 17 回 423 人	274
	介護人材確保対策推進会議	優良介護事業所認定評価	福祉人材センター機能強化	介護の資格届出制度																															
平成 27 年度	推進会議 3 回 検討会 4 回	—	仕事フェア 197 人 懇談会 14 回 324 人	—																															
28 年度	推進会議 3 回 検討会 5 回	46 事業所	仕事フェア 221 人 懇談会 21 回 383 人	25																															
29 年度	推進会議 2 回 検討会 6 回	52 事業所	仕事フェア 284 人 懇談会 22 回 341 人	411																															
30 年度	推進会議 2 回 検討会 6 回	54 事業所	仕事フェア 232 人 懇談会 20 回 421 人	322																															
令和元年度	推進会議 2 回 検討会 6 回	61 事業所	仕事フェア 319 人 懇談会 17 回 423 人	274																															
事業の有効性・ 効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 介護人材確保・育成・定着に関する取組内容の改善や新たな取組内容の構築、福祉人材センターにおけるマッチング率の向上																																		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																														
	マッチング率	67.4%	77.4%	56.1%	64.3%																														
					令和元年度																														
					67.3%																														

	(1) 事業の有効性 介護人材確保対策推進会議において、介護の仕事に関わる関係者が一同に会し、多角的な面から人材確保・育成等に関する議論を行ったことで、当事者間での課題の共有につながった。 福祉人材センターについては、県内4地域で就職相談会等を開催し、求職者が身近な地域で福祉の仕事に関する就職活動ができる環境を整備した。 また、平成29年度から施行された社会福祉法に基づく介護福祉士等の離職者届出制度について、リーフレット配布やコンビニエンスストアでのポスター掲示等により制度の周知を図り、届出数は令和元年度末時点で累計1,032人が登録した。 (2) 事業の効率性 介護人材確保に関するポータルサイトを新たに開設し、相談会や各種セミナー情報、福祉・介護の魅力に関する情報などを掲載することで、県民の情報アクセスの利便性を高め、求人登録及びマッチングにつながる効果的・効率的な情報発信が可能となった。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業																	
事業名	【No. 18】 優良介護事業所認証評価事業				【総事業費】 54,218 千円													
事業の対象となる区域	県全域																	
事業の実施主体	神奈川県																	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了																	
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 1,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。																	
	介護事業所自らが、サービスの質の向上や人材の確保・育成・定着に向けた取組むためのインセンティブが働く仕組みが必要である。																	
	アウトカム指標：介護サービス事業所全体のサービスの質の向上と人材の確保・育成・定着の促進を図る。																	
事業の内容 （当初計画）	介護人材の確保・育成・定着、雇用管理改善、要介護・要支援状態の改善等のサービスの質の向上に積極的に取り組み、他の事業所の模範となる優良な介護サービス事業所等を認証する。																	
アウトプット指標 （当初の目標値）	サービスの質や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証する。																	
アウトプット指標 （達成値）	<table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>累計</td></tr><tr><td>認証事業所数</td><td>46 事業所</td><td>52 事業所</td><td>54 事業所</td><td>61 事業所</td><td>213 事業所</td></tr></table>							H28	H29	H30	R1	累計	認証事業所数	46 事業所	52 事業所	54 事業所	61 事業所	213 事業所
	H28	H29	H30	R1	累計													
認証事業所数	46 事業所	52 事業所	54 事業所	61 事業所	213 事業所													
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた →81事業所から申請があり61事業所を認証した。																	
	（1）事業の有効性 介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善に顕著な成果をあげた介護サービス事業所等が、「頑張れば報われる」といった機運が醸成され、更なるサービスの質の向上が見込まれる。 （2）事業の効率性 事業周知を強化するとともに、認証取得を目指す事業所や申請を行ったものの認証されなかった事業所に対する支援を強化することで、申請事業所数、申請事業所の認証率の向上を図った。																	
その他																		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業											
事業名	【No. 22】 介護助手導入支援事業		【総事業費】 323,098 千円									
事業の対象となる区域	県全域											
事業の実施主体	神奈川県											
事業の期間	平成28年4月1日～令和2年3月31 日 □継続 / ☒ 終了											
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成27年6月に公表した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約2万5,000人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。 介護現場では、専門性を有する介護職が介護の周辺業務に迫られ負担が過重となっているため、介護保険施設等に介護助手を配置し、介護分野への新たな人材の参入を促進するとともに、介護職の負担軽減と専門性の向上を図る。 アウトカム指標：介護助手導入施設 20 施設											
事業の内容 （当初計画）	介護助手導入のノウハウ等を県内の多くの介護施設等にフィードバックするための研修等の支援を行う。また、介護助手の導入を促進させる中で、介護職が 要介護者の特性（認知症ケア、医療ケア等）に応じた専門的なサービス提供を行なえる環境を整備するとともに、県内の多くの介護施設等で新たな介護人材の確保ができるよう介護助手導入のきっかけの基盤を広げる。											
アウトプット指標 （当初の目標値）	介護助手採用数 200 人											
アウトプット指標 （達成値）	<table><tr><td></td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>介護助手採用数</td><td>97 人</td><td>125 人</td><td>133 人</td></tr></table>					平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	介護助手採用数	97 人	125 人	133 人
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度									
介護助手採用数	97 人	125 人	133 人									
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 介護助手採用数：133人 （1）事業の有効性 介護業務等の経験のない者でも業務を担うことができる環境を整えることで、中高年齢者等の介護分野へ新たな職員の参入が促進される。 また、介護助手を導入し、介護現場の業務分担レベルに応じた役割を明確にすることで、介護職の高度化・専門化が図られ、キャリアアップや処遇改善につながる。 （2）事業の効率性 介護助手を導入する施設への助成ではなく、介護施設等を運営する当事者で構成される職能団体に対し、採用から育成までの支援や導入きっかけの基盤づくりについて委託することで、それぞれの介護現場のニーズに即した効果的・効率的な事業実施が可能となっている。											
その他												

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
事業名	【No. 27】 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業		【総事業費】 178,670 千円		
事業の対象となる区域	県全域				
事業の実施主体	神奈川県、介護サービス事業者				
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了				
背景にある医療・ 介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 5,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。				
	アウトカム指標：地区毎に介護チームのリーダー養成研修を実施するとともに、介護事業者が職員のキャリアアップに取り組むための環境を整備する。				
事業の内容 （当初計画）	ア 介護チームのリーダー養成研修 イ 介護職員初任者研修及び実務者講習受講支援事業 ウ 介護職員初任者研修、実務者研修及びファーストステップ研修受講のための代替要員確保対策事業				
アウトプット指標 （当初の目標値）	介護職員がキャリアアップのための研修を受講しやすい環境を整備し、介護人材の定着とサービスの向上を図る。				
アウトプット指標 （達成値）	・介護現場で中心的な役割を担うチームリーダーを養成するために、基礎的な業務に習熟した介護職員を対象に、県内 7 地区で地域の施設が連携して「ファーストステップ研修事業」を行った。 ・介護事業所が、従業者に介護職員初任者研修を受講させる場合の受講料負担や実務者研修を受講している期間の代替職員の確保に係る費用の補助を行った。				
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：職員のキャリアアップに取り組んだ法人数 観察できた →				
	項目	研修受講料支援事業		代替要員確保対策事業	
		補助事業者数	研修修了者数	補助事業者数	補助対象者数
	平成 27 年度	6 法人	25 人	3 法人	6 人
	28 年度	18 法人	45 人	15 法人	49 人
	29 年度	52 法人	161 人	29 法人	74 人
	30 年度	59 法人	205 人	36 法人	97 人
	令和元年度	49 法人	265 人	34 法人	107 人
	累 計	184 法人	701 人	117 法人	333 人

	(1) 事業の有効性 ファーストステップ研修は、認定介護福祉士の研修受講要件に該当するなど、職員のキャリアアップにつながっている。 また、介護事業者が従業者に研修を受講させる場合の補助については、従来、職員個人の努力に委ねられることが多かったキャリアアップのための資格取得を、県が支援することで、雇用者側の職員育成の後押しとなる。 (2) 事業の効率性 ファーストステップ研修は、地域の介護事業所等が共同で実施していることから、事業所自らが人材育成に取り組む基盤をつくり、実態に見合った内容、レベルでの研修が実施されるなど、効率的な人材育成につながっている。 介護事業者が従業者に研修を受講させる場合の補助については、補助率を概ね1/3相当として事業者負担を設定し、また、申請要件に研修実施計画の策定を求めることで、職員の資質向上に向けた取組を事業者が当事者意識を持って積極的に実施することを支援する仕組みとしている。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業																	
事業名	【No. 34】 優良介護サービス事業所等奨励事業			【総事業費】 97,880 千円														
事業の対象となる区域	県全域																	
事業の実施主体	神奈川県																	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了																	
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）には、約 2 万 5000 人の介護人材の不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。 また、現在の介護保険制度では、質の高い介護サービスを提供し、利用者の要介護度が軽減すると介護報酬が減額となってしまう、サービスの質の向上に向けた取組みに対するインセンティブが働く仕組みが必要である。 アウトカム指標：介護サービス事業所全体のサービスの質の向上と人材の定着促進を図る。																	
事業の内容 （当初計画）	人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた介護サービス事業所を対象に、20 事業所を上限として選考の上表彰を行い、更なるサービスの質の向上や従業者の資質向上・定着促進を図る。																	
アウトプット指標 （当初の目標値）	人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた介護サービス事業所を対象に、20 事業所を上限として選考の上表彰を行い、更なるサービスの質の向上や従業者の資質向上・定着促進を図る。																	
アウトプット指標 （達成値）	人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた事業所に対して表彰を行った。 <table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>累計</td></tr><tr><td>表彰事業所数</td><td>19 事業所</td><td>18 事業所</td><td>20 事業所</td><td>20 事業所</td><td>57 事業所</td></tr></table>							H28	H29	H30	R1	累計	表彰事業所数	19 事業所	18 事業所	20 事業所	20 事業所	57 事業所
	H28	H29	H30	R1	累計													
表彰事業所数	19 事業所	18 事業所	20 事業所	20 事業所	57 事業所													
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：本事業への応募事業所数 ※ サービスの質の向上について、数値目標ではかることは難しいため、代替指標として、更なるサービスの質の向上や従業者の資質向上・定着促進に取り組んでいる応募事業所数を用いている。 観察できた <table><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>累計</td></tr><tr><td>応募事業所数</td><td>66 事業所</td><td>117 事業所</td><td>130 事業所</td><td>107 事業所</td><td>420 事業所</td></tr></table>							H28	H29	H30	R1	累計	応募事業所数	66 事業所	117 事業所	130 事業所	107 事業所	420 事業所
	H28	H29	H30	R1	累計													
応募事業所数	66 事業所	117 事業所	130 事業所	107 事業所	420 事業所													
	（１）事業の有効性 介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた事業所を「かながわベスト介護セレクト 20」として表彰し、頑張った介護が報われるという機運を高める効果に寄与した。 （２）事業の効率性 本事業を 11 月 11 日の介護の日に併せて実施する「介護フェア」等と併せて実施することで、効果的な広報が可能となるとともに、開催経費等の節減が図られた。																	
その他																		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 35】 介護分野での就労未経験者の就労定着促進事業			【総事業費】288,515 千円		
事業の対象となる区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了					
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 5,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。					
	アウトカム指標：介護分野への就労者 320 人					
事業の内容 (当初計画)	介護分野での就労未経験者等を対象に、介護職員初任者研修を実施するとともに、介護サービス事業所等への就労あっ旋を行い、資格取得から就労までを一貫して支援する。					
アウトプット指標 (当初の目標値)	資格取得から介護サービス事業所等への就労あっ旋までを総合的に支援することで、新たな介護人材の参入を促進し、安定的な介護サービスの提供につなげる。					
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値：介護分野への就労者観察できた →					
		H28	H29	H30	R 1	合計
	就職者	61人	106人	42人	84人	293人
	(1) 事業の有効性 本事業により、これまで 293 人が介護分野へ就労しており、アウトカム指標は達成できなかった(達成率 91.6%)ものの、介護分野への新たな人材の参入に直接的な効果があった。 なお、就労に結び付かなかった者に対しても、福祉人材センターへの届出制度等を活用して、継続的に就労支援を行っている。					
	(2) 事業の効率性 研修修了者の居住地と求人事業所の所在地が条件と合わず、就労に繋がりにくいケースが生じていることが判明したため、募集段階で受講者及び求人事業所の 希望条件をより詳細に聞き取る等により、元年度のマッチング実績は 78.5%となり、効率的に事業を実施することができた。					
その他						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
事業名	【No. 37】 優良介護サービス事業所等表彰事業			【総事業費】 40,783 千円		
事業の対象となる区域	県全域					
事業の実施主体	神奈川県					
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了					
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）には、約 2 万 5000 人の介護人材の不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。 また、現在の介護保険制度では、質の高い介護サービスを提供し、利用者の要介護度が軽減すると介護報酬が減額となってしまう、サービスの質の向上に向けた取組みに対するインセンティブが働く仕組みが必要である。					
	アウトカム指標：介護サービス事業所全体のサービスの質の向上と人材の定着促進を図る。					
事業の内容 (当初計画)	人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた介護サービス事業所を対象に、20 事業所を上限として選考の上表彰を行い、更なるサービスの質の向上や従業者の資質向上・定着促進を図る。					
アウトプット指標 (当初の目標値)	人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた介護サービス事業所を対象に、20 事業所を上限として選考の上表彰を行い、更なるサービスの質の向上や従業者の資質向上・定着促進を図る。					
アウトプット指標 (達成値)	人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた事業所に対して表彰を行った。					
		H28	H29	H30	R1	累計
	表彰事業所数	19 事業所	18 事業所	20 事業所	20 事業所	57 事業所
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： サービスの質の向上について、数値目標ではかることは難しいため、代替指標として、更なるサービスの質の向上や従業者の資質向上・定着促進に取り組んでいる、本事業への応募事業所数を用いる。 →					
		H28	H29	H30	R1	累計
	応募事業所数	66 事業所	117 事業所	130 事業所	107 事業所	420 事業所
	(1) 事業の有効性 介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた事業所を「かながわベスト介護セレクト 20」として表彰し、頑張った介護が報われるという機運を高める効果に寄与した。					
	(2) 事業の効率性 本事業を 11 月 11 日の介護の日に併せて実施する「介護フェア」等と併せて実施することで、効果的な広報が可能となるとともに、開催経費等の節減が図られた。					
その他						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
事業名	【No. 38】 介護従事者子育て支援事業		【総事業費】110,155 千円	
事業の対象となる区域	県全域			
事業の実施主体	神奈川県			
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了			
背景にある医療・介護ニーズ	厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 5,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。			
	アウトカム指標：出産・育児のための離職防止及び離職している者の復帰			
事業の内容 （当初計画）	出産や育児をしながら介護職員として働き続けることができるよう、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を利用する際に、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助する。			
アウトプット指標 （当初の目標値）	子育てのために離職する介護職員を減らし、定着を促進する。			
アウトプット指標 （達成値）		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	短時間勤務職員	40人	31人	30人
	法人数	22事業所	15事業所	13事業所
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 短時間勤務職員として復職した人数 30人			
	（1）事業の有効性 出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用することを支援し、介護職員が長く働きやすい環境を整備することで離職率の低下や新たな介護人材の確保が図られた。 （2）事業の効率性 事業者負担分を設定することにより、経費の節減が図られた。			
その他				

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 39】介護ロボット普及推進事業	【総事業費】 26,681 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県において、今後、急速に高齢化が進むことが見込まれ、介護施設や在宅の介護現場における介護者の負担が増大することが予測される。そこで、介護現場の負担軽減を図るとともに、高齢者の自立支援のため、介護ロボットの介護施設等への導入を推進していく必要がある。	
	アウトカム指標： 介護ロボットを導入する介護施設の増 平成 30 年 3 月：250 令和元年 3 月：300 令和 2 年 3 月：350 令和 3 年 3 月：400	
事業の内容（当初計画）	県内の介護施設等を公開事業所として、介護ロボット普及推進センターに位置づけ、現場での利用・評価とともに、活用方法を広く県内の介護関係者に公開し、機器の普及を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボット普及推進センター見学者数 平成 24～29 年度累計人数：延べ 2600 人→平成 24～32 年度累計：延べ 4000 人	
アウトプット指標（達成値）	平成 24～令和元年度累計人数：延べ約 3500 人	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標について、介護ロボットを導入する介護施設数の把握ができないため、次回以降指標の変更を検討する必要がある。普及推進のアウトカム指標として、新たに介護ロボット導入支援事業費補助金による介護ロボットの補助台数を把握したところ、令和元年度は 56 施設、414 台であり、介護ロボットの普及が図られたことが確認できた。	
	（１）事業の有効性 令和元年度の見学者数は約 400 名で、介護ロボット導入支援事業での補助台数も増加しているため、普及推進に繋がっている。 （２）事業の効率性 事前申込みのため、参加希望者の所属や見学目的等を把握した上で、参加者のニーズに沿った説明を行うことができた。	
その他	厚生労働省の介護現場革新会議で策定された介護現場革新プランに基づき、「介護施設等における生産性向上に資するパイロット事業」を全国 7 地域で実施することとなり、そのうちの 1 つに本県が選定され、介護施設におけるロボット・ICT 機器等の実証実験を行った。	

	そこで、令和元年度パイロット事業の協力施設を「生産性向上パイロット事業公開事業所」として位置付け、継続して実証実験を行い、ロボット等の導入により期待される「利用者にとっての質の高い介護」、「職員にとっての負担軽減」、「施設における生産性向上」といった3つの観点から、引き続き効果検証を行うこととした。
--	---

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.40】 神奈川らくらく介護普及推進事業	【総事業費】 2,739 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	神奈川県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・高齢化の進展に伴い、介護・看護職員等の不足も見込まれることから、介護・看護職員等の負担軽減や利用者に対するケアの向上を図る必要があるため、介護や看護等の現場における腰痛予防対策の考え方である「人の力のみで抱え上げない介護・看護」の推進を図る。 ・講習会の参加者数が増加することで、腰痛予防に関する普及啓発となり、腰への負担を軽減する福祉用具やロボット等の積極的な導入等に繋がる。	
	アウトカム指標： ・腰への負担を軽減する福祉用具やロボット等の積極的な導入 ・介護者・利用者等による一層適したロボットの開発 ・介護職員・管理者等における意識啓発	
事業の内容（当初計画）	「神奈川らくらく介護宣言」推進のための普及啓発 介護現場の管理者や介護をする一般県民に対し、講習会を開催することにより、その理念等の普及啓発を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	平成 29 年度実績：一般向け 40・介護従事者 150 平成 30 年度：一般向け 100・介護従事者 200 令和元年度：一般向け 120・介護従事者 300 令和 2 年度：一般向け 140・介護従事者 400 （数値は累計）	
アウトプット指標（達成値）	平成 29 年度実績：一般向け 25・介護従事者 118 平成 30 年度実績：一般向け 36・介護従事者 156 令和元年度実績：一般向け 70・介護従事者 194 （数字は累計）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：介護職員・管理者等における意識啓発→観察できた 令和元年度において、研修修了後に取得したアンケートから、「神奈川らくらく介護宣言」を研修受講前に知らなかったと回答した割合は介護従事者が 60%、一般県民が 77%であった。本研修を実施したことにより、宣言及び理念等の浸透につながった。	
	（1）事業の有効性 本事業により累計 264 名の介護従事者及び一般県民が研修に参加し、「神奈川らくらく介護宣言」の普及につながった。	

	(2) 事業の効率性 令和元年度から実施地域の見直しを行い、集客しやすい地域・会場に集約したことにより経費の節減を図った。
その他	

平成 26 年度神奈川県計画に関する 事後評価

**令和 3 年 1 月
神奈川県**

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(27 年度実施状況)

- ・平成 27 年 7 月 30 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(28 年度実施状況)

- ・平成 28 年 9 月 6 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(29 年度実施状況)

- ・平成 29 年 9 月 14 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(30 年度実施状況)

- ・平成 30 年 9 月 19 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和元年度実施状況)

- ・令和元年 9 月 20 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和 2 年度実施状況)

- ・令和 2 年 9 月 30 日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・本来、計画に基づき早期に執行し、医療介護総合確保を進めていくべきものであり、既に交付後 2 年を経過しているので、残額については、しっかり執行していただきたい。(平成 28 年 9 月 6 日 保健医療計画推進会議)
- ・実績が目標と大きく乖離している事業については、従来通りに進めるのではなく、抜本的な見直しを検討して頂きたい。(平成 29 年 9 月 14 日 保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

平成26年度神奈川県計画に規定する目標

■神奈川県全体（目標）

① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標

ア 在宅医療推進施策事業【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

○ 在宅医療連携拠点の整備

在宅医療を推進するにあたり、在宅医療や介護の連携を図るための拠点が必要であることから、県内全ての市町村に医療・介護連携推進事業の取組みを行う拠点を整備する。（33市町村）

○ 在宅医療推進協議会の設置

県全域で、在宅医療・介護関係者等で構成される「県在宅医療推進協議会」を設置するとともに、各地域包括ケア会議の単位で「地域在宅医療推進協議会」を設置し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有を図り、在宅医療施策を推進する。（県1か所、地域8か所）

○ 地域医師看取り検案研修事業

本県においては、超高齢社会にあって、かかりつけ医等、日頃から患者の状態を理解している地域の医師が看取りや検案に対応できるようになることを目標とする。（研修会への参加医師数：630名）

イ 在宅歯科医療推進施策事業【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

○ 在宅歯科医療連携拠点の整備

在宅歯科医療を推進するにあたり、在宅歯科医療と医科・介護の連携を図るための拠点が必要であることから、在宅歯科医療中央（地域）連携室を設置する。（中央1か所、地域24か所）

○ 在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器の整備

在宅歯科医療を実施していない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、既に実施している歯科医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。（3か年：215か所）

エ 精神科医療強化事業【計画期間：平成26年度から平成28年度まで】

県内の精神科病院（63機関）における退院支援委員会の開催にあたり、地域援助事業者等の参画を支援することによって、地域における医療と福祉の連携体制の推進を図る。（退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながる患者数900人）

オ 在宅医療（薬剤）事業【計画期間：平成26年度から平成29年度まで】

急速な高齢化が進むことに伴い、在宅医療（薬剤）を推進する必要があるが、実施するのにあたり、次の課題を解決し、高齢者・患者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

○ 訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成並びに在宅受入薬局の周知。

○ 薬局による医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給。

○ 病院や薬局に復職・再就職等を希望する薬剤師の支援。

② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標

ア 医師確保関連事業【計画期間：平成 26 年度から令和元年度まで】

本県においては、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労など、以下に記載する医療従事者の確保に関する課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7 人→207.7 人
- ・ 産科後期研修医数 83 人→85 人
- ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 39 カ所→44 カ所
- ・ 分娩取扱施設に勤務する常勤産科医師数 537 人→537 人（現状維持）
- ・ 分娩取扱施設に勤務する非常勤産科医師数 118 人→118 人（現状維持）
- ・ 分娩取扱件数 64,887 件→ 64,887 件（現状維持）

分娩取扱施設が減少傾向にある中、高齢出産などのハイリスク分娩が増えており、安全を最優先に考えた帝王切開術が増加していくことが見込まれるため、帝王切開術のために待機する産科医師を確保する経費の一部を支援することにより、地域における安心・安全な分娩提供体制を確保する。

集団研修や医業分野アドバイザー等を派遣することにより、医療機関が自主的に行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく、勤務環境改善への取組みを支援することにより、医療機関の勤務環境改善を促すとともに、医療従事者の確保に資する。

小児医療の充実、特に夜間や休日の小児救急医療体制を確保し、初期・二次・三次救急の連携を充実させることにより安定的な小児救急医療体制整備を行い、小児医療従事者の負担軽減及び人員の充実を図る。

イ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【計画期間：平成 26 年度から平成 30 年度まで】

- 訪問看護に関する課題及び対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、訪問看護のニーズに対応できる看護人材を育成するための研修を実施することにより、質の高い訪問看護サービス提供体制の構築を目標とする。
- 本県の人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。
- 急速な高齢化に伴う保健・医療・福祉サービスの需要増加への対応及び、在宅歯科医療の推進等のため歯科衛生士等の人材を確保することを目標とする。

ウ 歯科衛生士による口腔咽頭吸引実習事業【計画期間：平成 26 年度から平成 27 年度まで】

本県においては、歯科保健業務に従事している歯科衛生士等に対し、最新の知識、技術の習得等について研修や啓発を行うとしている。そこで、在宅で療養する要介護者（気管切開患者や嚥下障害者）への歯科保健医療の一貫として、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時において口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士を育成することを目標とする。（目標とする育成数 90 名（2 カ年計画））

令和元年度終了時における目標の達成状況

□神奈川県全体（達成状況）

【終了（令和元年度の状況）】

1) 目標の達成状況

① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標

ア 在宅医療推進施策事業

- 地域の医師が看取りや検案に対応できるようにするための研修会を実施（計 11 回実施、参加医師数：389 名）

イ 在宅歯科医療推進施策事業

- 在宅歯科医療連携拠点として、中央連携室 1 か所、地域連携室 24 か所を設置し、運営

エ 在宅医療（薬剤）事業

- ・ 研修の実施により、訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成を推進
 - 訪問薬剤管理指導研修 24 回開催（受講者数 1,476 名）
 - 褥瘡対応研修 4 回開催（受講者数 376 名）

② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標

ア 医師確保関連事業

- 医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。
 - ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）205.4 人（平成 28 年）
 - ・ 産科後期研修医数 65 人（平成 29 年）
 - ・ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 40 か所（平成 29 年）
 - ・ 分娩取扱施設に勤務する常勤産科医師数 544 人（平成 29 年）
 - ・ 分娩取扱施設に勤務する非常勤産科医師数 124 人（平成 29 年）
 - ・ 分娩取扱件数 61,556 件（平成 29 年）
- 医療勤務環境改善支援センターを運営し、医療機関の勤務環境改善への取組みを支援した。
- なお、平成 30 年度は事業を実施していない（別途、平成 28 年度計画、平成 29 年度計画及び平成 30 年度計画により、事業を実施した）。

イ 看護職員等の確保及び質の向上に関する事業

- 平成 30 年度は事業を実施していない（別途、平成 28 年度計画、平成 29 年度計画及び平成 30 年度計画により、事業を実施した）。

2) 見解

① 居宅等における医療の提供に関する事業

ア 在宅医療推進施策事業

県が実施してきた在宅看取り検案研修会を、平成29年度からは公立大学法人横浜市立大学が事業主体となり在宅看取り検案研修会を開催した。在宅医療を行う医師への法医学知識を含む実践的な看取りや検案についての理解が深まるなど一

定の成果が得られたものの、目標の660名には到達しなかった。

イ 在宅歯科医療推進施策事業

在宅歯科医療地域連携室及び中央連携室の設置や、在宅歯科医療用機器の整備支援などにより、在宅歯科医療への参入が促進され、在宅歯科医療提供体制の充実に向けた取組みが進んでいる。

エ 在宅医療（薬剤）事業

研修の開催などにより、人材の育成・確保が一定程度進んだ。

② 医療従事者の確保に関する事業

ア 医師確保関連事業

人口10万人当たり医師数は、若干増加した。

分娩取扱件数が減少したものの、専攻医指導施設数はほぼ横ばいを維持している。産科後期研修医数、分娩取扱施設における常勤医師数、非常勤医師数は、若干減少しているが、これは未回答医療機関の分が減となっているもので、前年に回答のあった医療機関で比較すると若干増加している。

医療勤務環境改善支援センターを平成27年1月に設置するとともに、勤務環境を改善する意向のある医療機関に対してアドバイザー派遣を行う等の支援を行った。また、医療機関が自主的に勤務環境改善の取組を促進するための研修会を実施した。

3) 改善の方向性

① 居宅等における医療の提供に関する事業

ア 在宅医療推進施策事業について

医師に対し看取りや検案に関する研修会を行うことで、看取り検案への理解が深まり一定の成果を得たものの、目標の660名には到達しなかったが、今後在宅死が急増する中で、在宅医が看取り検案を行う機会が増える状況に対応していくために、法医学的知識を含む研修を実施していき、対象を医師以外にも広げて、看取り検案に対応可能な人材の育成を支援していく。

エ 在宅医療（薬剤）事業について

研修の開催などにより、人材の育成・確保が一定程度進んだものの、まだ積極的に在宅医療に参画できる薬局が少ないことから、今後も引き続き研修等を開催し、更なる人材の育成・確保が必要である。

② 医療従事者の確保に関する事業

ア 医師確保関連事業について

地域医療支援センターにおいて、特定診療科や地域による医師の偏在の解消に向けた検討をさらに進めていく。

また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関が自主的に勤務環境改善の取組を促進するための研修会及び個別相談を今後も実施していく。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横浜（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から令和元年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から令和元年度まで】

□横浜（達成状況）

【終了（令和元年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。

■川崎（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□川崎（達成状況）

【終了（平成30年度の状況）】

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の達成状況と同様である。

■相模原（目標と計画期間）

- ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
- ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標
県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□相模原（達成状況） 【終了（平成30年度の状況）】 ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。
■横須賀・三浦（目標と計画期間） ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
□横須賀・三浦（達成状況） 【終了（平成30年度の状況）】 ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。
■湘南東部（目標と計画期間） ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】
□湘南東部（達成状況） 【終了（平成30年度の状況）】 ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。
■湘南西部（目標と計画期間） ① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】

□湘南西部（達成状況）	【終了（平成30年度の状況）】
① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。	
■県央（目標と計画期間）	
① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成 26 年度から平成 30 年度まで】 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】	
□県央（達成状況）	【終了（平成30年度の状況）】
① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。	
■県西（目標と計画期間）	
① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成 26 年度から平成 30 年度まで】 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の目標と同様である。【計画期間：平成26年度から平成30年度まで】	
□県西（達成状況）	【終了（平成30年度の状況）】
① 居宅等における医療の提供に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。 ② 医療従事者の確保に関する事業に係る目標 県全体の達成状況と同様である。	

3. 事業の実施状況

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	13 院内保育所支援事業	【総事業費】 1,516,936 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	子どもを持つ医師・看護職員等が子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、病院内保育所の整備及び運営を図り、離職防止及び再就業を促進し、看護職員等を確保することを目標とする。	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ・ 保育施設を運営する医療機関に対し運営費の支援（120 施設）を行うことにより、子どもを持つ医師・看護職員等が子育てをしながら働き続けられる環境整備を進めた。 平成 27 年度においては、 ・ 保育施設を運営する医療機関に対し運営費の支援（121 施設）を行った。 令和元年度においては、 ・ 保育施設を運営する医療機関に対し運営費の支援（114 施設）を行ったが、そのうちの 85,798 円分について 26 年度計画分基金を充当した。	
事業の有効性と効率性	（1）事業の有効性 院内保育所の設置、運営に対する支援により、看護職員等の保育サポートを行い、子どもを持つ看護職員等が安心して業務に従事できる勤務環境を整備することで、離職防止及び再就業を促進し、地域医療の充実を図る。 （2）事業の効率性 受益者負担（保育料収入相当額）控除後の設置者負担額の範囲内において補助し、効率的に実施をしている。	
その他		